

令和4年第1回定例会

大和村議会会議録

第1回定例会 令和4年3月3日（木）開会
令和4年3月22日（火）閉会

大和村議会

令和４年第１回大和村議会定例会会期日程

３月３日（木）開会～３月２２日（火）閉会 会期２０日間

日 次	月 日	曜日	会議別	日 程
第１日	３月３日	木	本会議	開 会 １ 会議録署名議員の指名 ２ 会期の決定 ３ 諸般の報告 ４ 行政報告 ５ 承認第 １号 令和３年度大和村一般会計補正予算（第４号）の専決処分の承認について ６ 承認第 ２号 令和３年度大和村一般会計補正予算（第５号）の専決処分の承認について ７ 議案第 １号 令和３年度大和村一般会計補正予算（第６号）について ８ 議案第 ２号 令和３年度大和村簡易水道事業特別会計補正予算（第４号）について ９ 議案第 ３号 令和３年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第４号）について １０ 議案第 ４号 令和３年度大和村大和診療所特別会計補正予算（第４号）について １１ 議案第 ５号 令和３年度大和村介護保険特別会計補正予算（第３号）について １２ 議案第 ６号 令和３年度大和村集落排水事業特別会計補正予算（第３号）について １３ 議案第 ７号 令和３年度大和村大和の園特別会計補正予算（第４号）について １４ 議案第 ８号 令和４年度大和村一般会計予算

日 次	月 日	曜 日	会議別	日 程
第 1 日	3 月 3 日	木	本会議	について 15 議案第 9 号 令和 4 年度大和村簡易水道事業特別会計予算について 16 議案第 10 号 令和 4 年度大和村国民健康保険特別会計予算について 17 議案第 11 号 令和 4 年度大和村大和診療所特別会計予算について 18 議案第 12 号 令和 4 年度大和村介護保険特別会計予算について 19 議案第 13 号 令和 4 年度大和村集落排水事業特別会計予算について 20 議案第 14 号 令和 4 年度大和村大和の園特別会計予算について 21 議案第 15 号 令和 4 年度大和村後期高齢者医療特別会計予算について (施政方針及び提案理由説明) (大綱質疑) 22 令和 4 年度予算審査特別委員会の設置について 23 議案第 16 号 大和村定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について 24 議案第 17 号 大和村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について 25 議案第 18 号 大和村観光公園施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について 26 議案第 19 号 大和村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について 27 議案第 20 号 大和村営ゲストハウスの設置及び管理に関する条例の制定について
第 2 日	3 月 4 日	金	委員会	予算審査特別委員会（現地調査）

日 次	月 日	曜日	会議別	日 程
第 3 日	3 月 5 日	土	休 会	
第 4 日	3 月 6 日	日	休 会	
第 5 日	3 月 7 日	月	休 会	
第 6 日	3 月 8 日	火	本会議	一般質問 (午前) 1 番 市田実孝 議員 5 番 藏 正 議員 (午後) 7 番 中井文忠 議員 2 番 前田清和 議員 6 番 勝山浩平 議員
第 7 日	3 月 9 日	水	休 会	
第 8 日	3 月 10 日	木	休 会	
第 9 日	3 月 11 日	金	休 会	
第 10 日	3 月 12 日	土	休 会	
第 11 日	3 月 13 日	日	休 会	
第 12 日	3 月 14 日	月	休 会	
第 13 日	3 月 15 日	火	休 会	大和中卒業式
第 14 日	3 月 16 日	水	委員会	予算審査特別委員会（一般会計・各特別会計）
第 15 日	3 月 17 日	木	委員会	予算審査特別委員会（一般会計・各特別会計）
第 16 日	3 月 18 日	金	休 会	
第 17 日	3 月 19 日	土	休 会	
第 18 日	3 月 20 日	日	休 会	
第 19 日	3 月 21 日	月	休 会	
第 20 日	3 月 22 日	火	本会議	1 議案第 8 号 令和 4 年度大和村一般会計予算 について 2 議案第 9 号 令和 4 年度大和村簡易水道事業 特別会計予算について 3 議案第 10 号 令和 4 年度大和村国民健康保険

日 次	月 日	曜日	会議別	日 程
第 20 日	3月22日	火	本会議	特別会計予算について 4 議案第 1 1 号 令和 4 年度大和村大和診療所特別会計予算について 5 議案第 1 2 号 令和 4 年度大和村介護保険特別会計予算について 6 議案第 1 3 号 令和 4 年度大和村集落排水事業特別会計予算について 7 議案第 1 4 号 令和 4 年度大和村大和の園特別会計予算について 8 議案第 1 5 号 令和 4 年度大和村後期高齢者医療特別会計予算について (予算審査特別委員長報告及び採決) 9 同意第 1 号 大和村副村長の選任について 10 議員派遣の件について 11 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について 閉 議

第 1 回 大和村議会定例会

第 1 日

令和 4 年 3 月 3 日（木）

大 和 村 議 会

令和４年第１回大和村議会定例会会議録

令和４年３月３日（木）

午後１時３０分 開 会

１ 議事日程

開会の宣告

- 日程第 １ 会議録署名議員の指名
- 日程第 ２ 会期の決定
- 日程第 ３ 諸般の報告
- 日程第 ４ 行政報告
- 日程第 ５ 承認第 １号 令和３年度大和村一般会計補正予算（第４号）の専決処分の承認について
- 日程第 ６ 承認第 ２号 令和３年度大和村一般会計補正予算（第５号）の専決処分の承認について
- 日程第 ７ 議案第 １号 令和３年度大和村一般会計補正予算（第６号）について
- 日程第 ８ 議案第 ２号 令和３年度大和村簡易水道事業特別会計補正予算（第４号）について
- 日程第 ９ 議案第 ３号 令和３年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第４号）について
- 日程第 １０ 議案第 ４号 令和３年度大和村大和診療所特別会計補正予算（第４号）について
- 日程第 １１ 議案第 ５号 令和３年度大和村介護保険特別会計補正予算（第３号）について
- 日程第 １２ 議案第 ６号 令和３年度大和村集落排水事業特別会計補正予算（第３号）について
- 日程第 １３ 議案第 ７号 令和３年度大和村大和の園特別会計補正予算（第４号）について
- 日程第 １４ 議案第 ８号 令和４年度大和村一般会計予算について
- 日程第 １５ 議案第 ９号 令和４年度大和村簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第 １６ 議案第 １０号 令和４年度大和村国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 １７ 議案第 １１号 令和４年度大和村大和診療所特別会計予算について
- 日程第 １８ 議案第 １２号 令和４年度大和村介護保険特別会計予算について
- 日程第 １９ 議案第 １３号 令和４年度大和村集落排水事業特別会計予算について
- 日程第 ２０ 議案第 １４号 令和４年度大和村大和の園特別会計予算について
- 日程第 ２１ 議案第 １５号 令和４年度大和村後期高齢者医療特別会計予算について

(施政方針及び提案理由説明)

(大綱質疑)

日程第22 令和4年度予算審査特別委員会の設置について

日程第23 議案第16号 大和村定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第24 議案第17号 大和村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第25 議案第18号 大和村観光公園施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第26 議案第19号 大和村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第27 議案第20号 大和村営ゲストハウスの設置及び管理に関する条例の制定について
散会の宣告

2 出席議員は次のとおりである。(8名)

1番	市田実孝君	6番	勝山浩平君
2番	前田清和君	7番	中井文忠君
3番	重信安男君	8番	宮田到君
5番	藏正君	9番	奥田忠廣君

3 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	大崎一也君	次長	児玉明美君
--------	-------	----	-------

5 説明のため出席した者の職氏名

村長	伊集院幼君	教育長	晨原弘久君
副村長	泉有智君	教委事務局長	森永学君
総務課長	政村勇二君	企画観光課長	福山茂君
建設課長	前田逸人君	産業振興課長 兼農委事務局長	郁島武正君
教委指導主事	前田剛君	保健福祉課長	早川理恵君
会計管理者 兼会計課長	大石松美君	大和診療所事務長	松崎泰郎君
住民税務課長	池田浩二君	大和の園園長	勝健一郎君

開会 午後１時３０分

-----○-----

○議長（奥田忠廣君）

皆さん、こんにちは。ただいまから、令和４年第１回大和村議会定例会を開催いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付いたしております議事日程のとおりであります。

-----○-----

日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（奥田忠廣君）

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、６番、勝山浩平君、７番、中井文忠君を指名いたします。

-----○-----

日程第２ 会期の決定

○議長（奥田忠廣君）

日程第２、会期の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から３月22日までの20日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から３月22日までの20日間に決定いたしました。

-----○-----

日程第３ 諸般の報告

○議長（奥田忠廣君）

諸般の報告を行います。

令和３年度第４回定例議会以降の議会活動につきましては、文書でお手元に配付しておりますので、口頭報告は省略いたします。

これで、諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第４ 行政報告

○議長（奥田忠廣君）

日程第４、行政報告を行います。

村長から行政報告の申し出がありますので、これを許可します。

○村長（伊集院 幼君）

皆さん、こんにちは。それでは、昨年の12月からの行政報告をさせていただきます。

昨年は、コロナウイルスも落ち着いている状況の中で、我々も新しい年を迎えられるかなという思いで12月を過ごしたわけでございますけれども、12月に入りまして、上京する際に地元国会議員の先生方に御挨拶を申し上げたところでございます。自民党の奄振特別委員会で委員長でございます尾辻先生と、元国会対策委員長の森山先生に、今年度開通予定でございます宮古崎トンネルの件を含めて、要請をさせていただいたところでもございます。3月の27日に宮古崎トンネルの開通式が決まっておりますけれども、先生方も日程を調整して参加されるということでございました。また、12月の24日には塩田知事ともお会いさせていただいて、年末の御挨拶とこれまでの村に対する取り組みについて、お礼を申し上げたところでもございます。塩田知事におきましても、今月には開通式に御参加いただけるということになっているようでございます。

年が明けまして、1月入って早々、成人式終了後から村内における感染者も発生がされたところでもございます。我々もこれまで村民の皆さんに感染防止対策を呼びかけながら、しっかり今後も対策を講じてまいりたいというふうに庁内で対策会議も開かさせていただいたところでもございます。

御案内のとおり、1月に入りまして15日から16日にかけての未明におけるトンガ沖火山噴火による津波警報が発令されました。我々も夜中での警報発令によって、災害対策本部を設置しながら、そして多くの村民にも御協力いただいて避難をしていただきました。また、一部対応の取れなかったこととか、いろいろ課題や反省点も出てきたわけございまして、事務嘱託員の皆様からいろいろと地元での意見集約もさせていただいて、今、庁内でもとりまとめをしながら取り組みをしておりますので、今後とも一般質問を含めて議員の皆様からも御意見を賜ればと思っているところでございます。

2月に入りまして、2月1日には今年度のタンカンが裏年ということもありましたけれども、本村で鉢入れ式を玉野公和さんの農園でさせていただきました。また、2月の8日にはタンカンの品評会もございまして、毎年大和村福元産のタンカンが表彰をいただいている中で、今年度も玉野公和氏が金賞を受けたということで、我々も大変立地条件に恵まれた場所でもりますけれども、農家の皆さんがseitandamete作っておられるものを、今後ともPR、また発信に努めていきたいというふうに思っているところでございます。

それから、2月の23日でございますけれども、急きょグレイ美術さんとの協議を本社のほうでさせていただきました。今現在、温泉が湧出を起きまして、大浴場の整備に向けて着々と進めているところでもございますけれども、多大な事業費を投入するにあたって、我々も企業と行政がタイアップしながら、国の融資制度も活用していただこうということもございまして、そしてまた、グレイ美術さんからも今後施設整備に伴う中で、企業版ふるさと納税も御検討いただけないかというこ

とも含めて協議をさせていただきました。今後、議員の皆さんにもいろんな形でお示し、また協議をしていただこうというふうに考えているところでもございますので、その点について、また御理解をいただければというふうに思っております。

以上が行政報告でございますけれども、今月の27日には宮古崎トンネルの開通式を迎えるということで、27日の日曜日午後からは、本格的な開通ができるということになろうかと思っております。村民の皆さんの待望のトンネルが完成するということで、この開通をしっかり我々も受け止めて、議員のみなさんとも一緒になって村の情報発信に努めていきたいというふうに思っております。

以上で行政報告を終わりたいと思います。

○議長（奥田忠廣君）

これで、行政報告を終わります。

-----○-----

日程第5 承認第1号 令和3年度大和村一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認について

○議長（奥田忠廣君）

日程第5、承認第1号、令和3年度大和村一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認についてを議題といたします。

提案者に提案の理由並びに内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和3年度大和村一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認について、提案の理由を申し上げます。

令和3年度大和村一般会計補正予算（第4号）は、子育て世帯臨時特別給付金事業の増額によりまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしました。

内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○総務課長（政村勇二君）

令和3年度大和村一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認について、内容の御説明を申し上げます。

令和3年度大和村一般会計補正予算（第4号）は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,000万円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億5,533万円にいたしました。

7ページをお開きください。

歳入を御説明申し上げます。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金は、子育て世代生活支援特別給付事業に伴い、子育て世帯臨時特別給付金として1,000万円を増額計上いたしました。

内容につきましては、コロナ経済対策といたしまして、0歳から高校3年生までを対象とし、1人当たり10万円相当の給付を行うものでございます。

次に、８ページの歳出を御説明申し上げます。

款３民生費、項２児童福祉費、目２児童措置費は、歳入と同じく子育て世帯臨時特別給付金として1,000万円を増額計上いたしました。

以上で説明を終わります。御承認方よろしくお願い申し上げます。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、承認第１号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

御異議なしと認めます。

したがって、承認第１号は承認することに決定いたしました。

-----○-----

日程第６ 承認第２号 令和３年度大和村一般会計補正予算（第５号）の専決処分の承認について

○議長（奥田忠廣君）

日程第６、承認第２号、令和３年度大和村一般会計補正予算（第５号）の専決処分の承認についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和３年度大和村一般会計補正予算（第５号）の専決処分の承認について、提案の理由を申し上げます。

令和３年度大和村一般会計補正予算（第５号）は、子育て世帯臨時特別給付金事業及び環境保全対策事業の増額により、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしました。

内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○総務課長（政村勇二君）

令和３年度大和村一般会計補正予算（第５号）の専決処分の承認について、内容の御説明を申し上げます。

令和３年度大和村一般会計補正予算（第５号）は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,460万円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億9,993万円にいたしました。

７ページをお開きください。

歳入から御説明申し上げます。

款14国庫支出金、項２国庫補助金、目２民生費国庫補助金は、住民税非課税世帯等臨時特別給付金の予算措置に伴い、4,100万円を増額計上いたしました。

款15県支出金、項２県補助金、目３衛生費県補助金は、軽石回収を含む環境保全対策補助金として360万円を増額計上いたしました。

次に、８ページの歳出について御説明申し上げます。

款３民生費、項２児童福祉費、目２児童措置費4,100万円の増額につきましては、住民税非課税世帯等臨時特別給付金に係る経費でございます。

款４衛生費、項１保健衛生費、目12環境保全対策事業は、軽石回収を含む海岸漂着物の回収関連費用として240万円を増額計上いたしました。

款13予備費におきまして120万円を増額し、歳入歳出の調整を行いました。

以上で内容の説明を終わります。御承認方よろしくお願い申し上げます。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

○２番（前田清和君）

すみません、専決処分の承認ですが、一言、村民の代弁者として、先月、国からの国庫補助金の4,100万円の非課税世帯特別給付金について、お話をさせていただきます。

これは国庫補助金ですので、国からの全国どこにでも配られたお金ではございますが、大和村が今現在850世帯ある中の400世帯、半分の方々がこの非課税世帯に当たるのかなというふうに思っております。村民の方々の中で、退職されて年金暮らしの方々もおられて、もらえる人と、そのちょっとの差でもらえなかった方々の、その差は何だという、そういう村民の周りの方々からそういう声も聞かせていただきます。これは国の制度ですので、どうのこうのいうあれはないんですけど、村長として、多分、村長の耳にもそういう声はもしかしたら入っているのかなと、私はもらえただけど、あなたはもらったけど、私はもらえなかったと、そういう声が少しあるように感じるところです。村長として、そういう声があったときに、私としてはやはり同じ働いて、税を働いて、一生懸命働いた人はもらえず、そのかわり非課税、収入が少ない方々は国からのこの10万円という大きな差といいますか、不公平感が少しあるのかなと。であれば、村として10万円じゃなくても、例えば

そのもらえなかった方、少しの差でももらえなかった方々への大変厳しい財政の中とは思いますが、1人に対していくらかという、そういう措置も村長には検討していただけないかなというふうに思うところです。村長が今、どういう思いなのかを聞かせていただければと思います。

○村長（伊集院 幼君）

議員の皆さんには御案内のとおり、これはもう国からの臨時給付金として支給されるものであって、我々も独自で決めている給付金じゃないために、国の制度に従ってただ給付をしているということでございます。本当、我々は非課税世帯がどういう形でなっているかというのは理解しているつもりですけれども、決まりに沿った形で給付しかできないという現状からすると、我々はいたしかたないのかなという考えでございます。それはもう収入によって非課税世帯になっているという現状がございますので、これは大和村だけでなく、全国の自治体がそういう形で取り決めた中で給付がなされているものだというふうに思っておりますので、制度に従って私たちは対応していくのが、我々の役目だというふうに考えているところでございます。

○議長（奥田忠廣君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、承認第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

御異議なしと認めます。

したがって、承認第2号は承認することに決定いたしました。

-----○-----

日程第7 議案第1号 令和3年度大和村一般会計補正予算（第6号）について

○議長（奥田忠廣君）

日程第7、議案第1号、令和3年度大和村一般会計補正予算（第6号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和３年度大和村一般会計補正予算（第６号）について、提案の理由を申し上げます。

令和３年度大和村一般会計補正予算（第６号）は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業など、奄美群島成長戦略推進交付金事業を含めて、歳入歳出それぞれ１億700万2,000円の増額予算を計上いたしました。

内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○総務課長（政村勇二君）

令和３年度大和村一般会計補正予算（第６号）について、内容の御説明を申し上げます。

令和３年度大和村一般会計補正予算（第６号）は、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ１億700万2,000円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億693万2,000円にしようとするものであります。

歳入の主なものから御説明いたします。

10ページをお開きください。

款10地方交付税、項１地方交付税、目１地方交付税は、普通交付税の追加交付により、4,274万5,000円を増額計上いたしました。

同じく10ページです。

款14国庫支出金、項２国庫補助金、目１総務費国庫補助金、節６新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、国の補正予算に伴う交付額の決定により4,579万8,000円を増額計上いたしました。

10ページをお開きください。失礼しました。11ページをお開きください。

款15県支出金、項２県補助金、目１総務費県補助金は、防災関連施設と農業創出緊急支援に対する奄美群島成長戦略交付金の増額と合わせ、工業製品輸送コスト支援事業補助金の事業実績における減額分の合計として、3,105万円を増額計上いたしました。

12ページをお願いいたします。

款17寄附金、項１寄附金、目４ガバメントクラウドファンディングは、まほろばやまと応援基金への項目の一本化を図るため、700万円を減額計上いたしました。

同じく12ページをお願いします。

款18繰入金、項１基金繰入金、目４ふるさと応援基金は、農業創出緊急支援に対する共同利用施設関連への充当として、ふるさと応援基金繰入金を1,000万円増額計上いたしました。

同じく12ページをお願いいたします。

款21村債、項１村債、目２土木費債は、道路橋梁費債及び河川費債並びに都市計画費債における各事業の起債額の調整を行い、1,270万円を減額計上いたしました。

13ページをお開きください。

款21村債、項1村債、目3消防費債は、消防関連施設整備事業における奄美群島成長戦略交付金の村単費分として300万円を増額計上いたしました。

同じく目4教育費債は、給食センター改修事業における実績に伴い、300万円を減額計上いたしました。

次に、歳出の主なものを御説明いたします。

14ページをお開きください。

款2総務費、項1総務管理費、目4財政管理費につきましては、財政調整基金及び振興基金への積立金として9,292万9,000円を増額計上いたしました。

15ページをお開きください。

款2総務費、項1総務管理費、目12地方創生臨時交付金事業は、新型コロナウイルス関連に伴う緊急雇用に関する報酬のほか、感染予防対策における需用費やシステム導入における委託費及び商工等事業継続支援並びに観光関連誘客促進の負担金補助及び交付金の合計として、5,792万6,000円を増額計上いたしました。

16ページを願いいたします。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費は、大学インターンシップ助成金、出産祝金、介護保険特別会計への繰出金の実績事業を見込み、合計で167万9,000円を減額計上いたしました。

18ページをお開きください。

款4衛生費、項1保健衛生費、目3環境衛生費は、簡易水道特別会計繰出金及び集落排水事業特別会計繰出金等の合計で、2,968万円を減額計上いたしました。

19ページをお開きください。

款5農林水産業費、項1農業費、目15農業創出緊急支援事業は、福元地区における共同利用施設整備に係る管理委託費及び工事請負費並びに農業用機器購入の合計といたしまして、4,175万円を計上いたしました。

20ページを願いいたします。

款6商工費、項1商工費、目2観光費は、コロナ禍における県外での特産品展示販売が出店できなかったことに伴い、その経費の合計として306万4,000円を減額計上いたしました。

21ページをお開きください。

款7土木費、項3河川費、目3大金久高潮対策事業は、事業負担の確定に伴い315万円を減額計上いたしました。

22ページを願いいたします。

款7土木費、項6住宅費、目2公営住宅等長寿命化計画事業は、国庫補助の内示額の減により、委託費及び工事請負費の合計として、454万4,000円を減額計上いたしました。

23ページをお開きください。

款8消防費、項1消防費、目6防災関連施設整備事業は、今里公民館防水改修における委託費及び工事請負費の合計として800万円を増額計上いたしました。

24ページをお願いいたします。

款11公債費、項1公債費、目1負担金は、償還金利子及び割引料として、9月補正にて償還分の補償金と利子分を451万1,000円減額計上いたしました。

同じく24ページです。

款13予備費において、35万8,000円を減額し、歳入歳出の調整を行いました。

最後に、すみません、前のほうにもどりまして、5ページをお願いいたします。

第2表の明許繰越費でございますが、令和3年度から令和4年度に繰り越して行う事業は、地方創生臨時交付金事業や戸円港改修事業、農業創出緊急支援事業、社会資本整備総合交付金事業など、合わせて9事業の合計4億3,137万3,000円を繰り越して行うこととしております。

以上で内容の説明を終わります。御審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

○6番（勝山浩平君）

3点伺いたいと思いますが、まず、15ページの空き家解体処分費助成金100万円、丸々減額となっておりますが、危険な廃屋、全ての集落で問題となっており、議会としてもこれまで早期対応を求める議会の意見書等も出させてもらっておりますが、これが減額になった理由、全員協議会で新年度新たな制度で進めていくということでありましたが、要綱の説明も受けました。その要綱の中で示されている、要綱の中にある廃屋、定義されている廃屋は村内で何件ありますか。

○企画観光課長（福山 茂）

先ほど議員のほうからございましたように、空き家事業なんですけれども、それにつき空き家の改修、解体、処分の助成金ですけれども、令和3年度で予定をしておりましたけれども、それにつきましては元々のこちらの方針としまして、集落のほうに助成金を交付する形で実施しようとしておりましたが、やはりそれにつきましては、やはり課題があるものですから、新年度に新たに空き家解体の処分についての事業を創設いたしまして、それで実施を行っていく。それにつきましては、空き家の所有者個人に対して助成を行うというものでございます。

現在、この対象となります空き家の数につきましては、申し訳ございません、私のほうが手元に資料がございませんので、また後ほど報告させていただきたいと思っております。

○6番（勝山浩平君）

新年度から始まるこの新しい助成事業、期待をしておりますけれども、助成金も廃屋の撤去を進める上の有効な手段だと思っておりますが、また、更地になってしまうと固定資産税が上がってしまいます。推進を更に撤去を促すためには、撤去後の、解体した撤去後の更地になった土地の固定資産税

の減免制度なども設けて、併せて推進をしていくべきではありませんか。

○企画観光課長（福山 茂）

現在、新年度から行おうとしております事業につきましては、事業の撤去、解体、処分の費用の
みを上げております。固定資産税については、検討のほうはしてないところでございます。

○議長（奥田忠廣君）

検討していないということでしょう、固定資産税の減額については。

○村長（伊集院 幼君）

廃屋解体後の、今議員の質問にありましたその固定資産の税の関係は、一応、どういう形で対応
ができるかというのは、前からちょっと我々も議論している中で、今現在、廃屋をまず撤去しても
らうのが一番大事じゃないかということで、今担当課長が、今それを答弁しましたけれども、我々
も税の関係もうまく手助けできるようなことを、今検討をしているところで、まだ結論が出ており
ませんので、新年度からスタートに当たっては、それまでにしっかり整理をして対応していきたい
というふうに思います。

○6番（勝山浩平君）

空き家、廃屋ですね、全国的な問題となっております、国のほうでも補助事業等がありますが
が、そういった国の補助事業の活用等は考えておりませんか。

○企画観光課長（福山 茂）

国の補助事業等については、考えていないところでございます。

○6番（勝山浩平君）

空き家再生等推進事業等の事業も国交省のほうにありまして、そういった国の補助事業も調査
を、研究をしていただきながら、なるべく廃屋の推進、取り組んでいただきたいと思います、こ
れまで廃屋の件で大きな被害はなかったんですけど、小さな被害というのは発生をしているんです
よね。屋根が、トタンが飛んで来て車に当たった、家に当たったという事例は発生をしております
が、これまでそういった危険な廃屋に対して、行政として指導等を行ったことがありますか。

○企画観光課長（福山 茂）

私が記憶する限りでは、そういう指導を行った経緯はなかったと思っております。

○総務課長（政村勇二君）

この廃屋に関しましては、年に1度、大島地区消防組合大和分駐所とですね、各事務嘱託員共同
で、まずは各集落における大島地区消防組合条例に則った廃屋として確認をしながら、その中で危
険物の排除等、その持ち主に対してですね、指導、通知はしているところでありますが、全世帯に
おいてなかなか島内にいらっしゃらない所有者の方もいらっしゃるようでございまして、全ての方
にその通知が行き渡っていない状況もございます。そういった方に、また所有者の把握も含めてで
すね、区長さん、事務嘱託員の協力を得ながら、また通知、指導等は消防のほうを通じて、また続
けていければというふうに考えております。

○議長（奥田忠廣君）

勝山君、5回目です。

○6番（勝山浩平君）

続いてですね、総務課長から説明いただきましたけど、同じく15ページの事業継続支援臨時作業等助成金、顧客促進補助金、商工等事業者事業継続支援金、観光事業者、コロナ禍における、少しでも支援をしていこう、収束後、観光振興を図っていくための支援金だと伺っておりますけれども、このそれぞれの事業の主な内容と、実施をする時期はどのようになっていますか。

○企画観光課長（福山 茂）

まず、事業者継続支援臨時作業助成金につきましては、コロナ禍の中で観光客が減少し、事業の継続に困難をきたしている事業者に作業等を依頼して、賃金相当分の助成金を支給することを行っております。主に、外来種の駆除作業等、また昨年度でしたら夕ご飯の販売所等もございましたけれども、またその作業、それ以外の作業等もありましたら、それをまるごと体験協議会のほうに作業の依頼をしまして、そちらのほうから作業を、その観光関連事業者のほうに作業をしていただくという形で、少しでも事業者が事業を継続していく中で困難な経営事業者の方が、少しでも収入があるような形を取れたらという形でしているところでございます。

実施の時期につきましては、コロナ対策のこの事業につきましては、また新年度に繰り越した形で事業を実施させていただきますので、その中で状況を見ながら、勘案しながら進めていきたいと思っております。

次に、誘客促進補助事業につきましては、これは以前ですとしまっちゅ割とか、そういうものを行っている事業でございます。また、そういう形での事業の実施になっていくかと思っております。

実施の時期につきましては、いれにつきましても年度を繰り越した形で、その中で状況を見ながら、必要な時期に行っていく形を取りたいと思っております。

商工事業者等継続支援金、これにつきましては、先ほどちょっと説明をさせていただいたところでございますけれども、事業者継続支援金、令和元年のコロナ発生前の収入に対して令和3年の事業収入の減少となった方には、この3月に事業の実施をさせていただくところでございます。50万以上事業収入が減少している方に対しましては10万円、また5段階で8万、6万、4万、2万円の事業を継続支援金のほうを給付を、収入が減少している事業者の皆さんに交付をさせていただきます。

その事業につきましては3月に、この3月に事業の実施をいたします。また、この予算上でございますこれにつきましては、また繰り越しの事業もございますので、必要に応じて事業の実施も新年度にできればと思っております。以上です。

○6番（勝山浩平君）

今御説明いただいた三つの事業、観光事業者が対象ということでありましたけれども、確認のためですけれども、観光業も幅広いんですが、どのような業種をそれぞれの事業で対象と考えており

ますか。

○企画観光課長（福山 茂）

事業者につきましては、事業継続支援金臨時作業等助成金につきましては、まるごと体験協議会に加入している団体、観光事業者、その中へ20事業者ほど加入しておりますので、その事業者等を中心に進めてまいりたいと思っております。

誘客促進事業については、新年度どういう形で実施するか、まだ確定をしていないところでございますので、またそこらにつきましては、またいろんな事業者等、また確認をしながら進めてまいりたいと思っております。

商工事業者等継続支援金につきましては、観光事業者等を中心に代行事業者、レンタカー事業者等も含みながら、飲食事業者、観光事業者関係を対象としております。

○6番（勝山浩平君）

以前、同僚議員等からも提案がありましたけれども、誘客促進補助金で以前しまっちゅ割キャンペーンというのをやっておりまして、今回もしまっちゅ割を行うかもしれないということでありましたが、その飲食店が含まれていないんですよね。飲食店もこのコロナ禍で店が開けずに、客も減って、昼間の時間帯だけでも客が減って、飲食店も大きな影響を受けているわけですが、このしまっちゅ割キャンペーンを行うことになったとしても、飲食店も含めるような幅広い業種の支援策というのを考えるべきではありませんか。

○企画観光課長（福山 茂）

しまっちゅ割キャンペーンをするとした場合の話になってまいりますけれども、その場合に、以前、ちょっといろいろとお話ございましたように、飲食事業者が含まれてない、その中にどうしてもクーポン券のほうを先にネットでする関係上、なかなか取り扱えなかった形で前回は動いておりました。その中で、またこちらの中でも内部でも、またまるごと体験協議会のほうとも協議をしまして、なかなかそれに対応する方法がないかどうかどうかということは、また検討しようということではしているところでございます。また、その結論については、やり方等は出ていないところでございますが、またいろいろ協議などもしてまいりたいと思っております。以上です。

○6番（勝山浩平君）

村内の飲食店なんか、だからやはり不満の声があるんですよね。観光と言ったら食事、飲食は大きなウエイトを占める魅力の一つです。ですから、その飲食店も支援ができるような制度設計を図っていただきたいと思います。

三つ目は最後ですね、16ページ、これもコロナの支援対策ですけど、地域商品券5,000円を全村民に支給をする事業ということでございましたけど、いつこれは実施をいたしますか。

○企画観光課長（福山 茂）

地域商品券の事業につきましても、年度を繰り越した形で、また事業の実施をしてまいります。また、地方創生臨時交付金そのものが各種足したような事業もしている中でございます。また、コ

ロナの発生、また、これからのコロナの状況等もございます。そういうことなども勘案しながら、時期についてはまだ現在のところ特定していないところでございます。また、実施する金額等についても、今後、そのコロナの地方創生臨時交付金の活用状況などを見ながら、検討してまいりたいと思っております。

○6番（勝山浩平君）

先ほどからコロナ対策の支援制度、何点か、何事業があつて、今のところ確定していないものもあると、しまっちゅ割もやるかどうか分からないけど、地域商品券も5,000円の額が変更するかもしれない、流動的な部分があるということでありましたけれども、私たち議会は、この事業をやるということで、今日審議をしておりますので、もし状況の、世の中の状況の変化によって事業の内容が変わることがあった場合には、せめて議長、事務局のほうにでも、変わった内容をお伝えをしていただきたいと思いますと思いますが、いかがですか。

○企画観光課長（福山 茂）

事業の進行状況によりまして、またそういう形で、この予算上から大きく変わるものがございましたら、またそれにつきましては、また報告等もさせていただきたいと思います。

○議長（奥田忠廣君）

よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

御異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第8 議案第2号 令和3年度大和村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について

○議長（奥田忠廣君）

日程第8、議案第2号、令和3年度大和村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和3年度大和村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について、提案の理由を申し上げます。

令和3年度大和村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）は、歳入においては繰入金の減額及び村債の増額など、歳出におきましては施設管理費の減額などによりまして、歳入歳出それぞれ20万円の減額予算を計上いたしました。

内容につきましては、住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○住民税課長（池田浩二君）

令和3年度大和村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）の内容について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ20万円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8,178万7,000円にしようとするものであります。

9ページの歳入から御説明申し上げます。

款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金の480万円の減額は、歳出の減額に伴い調整を図ったものでございます。

款6村債、項1村債、目1簡易水道事業債の460万円の増額は、簡易水道事業債の確定に伴うものでございます。

次に11ページの歳出について、主なものを御説明申し上げます。

款1事業費、項1水道管理費、目1総務管理費の20万円の減額につきましては、普通旅費の減額によるものでございます。

款1事業費、項1水道管理費、目2施設管理費につきましては、財源内訳の変更によるものでございます。

以上で内容の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第2号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第3号 令和3年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について

○議長（奥田忠廣君）

日程第9、議案第3号、令和3年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由並びに内容の説明を求めます。

村長

令和3年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、提案の理由を申し上げます。

令和3年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、県支出金の減額や保険給付費の減額などによりまして、歳入歳出それぞれ862万4,000円の減額予算を計上いたしました。

内容につきましては、保健福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○保健福祉課長（早川理恵君）

令和3年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、内容を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ862万4,000円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,224万9,000円にしようとするものです。

6ページの歳入を御説明申し上げます。

款3県支出金、項1県補助金、目1保険給付費補助金は、実績見込みに伴う普通交付金額等の確定により、790万5,000円を減額計上いたしました。

款5繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金は、実績見込みに伴う保健基盤安定繰入

金額等の決定により、71万9,000円を減額計上いたしました。

次に、7ページの歳出の主なものを御説明申し上げます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、担当者研修会等のオンライン開催に伴う旅費の減額により、23万9,000円を減額計上いたしました。

款2保険給付費、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費につきましては、一般被保険者療養に係る給付費の減額見込みに伴い、450万円を減額計上いたしました。

款2保険給付費、項2高額療養費につきましては、一般被保険者療養に係る高額療養費分の減額見込みに伴い、合計588万8,000円を減額計上いたしました。

次に、8ページをお開きください。

款7諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目1償還金及び返還金につきましては、前年度実績に伴う返還金として98万3,000円を増額いたしました。

款8予備費において、101万7,000円を増額し、歳入歳出の調整を図りました。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第3号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第10 議案第4号 令和3年度大和村大和診療所特別会計補正予算（第4号）について

○議長（奥田忠廣君）

日程第10、議案第4号、令和3年度大和村大和診療所特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由並びに内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和3年度大和村大和診療所特別会計補正予算（第4号）について、提案の理由を申し上げます。

令和3年度大和村大和診療所特別会計補正予算（第4号）は、新型コロナウイルス関連事業により、歳入歳出それぞれ281万7,000円の増額予算を計上いたしました。

内容につきましては、診療所事務長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○大和診療所事務長（松崎泰郎君）

令和3年度大和村大和診療所特別会計補正予算（第4号）について、内容の説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ281万7,000円増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億909万円にしようとするものであります。

それでは、6ページの歳入から御説明申し上げます。

款1診療収入、項1外来収入、目1国民健康保険診療報酬収入100万円の増額、目2社会保険診療報酬収入100万円の増額、目3後期高齢者保険診療報酬収入90万円の減額、その他診療報酬収入125万円の減額は、いずれも今年度の実績見込みによるもので、合計15万円を減額計上いたしました。

款3繰入金、項1一般会計繰入金は、一般会計繰入金20万8,000円の減額と、地方創生臨時交付金事業による繰入金600万円の増額により、579万2,000円を増額計上いたしました。

款5諸収入、項1雑入、目1雑入は、新型コロナウイルスワクチン接種費用支援金の282万5,000円の減額は、今年度実績見込みによるものです。

次に、7ページの歳出について御説明申し上げます。

款1総務費、項1施設管理費、目1一般管理費、節7報償費27万円の増額は、小児科医師報償費1日当たりの単価増によるものです。

同じく節10需用費8万5,000円の増額は、燃料費単価増によるものです。

同じく節17備品購入費600万円の増額は、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金事業により、大和診療所施設用大型冷暖房機空調機570万円と、今里へき地診療所のルーム用エアコン2台30万円の空調機購入費として増額計上いたしました。

款2医業費、項1医業費、目1医業費、節10需用費の60万円の増額は、医薬品費30万円、医療器材30万円の増額によるものです。

款2医業費、項1医業費、目1医業費、節11役務費の120万円の増額は、コロナ関連検査増による臨床検査手数料の増額によるものです。

最後に、前のほうに戻りまして、3ページをお願いします。

第2表の繰越明許費でございますが、令和3年度から令和4年度に繰り越しして行う事業は、国の地方創生臨時交付金事業の600万円を繰り越しして行うものとします。

以上で内容の説明を終わります。御審議方よろしくお願いします。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第11 議案第5号 令和3年度大和村介護保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（奥田忠廣君）

日程第11、議案第5号、令和3年度大和村介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和3年度大和村介護保険特別会計補正予算（第3号）について、提案の理由を申し上げます。

令和3年度大和村介護保険特別会計補正予算（第3号）は、歳入においては社会保険診療報酬支払基金からの交付金や繰入金の減額など、歳出におきましては、人権費や地域支援事業費の減額などにより、歳入歳出それぞれ148万円の減額予算を計上いたしました。

内容につきましては、保健福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いします。

○保健福祉課長（早川理恵君）

令和３年度大和村介護保険特別会計補正予算（第３号）について、内容を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ148万円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２億5,893万6,000円にしようとするものです。

６ページの歳入の主なものを御説明申し上げます。

款３国庫支出金、項２国庫補助金、目１調整交付金及び目６保険者努力支援交付金につきましては、実績見込みに伴う交付金額の決定により、合計で８万8,000円を増額計上いたしました。

款４県支出金、項１県負担金から款５支払基金交付金、項１支払基金交付金につきましては、介護保険サービス実績見込みに伴う交付金額の決定により、それぞれ歳入割合に応じた調整を行い、合計で69万7,000円を増額計上いたしました。

７ページをお開きください。

款７繰入金、項１一般会計繰入金、目４その他一般会計繰入金112万4,000円の減額につきましては、会計年度任用職員の人権費等に係るものでございます。

款７繰入金、項３基金繰入金、目１介護給付費準備基金につきましては、実績見込みに伴い129万円を減額計上いたしました。

次に、８ページ歳出の主なものを御説明申し上げます。

款１総務費、項１総務管理費、目１一般管理費につきましては、会計年度任用職員報酬等の調整により76万5,000円を減額計上いたしました。

款２保険給付費、項１介護サービス等諸費、目１居宅介護サービス給付費から10ページ、款２保険給付費、項６高額医療合算介護サービス等費につきましては、居宅介護サービス及び施設サービス給付費等に係る実績見込みに伴い、それぞれ調整を行い、合計で192万円を減額計上いたしました。

同じく10ページ、款５地域支援事業費、項１包括的支援事業任意事業費及び11ページ、款５地域支援事業費、項２介護予防日常生活支援総合事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う介護予防教室実施や研修回数等の減少により、合計で227万6,000円を減額計上いたしました。

以上で内容の説明を終わります。御審議方よろしく願いいたします。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第5号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第12 議案第6号 令和3年度大和村集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について

○議長（奥田忠廣君）

日程第12、議案第6号、令和3年度大和村集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和3年度大和村集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について、提案の理由を申し上げます。

令和3年度大和村集落排水事業特別会計補正予算（第3号）は、歳入におきましては地方債の増額など、歳出におきましては総務費の旅費、委託料の減額などにより歳入歳出それぞれ260万円の減額予算を計上いたしました。

内容につきましては、住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○住民税課長（池田浩二君）

令和3年度大和村集落排水事業特別会計補正予算（第3号）の内容について、御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ260万円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億3,568万5,000円にしようとするものでございます。

9ページの歳入から御説明申し上げます。

款4繰入金、項1繰入金、目1繰入金の2,480万円の減額は、歳出の減額に伴い調整を行ったものでございます。

款7村債、項1村債、目1農業集落排水事業債の2,220万円の増額は、農業集落排水事業債の確

定に伴うものでございます。

次に、10ページの歳出について、主なものを御説明申し上げます。

款1総務費、項1総務費、目1総務管理費の267万円の減額につきましては、普通旅費及び西部地区機能更新事業の測量設計委託料の減額によるものでございます。

款2事業費、項1事業費、目1農業集落排水事業につきましては、財源内訳の変更によるものでございます。

款4予備費、項1予備費、目1予備費の7万円の増額にて、歳入歳出の調整を行いました。

前に戻りまして、4ページをお開きください。

繰越明許費でございます。

款1総務費、項1総務費、西部地区の機能更新事業として750万円、款2事業費、項1事業費、東部地区農業集落排水事業2,040万4,000円、合計2,790万4,000円を明許繰越として計上しております。

以上で内容の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

○5番（藏 正君）

ちょっと確認だけ取りたいことがありまして、この集落排水事業、住民税務課のほうのあれになっているんですけども、この事業を推進するに当たって、保健福祉課と建設課あたりで、その集落にそういった要介護者とか、そういった方々が、どこに方がいるとかいう、そういった連携を図って業者のほうにも、こちらのところにはこういった方がいるからということ、そこまで連動した形で集落民に対する気配りが必要なんじゃないかなと思われるんですけど、そういった連携とか取っておられますか。

○建設課長（前田逸人君）

前も藏議員のほうから御質問がありました。集落内の工事が錯綜していて、なかなかデイサービスとか、大和村だけではなく、奄美市からもいらっしゃることで、そういった連携を取るようなという形でやっております。保健福祉課からも連絡情報をもらいまして、個人情報に当たりますので、業者にはちょっと直接言えないものですから、私たち施工発注者がそういった形の連携を取ってですね、毎週、月に4回、安全協議会等の役場のほうでもちまして、その中でこの日はこういった方が、ここは開けておいてくださいとかいう連携は、今のところ取っております。また、そこでちょっと足りないとか、苦情とか、もしあった場合は、またそこで修正していくということで、今協議を進めているところであります。以上です。

○5番（藏 正君）

今回、今、湯湾釜集落でその事業が進められているわけですけども、こういったことを確認し

ているにも関わらず、やっぱり集落民の中では、もうちょっと配慮がほしいなという意見をいっぱい聞いています。ただ看板を設置したり、周知してますよというだけじゃなくてですね、そういったことを言っても、やっぱりここからいろんな苦情が出ている状況にありますので、もうちょっと丁寧な業者に対する説明とか指導とかいうものを行っていただきたいと思います。

○建設課長（前田逸人君）

蔵議員がおっしゃるのはもっともでございます、当然なことでございます。やはり前も12月議会でも答弁いたしましたけれども、やっぱり工事ありきじゃなしに、住民あつての、住民目線の工事であります、住民目線に立って工事を行うということは重々承知でございます。ですから、こういった安全協議会の中でもですね、重ねて業者のほうには強く指導していきながら、住民の方には迷惑かけないような形で工事を施工していくということを、今後もまた強く指導していきたいと思います。以上です。

○議長（奥田忠廣君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第6号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第13 議案第7号 令和3年度大和村大和の園特別会計補正予算（第4号）について

○議長（奥田忠廣君）

日程第13、議案第7号、令和3年度大和村大和の園特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和３年度大和村大和の園特別会計補正予算（第４号）について、提案の理由を申し上げます。

令和３年度大和村大和の園特別会計補正予算（第４号）は、歳入におきましては繰入金の増額など、歳出におきましては総務費の減額やサービス事業費の増額などによりまして、歳入歳出それぞれ695万円の増額予算を計上いたしました。

内容につきましては、大和の園園長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○大和の園園長（勝 健一郎君）

令和３年度大和村大和の園特別会計補正予算（第４号）の内容について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ695万円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１億9,134万9,000円にしようとするものです。

８ページの歳入から御説明いたします。

款５繰入金、項１繰入金、目２一般会計繰入金の695万円の増額は、地方創生臨時交付金を活用しましてベッド等備品購入をするものであります。

次に、９ページの歳出について、主なものを御説明いたします。

款１総務費、項１施設管理費、目１一般管理費の379万円の増額は、会計年度任用職員の移動による報酬等の316万円の減額や、備品購入費の695万円の増額などによるものです。

款２サービス事業費、項１施設介護サービス事業費、目１施設介護サービス事業費の316万円の増額は、介護材料費など、消耗品費の増額や利用者増による賄い材料費の増額などによるものです。

最後に、前のほうに戻りまして、４ページをお願いいたします。

第２表の繰越明許費でございますけれども、令和３年度から令和４年度に繰り越して行う事業は、地方創生臨時交付金事業の695万円を繰り越して行うこととしております。

以上で内容の説明を終わります。御審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第7号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩いたします。

開会を3時から開会いたします。

-----○-----
休憩 午後 2時43分
再開 午後 3時00分
-----○-----

○議長（奥田忠廣君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

日程第14 議案第8号 令和4年度大和村一般会計予算について

日程第15 議案第9号 令和4年度大和村簡易水道事業特別会計予算について

日程第16 議案第10号 令和4年度大和村国民健康保険特別会計予算について

日程第17 議案第11号 令和4年度大和村大和診療所特別会計予算について

日程第18 議案第12号 令和4年度大和村介護保険特別会計予算について

日程第19 議案第13号 令和4年度大和村集落排水事業特別会計予算について

日程第20 議案第14号 令和4年度大和村大和の園特別会計予算について

日程第21 議案第15号 令和4年度大和村後期高齢者医療特別会計予算について

○議長（奥田忠廣君）

日程第14、議案第8号、令和4年度大和村一般会計予算についてから日程第21、議案第15号、令和4年度大和村後期高齢者医療特別会計予算について、以上の8件を一括議題といたします。

令和4年度、各会計当初予算の編成にあたって、村長に施政方針及び提案理由並びに内容の説明を求めます。なお、各特別会計の内容説明については、議案、日程の順序を問わず、各関係課長において関係する議案の説明を一括して行い、内容については簡潔にお願いします。

○村長（伊集院 幼君）

それでは、施政方針を申し上げます。

本日ここに、令和4年度の予算並びに諸議案をご審議いただくにあたり、村政に対する所信を明ら

かにするとともに、主要施策と予算の概要を申し上げまして、一般会計並びに各特別会計予算の提案理由とさせていただきますので、議会並びに村民各位のご理解と、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。それではまず、本村を取り巻く財政状況について申し上げます。

本村の財政運営に大きな影響を与える国の令和4年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針においては、「経済財政運営と改革の基本方針2021」に基づき、経済・財政一体改革を推進することとし、決して二度とデフレに陥ることがないように、デフレ脱却と経済再生の道筋を確かなものとしつつ、新型コロナウイルス感染症拡大で顕在化した課題を克服した後の新しい未来における経済社会の姿の基本的方向性として、「成長と分配の好循環」と「コロナ後の新しい社会の開拓」をコンセプトとした新しい資本主義の実現を目指すとしています。

また、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図るため「骨太方針2021」に掲げられている、「デジタル田園都市国家構想」や2050年カーボンニュートラルを目指しグリーン社会の実現、防災・減災・国土強靱化の推進など安全・安心の確保に向け「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」を実行に移し、ポストコロナの新しい社会をつくっていくとしています。

このような方針に基づいて編成された令和4年度の国の一般会計予算の規模は、前年度対比9,867億円増の、107兆5,964億円で、基礎的財政収支対象経費は83兆7,166億円となっております。

鹿児島県においては、新型コロナウイルス感染症の収束後も見据え、基幹産業である農林水産業、観光関連産業の更なる振興、中小企業等の競争力の強化、新産業の創出に取り組み、経済を持続的に発展させることで、「稼ぐ力」を向上させ、県民所得の向上を図る。更に高齢化の進行による扶助費が増加傾向にあることや、改修や更新を要する県有施設等の増加が見込まれることを踏まえると、厳しい財政運営が続くとされています。

それでは、令和4年度本村の行財政の基本方針について申し上げます。

令和4年度は、世界的にも蔓延している「新型コロナウイルス感染症」の完全なる終息が見えないものの、その対策については早期に取り組み、今後も「新しい生活様式」に継続して取り組むほか、世界自然遺産登録及び宮古崎トンネルの開通を契機に、本村が更に発展する年になるよう各種事業に取り組んで参りたいと考えております。

また、第2期総合戦略として策定された「大和村まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、その基本目標である、「大和村の特徴を活かした働きがいのある就業の場を創出する」、「大和村の魅力を発揮し、新しいひとの流れをつくる」、「若い世代が安心して結婚・出産・子育てを楽しむ環境をつくる」、「全ての村民が主人公となり、やりがい・生きがいを感じる地域をつくる」の4つの基本目標における計画の達成に向け年時的に推進していくため、各施策の実現に向け取り組んで参ります。

本村も、近年の大型事業の実施等により、県同様に厳しい財政状況ではございますが、行政サービスの維持・向上に努め「自然と共生し、安心して住みよい村づくり」を基本理念に、諸施策を推進して参りました。しかし、依然として約81パーセントを依存財源に頼らなければならない財政

状況下であるため、国の地方財政対策に留意して予算編成を行ったところであります。

本村の歳入の約４７パーセントを占める地方交付税においては、令和３年度は増額になったものの、国の動向は不透明な状況にありますので、今後も財政運営は厳しい状況が続くものと予想しております。

今後は、簡易水道事業における公営企業化やデジタル推進が求められるなか、限られた職員・財源のなかで行政サービスを維持しつつ、「新型コロナウイルス感染拡大防止対策」や村民の福祉の向上を図ることを第一に、職員の大島支庁への派遣と併せ、奄美群島広域事務組合及び奄美パークへの職員派遣を継続するほか、各種研修会の開催を行うなど、人財育成に努め、職員の資質向上を図りながら、全職員が「行政サービスの向上」を念頭に置き、より効果的な行政を進めるために、

- (１) 行政改革の推進
- (２) 農林水産業の振興と合同会社ひらとみ運営充実による村の活性化推進
- (３) 企業誘致による村の活性化対策と定住促進住宅の整備推進
- (４) 世界自然遺産登録による観光振興の充実と推進
- (５) 子育て支援と高齢者対策の充実
- (６) 道路交通網、情報通信網、生活環境の整備促進
- (７) 安全・安心な大和村づくり

以上、７つの基本方針を定め予算編成を行いました。

次に、予算の概要について申し上げます。

一般会計の予算総額は32億1,500万円となりました。主な内容といたしまして、歳入におきましては地方交付税国庫支出金、村債、県支出金、繰入金で歳入総額の約90％に当たる28億8,786万6,000円を見込みました。歳出におきましては、奄美群島成長戦略推進交付金事業として３億9,606万5,000円、社会資本整備総合交付金事業として２億8,303万1,000円を計上いたしました。

また、村民の重要な交通手段であります直行バスについては、運行委託を継続し、安定的な交通手段の確保を図ることと併せ、アマミノクロウサギ研究飼育施設（仮称）関係費用及びその他子育て支援対策及び定住促進対策費を予算計上するほか、村民に身近な生活基盤の整備や扶助費等については、財政上可能な限り取り入れる一方、経常経費の抑制に努め、財源の効率的な配分に努めました。

次に、基本方針実現のための主要施策について申し上げます。

まず１点目は、「行財政改革の推進」についてであります。

ここ数年は新規発行起債の抑制のほか、有利な起債の活用を図ったことにより、地方債残高は減少してきておりますが、近年の緊急防災事業による増加が見込まれる中、今後はクロウサギ研究飼育施設など大型事業の計画もあり、地域活性化のための新たな財政需要も増えてくることも予想されます。また、全国的にまん延している「新型コロナウイルス感染症対策」における影響により、交付税などの動向が「不透明化」の懸念も予想されるところであります。このため、延長された緊

急防災減災事業債の活用など、引き続き行財政改革を推進し、行政事務全般における見直しを行うとともに、財政構造の弾力化を示す経常収支比率をはじめとする財政指標の改善を図るべく、歳入歳出の徹底した見直しを図り、健全財政の確立に努めてまいります。

歳入につきましては、村税の適正課税と収納率の向上に努めるとともに、平成29年度からふるさと納税サイトへ加入し、寄附金のPRを図ってきましたが、令和3年度は新たな納税サイトへの加入により、ふるさと納税における窓口の拡大を図ってまいりました。今後とも本村の特産品を主に、その他の返礼品における安定供給の確立を図りながら、村ホームページや「合同会社ひらとみ」と連携した情報発信に努め、新たな返礼品の発掘を計りながら、財源の確保に取り組みます。

また、各種事業の実施にあたっては、国・県の動向を注視しながら補助事業を優先するほか、有効な交付金の活用に努め、村債についても辺地債や過疎債及び緊急防災減災事業債など、できるだけ交付税措置率の高い有利な起債を導入するなど、引き続き財政負担の抑制に努めます。

村税等の未収金対策については、重点課題と捉え、住宅使用料における徴収専門員を配置したことにより、徐々にではありますが滞納額の改善傾向が見られるため、今後とも総務課、住民税務課で連携を図り、村民に不公平感のないよう徴収体制の強化を図りながら、収納率の向上による自主財源の確保に努めます。

歳出につきましては、経費の節減、合理化を図り、消費的経費の抑制に努め、特にここ数年上昇してきている物件費の抑制を図りながら、財政運営の健全性を保つことに努めます。

2点目は、「農林水産業の振興と合同会社ひらとみ運営充実による村の活性化推進」についてであります。

農業振興のつきましては、

①果樹園芸作物の振興を念頭に、巡回指導を徹底するほか、品目別研修会を実施し、村単独助成事業の内容拡充を図ることにより、農家の支援充実を図ります。また、本村の推奨品目である「福元だいこん」については、ひらとみ朝市等の販売において一定の評価が得られているため、更なる推奨に取り組むほか、「福元いも」につきましても、焼き芋などの販売が好評であることから、栽培面積の拡大を図り、付加価値の向上に努めてまいります。

②基幹作物である「すもも」については、「果樹の村」再生のためには、安定した生産量の確保は必須であり、引き続き関係機関と連携を図り、対策について進めてまいります。また、鹿児島県の食の安心・安全推進基本計画に基づき、かごしまの農林水産物認証制度におけるスモモの認証取得「K-GAP」を引き続き推進し、農家の生産意欲向上を図ります。「たんかん」については、高品質のたんかん産地として実績のある福元地区に整備されます共同利用施設を有効活用するほか、アマミノクロウサギにも対応した侵入防止柵を整備し、生産性の向上に努めます。

③苗木助成農家の植栽状況の確認を行い、村内樹園地の状況把握に努めるほか、奄美大島果樹選果場利用促進のため、選果手数料及び輸送経費の助成を行い、農家支援に取り組みます。

④担い手農家の育成として認定農業者を活用した農家指導や、新規就農者の獲得に取り組むと

もに、耕作放棄地の解消に努めます。

⑤湯湾釜選果場の運営については、引き続き村直営で行うほか、村内雇用の確保に努めながら家庭選果の指導を徹底することにより、効果的な選果と品質の向上に取り組みます。

⑥販売については、あまみ農協と連携し、K-GAPの有利性を生かした高価格での取り引きができるよう取り組みながら、共販量の確保に努めてまいります。

⑦昨年度、一昨年度と新型コロナウイルス感染症の影響により開催できなかった「すももフェスタ」については、大きなPR効果があることから、コロナウイルスの感染状況を考慮しながら、実施について判断していきます。

⑧名瀬中央青果市場への集出荷委託事業については、利用者の更なる生産意欲の向上を目指し、島内研修会や出荷者表彰を実施するなど、生産性の向上や高齢者の生きがいがいづくりにも取り組むほか、新たな出荷者の掘り起しにも努めていきます。

⑨大和まほろば館については、ネットショップの充実を図り、フェイスブックなどSNSを活用した特産品の情報発信と販売促進を継続し、施設の安定経営に努めるとともに、農林水産物などの直売所の充実を図るため、「合同会社ひらとみ」や水産加工グループ「いしょむん海」と連携し、販売商品の充実に努めてまいります。

⑩特産品の開発については、特産品加工グループや「いしょむん海」などと連携を図り、様々な視点から地域資源を生かした特産品開発に取り組みます。

⑪農地の維持管理組合等が行う地域活動や営農活動に対し、各関係団体と連携を図りながら、多面的機能支払交付金及び中山間地域等直接支払交付金を有効に活用し、継続して活動の支援を行います。

⑫イノシシ等による農地への被害が拡大する中、その侵入を防止するため「イノシシ被害防止対策事業」を継続し、効果的な有害鳥獣の捕獲、侵入防止柵の設置を行い、鳥獣被害対策実践事業や村単独事業により農作物の被害防止に努めます。

⑬「合同会社ひらとみ」の運営については、幅広い経営と雇用創出により合同会社としての機能充実に取り組み、実証、体験農園の充実と農作業受託業務を積極的に行うほか、地場産農産物の販売促進に取り組みます。そのほか、農家サービスを第一とした販売業務の継続とともに、村民にとっても利用しやすい商品の拡充を図るほか、オンラインショップによる情報発信に努め、法人としての自立を目指します。また、体験型観光農園と「オーナー制度」の早期実現に取り組むとともに、民間企業との連携による体験農業を実施し、交流人口の増加による村の活性化に努めます。

⑭農業委員や農地利用最適化推進委員による本村農地の最適化を図るほか、農地の利用促進については、農地中間管理機構へ遊休農地や耕作放棄地の情報提供を継続して行い、農地の有効活用に努めます。

⑮新型コロナウイルス感染症の収束状況を見据え、村外へのPR活動を積極的に行い、交流自治体でもある神奈川県大和市での物産展への出展や、各郷友会との連携を図り、販路の拡大と確立に努め

ます。

林業の振興につきましては、

①里山林総合対策事業による樹幹注入を実施し、森林保全や景観保全に努め通行の安全を確保するほか、森林環境譲与税事業の推進と併せ森林の公益的機能の増進を図ります。

②特用林産物であるシキミ苗木や肥料の助成、シイタケ種駒助成などの村単独事業を継続するほか、実証農園においてもシイタケ栽培の拡大に努め、生産量の増加と生産意欲の向上に取り組みます。また、「特用林産物の魅力ある産地づくり事業」を導入し、シキミ生産の拡充に努めます。

3、有害鳥獣対策としてイノシシの駆除を継続するほか、ノヤギについては効果的な駆除を実施すると共に、カラス対策につきましては、補助事業を活用し、老朽化した福元カラス捕獲小屋の建替えを行い、捕獲小屋の適正管理と併せ管理体制の構築を図り、効果的な駆除に努めてまいります。

水産業の振興につきましては、

①離島漁業再生支援交付金を活用し、漁家所得の向上に努めるほか、燃油助成、漁具購入助成、水揚げ助成を継続実施し、漁家支援に取り組んでまいります。

②サンゴ礁保全対策事業により、村内海域における現状の把握に努めるとともに、サンゴ礁の多様性を維持し、漁場環境保全を図ります。

③まほろばやまと漁業集落と連携した水産物販売イベントを行い、魚食普及に取り組めます。

④水産加工施設を利用した水産物加工グループの活動支援を行いながら、水産加工品の開発や郷土食料理体験などによる魚食の普及と地産地消の推進を図ります。また、施設の管理運営に関しましては、「いしょむん海」や「まほろばやまと漁業集落」と連携し、適正管理に努めます。

⑤名音漁港堆積土砂の抜本的対策のため、調査委託を実施するほか、今里漁港を含む両漁港のトイレについては、両集落における管理委託を継続するとともに、両漁港における定期的な巡回を実施し、適正な管理に努めます。

⑥体験型観光については、NPO法人「TAMASU」を中心とした大和村集落まると体験協議会を連携し、ブルーツーリズムの促進を継続して取り組んでまいります。

商工業の振興につきましては、

①村内商店の経営状況が厳しい中、村独自の元気度アップポイント事業を継続し、村内商店の利用促進を図るほか、あまみ商工会への助成を行い、商工会による経営改善普及指導等を支援します。また、鹿児島産業支援センターや奄美群島広域事務組合が実施している創業支援補助の周知及び新型コロナウイルス感染症対策における影響を受けた事業者への相談受付に努めてまいります。

②昨年はコロナ禍における影響で実施されなかった連合青年団主催の「ひらとみ祭り」の助成を行うことや、観光大使の活用と開催準備等についても積極的に支援することで、村民が元気になる催事になるよう、協力体制で取り組んでまいります。

③企業創業支援金を新たに創設することで、村内での企業創業を促進し、産業の活性化を図ります。

す。

3点目は、「企業誘致による村の活性化対策と定住促進住宅の整備推進についてであります」

昨年11月に温泉湧出の報告がなされた誘致企業との協力体制を図り、操業実現に向けた取り組みと雇用の創出を図る事と併せまして、新たな産業を創出するため、「企業創業ステップアップ支援事業」を展開し、村の活性化を図っていきます。

定住促進対策につきましては、村独自の住宅改修助成制度を継続しながら、村外への転出抑制を図る事と併せまして、移住定住への取り組みを強化し、大和村まち・ひと・しごと総合戦略で設定した将来目標人口の実現に向け、各種支援策を進めてまいりたいと考えております。

①令和3年度に環境整備が図られたテレワークやワーケーションができる施設を運用し、移住促進に生かす取り組みを行うことと併せ、新たな企業誘致にも積極的に取り組みます。

②定住人口の増加を図るため、個人が行う住宅改修に対する助成制度を継続実施するとともに、民間事業者を活用した村内空き住居の有効利用に取り組んでまいります。

③出産祝金をはじめ育児助成金、新築住宅助成金、里親助成金、今里親子留学助成金、住宅改修助成金等の交付を引き続き行い、定住促進に取り組みます。

④人口減少対策として、令和2年度から制度が開始された転出した村出身者のUターンを促進するため、大和村振興基金奨学金利用者を対象として、大和村へUターンした場合は、その返済に対する助成を継続するほか、その制度に対する周知を強化してまいります。

⑤住宅の確保については、昨年度村独自に作成した「住宅建設計画」を更新し、定住促進住宅1棟を新築するほか、借上げ・買い上げ定住促進住宅についても調査を進め、更なる住居の確保に努めてまいります。また、村が保有する用地への民間アパート誘致を促進し、新たな住居の確保に取り組んでまいります。

⑥公営住宅については、「大和村公営住宅等長寿命化計画」に基づき、公営住宅等ストック改善事業として、年次的に修繕等を行うことと併せまして、経年劣化等による入居者からの修繕要望に対しましても、随時対応を図り、住居の安全性の確保に努めます。

⑦村営住宅家賃助成制度を引き続き実施し、低所得者向け住宅からの転出抑制に努め、入居者に快適な住環境を提供することに努めます。

4点目は、「世界自然遺産登録による観光振興の充実と推進」についてであります。

観光の振興につきましては、

令和3年7月に「奄美大島・徳之島・沖縄島北部・西表島」の世界自然遺産登録が決定され、関東・関西からの格安航空路線の就航もあり、今まで以上に村外から多くの方が訪れることが予想されておりましたが、一昨年からコロナ禍による観光客の減少が懸念されるところであります。このような中で、大和村といたしましても今月に完成が予想されております「宮古崎トンネル」の開通を機に、より一層の観光振興策として受入体制の整備や関係団体との連携を図り、観光振興の強化に取り組んでまいります。

①企業誘致を行い、現在、観光リゾート地としての計画が進む観光関連事業者の計画状況を把握しながら、関係機関と連携し、受け入れ体制整備への協力に努めてまいります。

②アマミノクロウサギ研究飼育施設（仮称）については、施設展示の充実を図るためにも、国や鹿児島県及びその他の関係機関と連携を取りながら、施設整備を計画的に推進し、オーバーユースによる環境負荷を低減させるため、「分散型観光」の強化にも努めてまいります。

③コロナ禍における状況を考慮しながら、あまみ大島観光物産連盟と連携を図り、観光客における受入体制の情報を共有するとともに、村内の「あまみシマ博覧会」出展者へ助成を継続する事と併せ、本村の観光商品を掲載し、誘客を図るほか、奄美満喫ツアーを利用した本村への誘致活動を継続して行い、交流人口の増加とそのリピーターの確保に努めます。また、大和村集落まると体験協議会とも連携を図り、地域に埋もれた観光資源である新たな体験プログラムの発掘と体験型観光の受け入れに対する支援策の充実に取り組みます。

④奄美フォレストポリスの管理については、指定管理者との連携を基に利用者へのサービス向上を図り、コロナ禍における来園者が減少したことを検証した上で、今後は再整備のための国立公園事業執行協議を進めながら、施設管理の在り方と利用促進に努めます。

⑤鹿児島県観光事業の「魅力ある観光地づくり事業」を今後とも活用するとともに、令和元年度に開通した「世界自然遺産奄美トレイルコース大和村エリア」の周知を図りながら、トレイルコースと連携した観光ルートを構築し、村内の新たな観光素材と捉え、その魅力を発信するため情報発信を強化してまいります。

⑥大和村の魅力を発信するため、観光ガイドブックやドライブマップの活用、ホームページやその他のSNSを活用しながら、観光情報掲載を充実させ、現在ある資源の有効活用に努めます。

⑦戸円校の改修事業を主とした大和村交流・関係人口創出事業を進めるほか、東京の和光高校や明治大学、鹿児島国際大学等との交流を継続し、大和村ファンの育成や若者目線での意見を徴取する場を設け、観光振興に生かす取り組みを行います。

⑧本村の観光大使「城南海」さんや「奄美島唄デュオ・すもも」については、観光大使として継続依頼を行い、村内における情報を提供した上で、観光大使として全国へ向け本村のPRやイベント実施についても取り組みます。また、連合青年団が主催する「ひらとみ祭り」において、祭り開催に伴う助成を行い、最大のイベントとして盛り上がるよう、観光大使を招待し、祭りの盛り上がりに向けた協力体制に取り組みます。

⑨世界自然遺産登録後の自然保護活動として、環境省を中心に鹿児島、沖縄両県をはじめ、群島内各市町村と連携を継続し、コア地域における外来種駆除やロードキル対策を実施し、自然保護に對しての管理の充実に取り組むほか、村内における環境保護活動への参加を全村民へ促進してまいります。

⑩奄美大島自然保護協議会における取り組みや、奄美野生生物保護センター及び令和4年度に開設する奄美大島世界遺産センターと連携し、自然保護思想の普及啓発に努めます。

⑪植生破壊等による生態系への被害を防止するため、継続してヤギ被害防除対策事業によりノヤギの駆除を実施するとともに、ノイヌ、ノネコ対策についての関係機関と連携して取り組みます。

⑫今後も計画される観光拠点施設整備等については、年次計画を立て進めてまいります。

５点目は、「子育て支援と高齢者対策の充実」についてであります。

大和村民が安心して生きがいのある生活を送るため、健康に配慮し村民の健康管理の支援を行うとともに、安定的な子育て支援と子供の学習意欲向上のため教育環境の充実に努めるほか、村内人口の約43%を占める65歳以上の高齢者まで幅広い分野での対応が求められる中、人間性豊かな人づくりに努めてまいります。

①高齢者対策における介護者の負担軽減策のひとつとして、令和３年度に要介護１の方まで支援対象者の拡大を図ったところでございますが、今後は国保・介護・後期高齢・健康増進分野の健康管理事業について、効果的な方法で実施できるよう一体化事業における分析に基づきながら取り組みを進めるほか、地域の見守り体制充実に努めてまいります。

②高齢者の自主的な健康づくりや社会参加活動に対して、ポイントを付与し、高齢者の健康維持や介護予防への取り組みを支援する元気度アップポイント事業について、活動団体と連携を図り、活動内容を考慮しながら拡大を図ります。

③社会福祉協議会の運営については、継続して支援を行いながら高齢者等の安全・安心な生活支援、在宅訪問サービス等により一層の住民サービス向上へ向け、連携協力を図ると共に、交通弱者や買い物弱者のため、移動支援の実施に向けて関係機関と連携し、取り組みます。

④奄美大島本島内のシルバースポーツ大会が村内で開催予定であることから、高齢者の社会参加や健康づくり促進に向け老人クラブへの育成補助及び各種大会への参加を支援します。

⑤平成29年度から実施している０歳から２歳児対象の「まほろば保育園」につきましては、昨年度の移設に併せ給食も開始し、受入乳幼児の拡大を図ってまいりました。また、学童保育につきましても、関係機関との交流や環境整備を図など、支援内容の充実に努めてまいりましたが、今後も安心して子育てができる環境づくりをめざし、更なる子育て環境の整備に努めてまいります。

⑥準要保護世帯への就学援助費として新入学児童生徒学用品費の入学前支給を継続し、更に一般世帯も対象とした支援として育児助成金を継続実施するほか、乳幼児から高校卒業時までの医療費無料化、高校生通学バスの全額助成も継続し、安心して子育てができる環境の整備に努めます。

⑦少子化対策は重要な課題でありますので、引き続き延長保育や土曜保育を実施するほか、「子育て世代包括支援センター」を中心に、子育て支援の一環としてベビーサロンやペアレントプログラムを実施してまいります。

⑧各学校におけるＩＣＴ教育の推進のため、ＩＣＴ支援員の配置を行うことと併せ、必要な機材の整備を図り、国の「ＧＩＧＡスクール構想」の事業に取り組むことで、教育環境の充実に取り組みます。

⑨学校教育の補完的役割を目的として、学ぶ機会を増やし、子供たちの可能性を更に伸ばすこと

と、保護者の負担軽減を目的としてインターネットを活用した学習塾を実施し、中学校全学年を対象にするなど、拡大を図ってまいりました。今後も中学校全学年を対象に継続して行い、更なる充実に努めることと併せ、高等教育課程以降の奨学金や入学準備金のほか、奨学金返還助成と大島本島内専門学校通学助成も継続し、教育の場における保護者の負担軽減に努めます。

⑩村内における児童・生徒を対象に郷土の自然や文化等に触れる体験活動を支援する「大和っ子スクール」の実施や、子供たちが本村の地域や社会について主体的に考え、村政への関心を高めるため、令和4年度においても「子ども議会」を継続して開催いたします。

⑪公民館講座については、コロナ禍における講座の開催が困難な状況にございましたが、令和4年度においては感染拡大防止を徹底し、一部制限の下における公共施設の利用条件も考慮しながら、講座開催による生涯学習の促進に努めます。また、村民の学ぶ機会を増やすため、各種講座の充実及び読書活動の充実に取り組んでまいります。

⑫村内スポーツイベントの開催についても、昨年、一昨年と村内においてもコロナ禍における中止を余儀なくされたところでもございますが、令和4年度におきましても国・県からの指針に基づき、開催方法など協議検討を行いながら開催に向けて取り組んでまいります。

⑬本村の郷土芸能や伝統行事の活性化を図るため、村内の文化団体へ継続して助成を行い、保存活動に努めます。

⑭本村の貴重な文化財や文化的資料を見学することができる施設の設置を検討するため、準備調査を継続して行います。

⑮県指定文化財である群倉の保存については、屋根葺き替え用のリュウキュウチクの安定的な資材の確保を行いながら、葺き替え技術の伝承のため、後継者育成について取り組むとともに、計画的な屋根の葺き替えを実施してまいります。

⑯これまで修繕等で対応を行ってきた名音小学校の体育館については、屋根部分全体の防水対策やバリアフリー化を図り、教育現場における環境整備と併せて、避難所としての機能充実に図ります。そのほか、児童が明るく元気に運動できるように取り組んでいる各小学校校庭の運動遊具設置につきましては、年次的に設置を行い、児童の学校における健康増進を図ってまいります。また、村直営でのスクールバス運行についても、利用しやすいように乗車場所を考慮しながら運行してまいりましたが、今後とも児童生徒の通学をより安全・安心なものとして取り組んでまいります。

⑰外国語教育の充実に向け、ALTを全学校に派遣し、外国語活動、外国語学科の円滑な実施のため、小学校における外国語活動授業の確保を図りながら、小学校と中学校とのスムーズな接続に取り組めます。

6点目は、「道路交通網、情報通信網、生活環境の整備促進」についてであります。

本村の活性化に最も重要な社会基盤の整備については、生活の基盤である道路交通網や情報通信体系、集落内の生活環境の整備等であるため、更なる整備促進に努めてまいります。

道路交通網の整備につきましては、

①本村の農業拠点である福元地区や観光拠点の奄美フォレストポリスへのアクセス道路である村道大棚名音線道路改良事業を継続して行い、アクセス道路としての機能を高めることにより、観光及び農地の利用促進を図ります。

②市町村間の観光振興の連携を図るため、奄美フォレストポリスから宇検村へと通じる村道福元湯湾線の道路改良工事を継続して行い、奄美フォレストポリスから湯湾岳へのアクセス道路としての機能向上を図りながら、更には村道大和浜大棚線道路補修事業を新たに実施し、交通の利便性向上及び通行の円滑化並びに安全通行の確保に努めます。

③橋梁点検に基づき、老朽化した村内集落の橋については、補修工事等を年次計画的に行い、施設の安定化を図ります。

④産業振興にとって重要な路線でもある村道宝田線の道路改良工事を実施するとともに、奄美市名瀬への迂回路として重要な村道湯湾釜大棚線の舗装補修を行い、通行の安全を図ります。

⑤村道等の除草や路面補修等の維持補修と適正管理に努め、安全で快適な通行を図ります。

⑥主要中央道名瀬瀬戸内線の大金久・戸円間のバイパス整備の早期着手に向けて、関係機関と連携して取り組んでまいります。

⑦集落内における生活道路対策としましては、名音地区の通学路や生活道路の排水対策及び舗装補修を継続して行い、通行の安全確保を図ると共に、湯湾釜地区内集落道路におきましても、村道本前線道路改良事業を導入し、集落排水事業と併せて、年次的な計画を基に舗装補修及び排水施設改修を図ってまいります。

情報通信網の整備につきましては、

①光ケーブル高速通信網の整備については、村内全域で整備が完了し、村内における観光地や主要施設への公衆無線LANの整備につきましても、令和2年度から年次的に実施し、令和3年度に完了しておりますが、今後は適正な維持管理に努めてまいります。

②あまみFMについては、多くの村民が聴取する情報源として大変有効な手段であるため、広報やまラジオ便の活用など、大和村としての独自性を生かした身近な生活情報や災害時の防災情報など、村の充実した情報を積極的に提供し、村の広報PRに努めます。

③広報やまとの更なる充実や防災行政無線等による広報活動、SNS等を活用し、効果的な情報発信に努めてまいります。

④村のホームページ運用については、令和4年度においても「見やすさ」、「使いやすさ」、「探しやすさ」を追求し、村内の観光情報やイベント情報などを更新するとともに、より魅力ある効果的な情報の発信に努めます。

⑤村内の各集落等における催事等の開催時に活用してもらうための携帯型Wi-Fiを令和3年度に導入いたしましたが、その利活用について周知を行い、通信環境の有効的な運用に努めます。

⑥通信エリア改善に向けて、関連企業であるNTTドコモへも要望を行っておりますが、今後も継続して通信エリアの改善に向けて努めてまいります。

生活環境の整備につきましては、

①住環境及び自然環境保全の観点から、生活排水処理対策として、集落排水事業における村内一元化を図り、農業集落排水事業を推進しており、令和３年度までに中部地区までの接続環境整備が完了をいたしました。今後は東部地区の早期完成を目指して、年次計画に基づき衛生的で快適な生活環境整備を進めると共に、住民皆様の御理解をいただきながら、供用開始地区における加入率の向上に取り組めます。また、西部地区における施設機能強化の検討を進めながら、計画的な事業推進に取り組んでまいります。

②簡易水道事業につきましては、自然災害時に素早く対応するため、上水道施設の環境整備を図り、同時に施設や機器の機能強化と併せ、日常管理の適正化に努めるほか、公営企業会計移行における準備検討を進めてまいります。

③大和ダムについては、県と連携を図り循環式ポンプを活用した水質の改善を図るとともに、県と村で締結した治水協定に基づき洪水調整機能強化を図ることで、適正な管理運営に努めます。

④ごみの分別収集を行い、資源ごみのリサイクル促進を図り、ごみの減量化に努めます。また、ごみの分別に関する知識の普及に努めるとともに、適正なごみ出しについても周知広報を行い、分別の意識づけを図りながら村内の美化に対する意識の強化に努めます。

⑤集落内の野良猫対策につきましては、TNR事業を継続して実施するとともに、世界自然遺産登録に併せ、ノネコ対策についても関係機関と連携してねこ対策事業を推進するほか、飼い猫の適正な飼養を図るため、マイクロチップ装着率向上の促進を図るとともに、適正飼養に関する知識の普及に努めます。

⑥大和村地球温暖化実行計画に基づき、専門家及び専門機関の意見等を取り入れ、脱炭素や省エネルギーについての取り組みを進めながら、公共施設における空調機等の使用電力抑制を図るとともに、廃棄物の減量化及び分別の徹底などについて、村民の普及啓発を図り、環境への負荷の低減に努めます。

⑦軽石対策を含む海岸漂着物回収事業について、定期的な巡視に努め、回収作業を継続して行い、各集落及び村内各種団体等の協力を得ながら、漂着ごみの迅速な対応を図ることで、海浜景観の維持向上に努めます。

７点目は、「安全・安心な大和村づくり」についてであります。

新型コロナウイルス感染症対策については、

①昨年、一昨年から世界的にまん延拡大し、いまだ完全なる収束の気配の見えず、国内、県内においても、各地域においてクラスターの発生などが見られる中、奄美大島本島内においてもオミクロン株の影響を受けた新たな生活様式を強いられております。大和村におきましては、他の自治体より早い段階で令和３年度中に３回目の集団接種を実施し、感染予防に取り組んでおりますが、今後も正確な情報提供を行い、関係機関と連携した上で感染症対策に努めてまいります。

②国内の動向に注視しながら、地方創生臨時交付金等を活用した感染予防対策に努め、村民への

チラシ配布や広報誌等を活用した注意喚起等を図るとともに、自粛等による介護予防低下への対応に努めてまいります。

③鹿児島県及び奄美大島本島内自治体と連携した水際対策について、継続して協力を行い、大和村を含む奄美大島本島内での感染拡大防止に努めます。

④村内感染者が発生した際の早期対応について、村独自での積極的な対応を図り、診療所を含む関係機関と協力を継続しながら、感染防止、感染拡大防止に努めます。

福祉の充実のために、

①各種検診受診率の向上及び若年層への健康管理対策を目指し、大和診療所をはじめとする関係機関と連携して健康教育及び生活習慣病に対する訪問指導の強化における個人レベルでの健康づくりの意識の向上を図るほか、若年層への健康管理対策については、一体的事業の実施に向けて取り組んでいきます。

②介護予防については、令和2年度に策定された第8期の介護保険事業計画に基づき地域包括支援センターを中心に集落介護予防教室やタラソ利用助成などを継続しながら、介護予防事業の再構築を図り、健康増進活動を実施することで、村民の介護予防意識の向上に努めます。

③居宅介護支援事業所・大和診療所等と連携を密にしながら、訪問指導や健康相談等を充実させ、個々の健康意識を高め、医療費の抑制に努めます。

④大和の園については、利用者が安全安心で落ち着いた生活ができる事と、地域や利用者の御家族から信頼される施設とするほか、職員の資質向上のための研修等を重ね、入居者が受けたい介護サービスの提供を行うとともに、居宅介護支援事業所や地域医療連携室との連携を図りながら、ベッド稼働率の安定化に努めます。また、「利用者の機能訓練の充実」と「職員のスキルアップ」のほか、「施設整備の定期的なメンテナンス」と共に、村内における居宅介護のあり方と併せた「あり方検討会」を継続し、その計画案の実現に向けた体制づくりに取り組んでまいります。

⑤住民主体の地域福祉を推進するため、これまでの地域支え合い活動の検証を行うなど、集落の実情に合った住民主体の取り組みを強化しながら継続支援いたします。

⑥障害者等のいき場づくり事業に対し、継続して支援を行うほか、発達障害児等の子育て支援のため「ペアレントプログラム」を実施し、子育て支援の充実に努めます。

⑦地域医療については、疾病の予防、早期発見、早期治療を推進し、大和診療所を中心として医療体制の充実に努め、地域包括支援センターと連携し、村民の健康増進を図ります。

⑧社会福祉協議会における各事業において、これまで以上に協議を密に行い人財育成事業を含めた支援を継続しながら、地域共生社会における相談支援体制についても、その体制強化に努めてまいります。

⑨生活困窮者対策など、生活支援の充実を図るため、「福祉事務所」の設置に向けて取り組みを進めてまいります。

防災力の強化に関する取り組みにつきましては、

①突発的な津波警報などによる対応については、これまで実施されてきた「避難訓練」の効果もあり、けが人等もなく対応が図られたところではありますが、今後、各集落における自主防災組織や消防団員からの意見集約のほか、本部機能のあり方など検証すると共に、村民の防災意識を高め、災害時に迅速・的確に行動ができるように周知に努めてまいります。

②現在整備してある防災行政無線につきましては、その更新時期を迎えてきたことから年次の計画に沿って施設・器具等の整備に取り組みます。併せて、村民が災害に必要な情報を得るための緊急速報メールを含む、携帯電話を利用した災害情報ツールの活用についても取り組んでまいります。

③地域防災計画に基づき防災体制を強化するほか、自主防災組織が緊急時に効率的に機能できるよう、組織の育成強化に努めることと併せ、大和消防分駐所と消防団、各集落と連携強化に取り組みます。

④災害時の避難施設である集落公民館等については、避難所としての防災機能の向上が図られましたが、今後も避難所としての機能充実のため、村内各学校を含めて避難箇所の確保と避難所機能向上に努めます。

⑤災害から村民の生命・財産を守り、安全・安心に暮らしていけるように、全国的に発生している豪雨や大地震での自然災害を教訓に、大和村地域防災計画に沿って災害に強い村づくりに努めます。

⑥近年、自然災害が多く発生している中、消防本部を主とした連携を強化するとともに、消防団員の確保と処遇についても、消防団車両の更新及び資機材取扱いに対する支援を継続し、団員の意識の高揚にも取り組んでまいります。

⑦県事業であります砂防事業並びに急傾斜地崩壊対策事業や高潮対策事業については、鹿児島県と連携を図り、継続事業の事業促進に努め、村民の生命、財産を守ります。

⑧集落防災機能を高めるため、集落道の再整備を図ります。

以上、村政の基本方針と主要施策の概要を申し上げました。今後、「大和村が小さくとも光輝き続ける」村として、更なる発展を目指す上で、これからも初心を忘れることなく、本村の発展のために全力を傾注してまいりたいと考えております。併せまして、「新型コロナウイルス対策」や「世界自然遺産登録」、また、「温泉湧出」や「宮古崎トンネル開通」を機に、地域資源を生かした本村の活性化に着実につながるよう、受け入れ体制への充実強化に努めてまいりたいと考えております。令和4年度も厳しい財政状況ではありますが、地方創生2期目の折り返しとなる「大和村まち・ひと・しごと創生総合戦略」を大和村発展の道しるべとして、効率的な予算執行のもと、所期の目的を達成すべく全職員とともに「最少の経費で最大の効果」を基本に、村民幸福度の向上を図るとともに、安全・安心で明るく心豊かな「まほろば大和」の創造を目指して取り組んでまいります。そして、先人が築き上げた功績を守りながら、「豊かな自然や伝統文化」を継承し、大和村の基本理念である「自然と共生し、安心して住みよい村づくり」を実現するために、全力で取り組

んでまいる所存であります。これからも村政の運営については、村民の立場に立つて行うことが基本であり、施策実現のために全力を傾注してまいる所存でございますので、村議会並びに村民の皆様方の更なるご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、施政方針といたします。

○総務課長（政村勇二君）

令和4年度一般会計予算について、内容の御説明を申し上げます。

令和4年度一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ32億1,500万円で、前年度当初対比3億3,526万2,000円の増額予算にしようとするものであります。

予算の概要につきましては、村長の施政方針の中でも申し上げておりますが、詳細につきましては、予算審査特別委員会におきまして御質問により御説明させていただきたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

○住民税課長（池田浩二君）

令和4年度特別会計について、内容の説明を申し上げます。

議案第9号、令和4年度大和村簡易水道事業特別会計予算及び議案第13号、令和4年度大和村集落排水事業特別会計予算について、以上2件の特別会計につきましては、お手元にお配りしてあります資料のとおりでございます。詳細につきましては、予算審査特別委員会におきまして、御質問により説明させていただきたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

○保健福祉課長（早川理恵君）

令和4年度特別会計について、内容を御説明申し上げます。

議案第10号、令和4年度大和村国民健康保険特別会計予算について、議案第12号、令和4年度大和村介護保険特別会計予算について、議案第15号、令和4年度大和村後期高齢者医療特別会計予算について、以上3件の特別会計につきましては、お配りしてあります資料のとおりでございます。詳細につきましては、予算審査特別委員会におきまして、御質問により説明させていただきたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

○大和診療所事務長（松崎泰郎君）

令和4年度特別会計について、内容の御説明を申し上げます。

議案第11号、令和4年度大和村大和診療所特別会計予算については、お手元の資料のとおりでございます。詳細につきましては、予算審査特別委員会におきまして、御質問により説明させていただきたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

○大和の園園長（勝 健一郎君）

令和4年度特別会計について、内容の御説明を申し上げます。

議案第14号、令和4年度大和村大和の園特別会計予算につきましては、お手元にお配りしてあります資料のとおりでございます。詳細につきましては、予算審査特別委員会におきまして、御質問により説明させていただきたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

○議長（奥田忠廣君）

ただいま令和4年度各会計予算の概要説明がありましたが、この後設置されます予算審査特別委員会において詳細な審査を行う予定にしております。

したがって、本日は総務建設委員長の大綱質疑のみにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、令和4年度各会計予算に対する質疑については、総務建設委員長の大綱質疑のみを行うことに決定いたしました。

それでは、2番、前田清和総務建設委員長の大綱質疑を許可いたします。

○総務建設委員長（前田清和君）

皆さん、こんにちは。令和4年第1回議会定例会に当たり、ただいま村長から令和4年度施政方針及び予算説明がありましたので、提案に対しましての大綱質疑を行います。

国・県の状況につきましては省略いたします。

本村においては、いまだ収束の見えない新型コロナウイルス感染症対策において、観光事業者、宿泊施設等への助成、また各集落への助成金の支給を行うなど、コロナ対策を講じております。また、村民へのいち早いワクチン接種を行い、多くの方が3回目の接種も終わられたと思います。まだまだ安心できる状況ではありませんが、村民一丸となって予防対策に努めていかないと感じているところです。そうした中、昨年世界自然遺産登録が実現し、今月末にはいよいよ宮古崎トンネルが開通いたします。本村に対して追い風が吹いている状況にある中で、大和村まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、四つの基本目標を掲げ、計画の達成に向け次に七つの基本方針、行財政改革の推進、農林水産業の振興と合同会社ひらとみ運営充実による村の活性化推進、企業誘致による村の活性化対策と定住促進住宅の整備推進、世界自然遺産登録による観光振興の充実と推進、子育て支援と高齢者対策の充実、道路交通網、情報通信網、生活環境の整備推進、安心・安全な大和村づくりを柱に、限られた財源の中、村民の福祉向上を図るための予算が編成されております。

一般会計予算総額においては、前年度比11.6%、3億3,526万2,000円増の32億1,500万円の予算編成となっております。増額の主な要因の説明を求めます。

次に、令和4年度当初予算の主要施策についてお伺いいたします。

まず、行財政改革について、本村の歳入の81%を依存財源に頼らなければならない中、歳入の約47%を占める地方交付税において、令和3年度は増額に転じたものの、今後の動向は不透明であります。今後、健全な財政運営を進める上において自主財源の確保は必要不可欠であります。令和3年度は新たな納税サイトへ加入したことにより、どのような成果が見られたのか。令和4年度の展開はどのように推進していかれるのか。また、村税等の未収金対策について、令和2年度より配置

しました徴収専門員により滞納額の改善が図られていますが、今なお約1,000万円前後の未収金があります。ここ数年、同じことばかり申し上げますが、行政として厳しい処置も検討すべきではないかと思いますが、併せて村長の答弁を求めます。

次に、農林水産業及び商工業について、お伺いいたします。高齢化による農業の担い手不足が進む中、耕作放棄地が見られます。今年度認定農業者を活用し、農家指導や新規就農者の確保に取り組むとありますが、具体的にどのような指導方法をお考えなのか、答弁を求めます。

水産加工施設を利用した商品開発、魚食の普及、地産地消の促進について、計画はどのようなになっているのか、答弁を求めます。

村内の個人商店の経営は、年々厳しい状況にあります。商店を維持するのが精一杯であります。コロナ禍により集落行事も中止となり、売上げにも影響しているところです。そうした中、役場各課の商店の利用は大きな売上げとなり、個人商店にとっては大きなメリットになっています。村内の商店について、不平等のないよう各課連携を取ってもらいたいと思うが、答弁を求めます。

次に、観光振興についてお伺いいたします。昨年7月に世界自然遺産登録が決定し、観光客の増加を期待していましたが、コロナ禍による緊急事態宣言、まん延防止重点措置等により、逆に観光客の減少になったのではないかと思います。このような状況の中、今月宮古崎トンネルが開通いたします。受け入れ体制の整備や関係団体との連携とありますが、具体的にどのような連携を図っていくのか、答弁を求めます。

次に、高齢者対策についてお伺いいたします。村民人口の約43%を占める65歳以上の高齢者について、今後も増加が見込まれます。そうした中、高齢者における介護事業は重要となってきます。本村社会福祉協議会の役割は重要であると考えます。現在、社会福祉協議会の運営に当たっては、補助金や保健福祉課の委託事業及び社会福祉協議会の自助努力で運営されていますが、今後、安定した運営ができるよう、更なる協力体制が必要と思われるが、答弁を求めます。

最後に、福祉事務所の設置による当局や村民へのメリットは、どのようなことが考えられるか、答弁を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

それでは、ただいまの大綱質疑にお答え申し上げます。

まずはじめに、前年度予算の増額要因でございますが、今年度は特にクロウサギ施設の整備事業が大幅に増額となっている関係で増額の主なものとなっているところでもございます。

次に、令和4年度は当初予算の主要施策についてお答えをいたします。

まず、新たな納税サイトへの加入により、どのような成果が見られたのか、令和4年度の展開はどのように推進していくのかについてでございますが、新たなふるさと納税サイトに加入したことの成果については、令和3年8月より新たなふるさと納税サイトへの加入を行っております。新たなサイトにおいてのふるさと納税は、1月末の6カ月間で163件209万円の実績であります。以前から加入しております納税サイトにおきましては、平成29年度に374件830万でありましたが、令和2

年度におきましては501件1,570万円となっております。納税サイトを利用することによりまして効果を上げておりますので、今後も利用者の増加が期待されるところであり、納税サイトごとに視聴者は異なることが想定されることから、ふるさと納税の間口を広げることに繋がっているものと考えております。

また、令和4年度以降の取り組みにつきましては、今後とも常設の返礼品とは別に、季節においての特産品の発信に努めることと、新たな返礼品や航空事業者のふるさと納税サイトとの連携なども検討するとともに、隣接市町村における共通返礼品についても増やしていきたいと考えております。

次に、徴収専門員により滞納額の改善が図られておりますが、今なお、約1,000万前後の未収金について、行政として厳しい処置も検討すべきではないかについてでございますが、住宅使用料における未収金の状況につきましては、平成27年度末に滞納世帯48世帯と最も多く、滞納額につきましては平成30年度末に1,100万円を超え、その改善策の一つとして令和2年度に徴収員を配置し、令和2年度末には滞納世帯28世帯、滞納額1,004万9,000円と、滞納世帯、滞納額とも減少傾向にあるところでございます。この専門職員と担当課における滞納整理事務における臨戸徴収を含めた面談の際には、滞納額が減らなければ法的措置に移行することも説明し、村当局といたしましても大口滞納者へ強く対応を図ることで、これまで納入のなかった世帯からも、毎月定期的な納入がなされているところであり、今年度も住宅使用料についても令和2年度末の滞納額から成果が見込めるところであります。今後も大口滞納者における指導を継続しながら、新たな滞納者を増やさないための管理体制を強化し、現年分の徴収率向上を図り、更なる滞納額減額について取り組んでまいります。

次に、認定農業者を活用し、農業指導や新規就農者の確保の取り組みについてでございますが、現在、村の認定農業者は5名おりまして、3月末には1名追加されたことで、令和4年度は6名になる予定であります。認定農業者は規模拡大志向の農業者でありますので、耕作放棄地等を活用し、農地の利用集積が図られるよう、農業委員等と情報共有を行いながら、耕作放棄地の発生防止に努めてまいります。

また、担い手の確保においては、認定農業者と連携した巡回や作物の適正管理に応じた研修を実施する計画をしております。本村の認定農業者は栽培技術が優れている方が多く、毎年奄美群島のたんかん品評会で金賞を取るなど、村の農業振興に大きなPR効果があります。このような大和村の農業の魅力を発信することにより、新規就農者の確保につなげていければと考えております。

次に、水産加工施設を利用した商品開発、魚食の普及、地産地消の促進についてでございますが、水産物の商品開発につきましては、市場価格の低い低未利用魚を使用した加工品において、付加価値を付けて販売につなげていく計画を立てているところであります。そのため、補助事業を活用し、加工機材等を確保するほか、県の水産技術センターの協力を得ながら、水産加工グループを中心として取り組んでまいりました。しかし、加工グループだけでは加工品の安定した原料の確保

等が困難でありますので、あまみ漁協大和支所やまほろばやまと漁業集落の漁業関係者と連携を図りながら、資源の有効活用に努めていきたいと思ひます。

魚食普及や地産地消の促進につきましては、教育委員会、漁業集落と連携した大和っ子スクールの開催や、ひらとみ朝市等のイベント時における水産物の販売、また、お魚祭りの開催等を計画しているところであります。また、まほろばやまと漁業集落の活動には、加工品開発や魚食普及、地産地消の計画がありますので、先進地視察等も行いながら推進してまいります。

次に、村内の個人商店について、不平等のないよう各課連携を取ってまいりたいと思ひますが、村内の商店街の活用については、大きなイベントなどの場合は村内商店へ割り振るを行い、できるだけ偏りのないように取り組んでいるところでありますが、改めて役場内各課へ地域における作業や行事等がある場合に、その地域周辺の商店を利用することや、役場出先機関においても定期的な村内商店利用の際には、可能な限り各商店の利用に配慮するように呼びかけを行い、各課連携を図ることで村内各商店の利用促進に努めてまいりたいと思ひます。

次に、観光振興について、受け入れ態勢の整備や関係団体との連携についてでございますが、宮古崎トンネルの開通後は本村へのアクセス時間が短縮をされ、これまで以上に観光客の利便性の向上が図られ、交流人口や関係人口の拡大が期待されるところであり、これまで整備されました公園施設等の有効活用を図りながら、まるごと体験協議会との連携を更に強化してまいりたいと思ひます。

また、航空事業者と連携することにより、観光ツアーメニューや農泊ツアーメニュー、企業宿泊研修等のツアーの商品造成に向けて新たな誘客や関係人口創出にも取り組んでまいりたいと思ひます。

奄美シマ博覧会への出展や大和村集落まるごと体験協議会とも連携した体験プログラムの充実を図ることと併せて、アフターコロナに向けての島外観光客への周知広報は、これまで同様行っておりますが、新型コロナ感染症の現在の状況においては、島内在住者に向けた誘客を促進することを目的に、マイクロツーリズムについても推進を図ってまいります。

このように地域活性化の原動力の一つとして、トンネル効果を有効に生かすことで、大和村における観光スタイルの展開を図り、観光関連施設等の整備を進めることで、これまで国道58号線沿いに集中していた観光ルートから、魅力的な奄美大島観光の新たなルートとして西回り観光ルートの確立を図ってまいります。

最後に、社会福祉協議会の安定した運営ができるよう協力体制が必要と思われることと、福祉事務所設置について、村民へのメリットについてでございますが、社会福祉協議会の事業運営におきましては、介護保険事業による収入を主としておりますが、村といたしましても、介護予防事業、障害関連事業、地域福祉事業等の委託事業を積極的に展開し、併せて補助金を安定的に交付するなど、運営に支障が生じないよう努めているところであります。また、社会福祉協議会自身におきましても、昨年からの新体制の下、会長を中心に人員体制の強化、環境整備、自主研修の拡大など、

地域福祉の向上に向け、更なる努力を重ねており、今年度は新たな事業として人材育成研修に取り組んでいただくなど、村当局とも連携体制を図りながら運営をしているところでございます。しかしながら社会情勢の変化により、社会福祉協議会の意義やその在り方にも変化が求められており、特に地域共生社会に向けた更なる地域福祉活動の展開など、新たなステージに向けて、その役割を模索していくことが必要となっております。そのため、令和3年度は社会福祉協議会の今後の姿について、関係機関と一緒に考えていくための協議の場を設けたところでもございますが、令和4年度も引き続き協議を行っていく予定であり、更に人員体制の強化につながるための新規事業の委託も予定しているところでございます。社会福祉協議会が本村の地域福祉の要として機能し続けていけるために、村としてもこれまで以上にしっかりと協力体制を図ってまいりたいと考えております。

また、福祉事務所ににつきましては、町村において設置することができるという位置付けとなっており、現在、鹿児島県内の町村におきましては、長島町、屋久島町、南種子町、十島村、三島村が設置をしているところでございます。福祉事務所を設置した場合の所掌事務につきましては、主に生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法等に関するものであり、生活困窮者や障害者、ひとり親などが対象となる51の事業になっております。

設置によるメリットでございますが、一番はやはりこれまで大島支庁へ出向く必要があった手続や相談が、住民に身近な役場で可能になるという点でございます。このことにより、住民の利便性が向上するだけでなく、困りごとや様々なニーズに対し、より迅速な細かな対応を図ることにつながる考えられます。また、運営費につきましては、交付税措置による対応が可能となりますので、村の負担は生じることはありません。更に配置人員の一部につきましても、有資格者の配置が義務付けられていることから、より複雑な生活課題等についても、更に適切な対応を図っていけることが考えられます。

以上の観点から、令和4年度につきまして福祉事務所設置に向けての検討協議を行ってまいりたいと考えているところでございます。

以上、大綱質疑の答弁とさせていただきます。

○総務建設委員長（前田清和君）

ただいま村長から答弁をいただきましたが、詳細につきましてはこの後設置されます予算審査特別委員会の中で質すことといたし、これで私の大綱質疑を終わります。

○議長（奥田忠廣君）

これで、大綱質疑を終わります。

-----○-----

日程第22 令和4年度予算審査特別委員会の設置について

○議長（奥田忠廣君）

日程第22、令和4年度予算審査特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りします。

議案第8号、令和4年度大和村一般会計予算及び議案第9号から議案第15号までの令和4年度各特別会計予算について、以上の8件については、議長を除く7名の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第8号から議案第15号までの8件の議案については、議長を除く7名の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

なお、特別委員会の委員長及び副委員長につきましては、全員協議会において互選しましたので、結果を報告いたします。

委員長に前田清和君、副委員長に市田実孝君が決定いたしました。

-----○-----

日程第23 議案第16号 大和村定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（奥田忠廣君）

日程第23、議案第16号、大和村定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大和村定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

定住促進住宅の完成によりまして、大和村定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の改正を行いたく御提案いたします。

内容につきまして、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○総務課長（政村勇二君）

大和村定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、内容の御説明を申し上げます。

大和浜地区、名音地区で定住促進住宅として改修している住宅及び新たに建設をしている大棚地区の定住促進住宅完成予定のほか、大金久地区の住宅を廃止する必要性が生じたことにより改正しようとするものであります。

また併せまして、使用料算定の基礎となる固定資産税の土地の評価額が変更となったことから、使用料の変更を行う内容であります。

御審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第16号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第24 議案第17号 大和村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（奥田忠廣君）

日程第24、議案第17号、大和村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大和村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等に関する法律の一部改正が施行されたため、大和村国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたことにより御提案いたします。

内容につきましては、住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○住民税課長（池田浩二君）

大和村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、内容の説明を申し上げます。

今回の健康保険法等の一部改正に伴い、大和村国民健康保険税条例の一部を改正しようとする主

な内容につきましては、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する政令による未就学児の均等割について減額する等の改正に伴い、条例改正の必要が生じました。

以上で内容の説明を終わります。御審議方よりしくお願いいたします。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第17号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第25 議案第18号 大和村観光公園施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の 制定について

○議長（奥田忠廣君）

日程第25、議案第18号、大和村観光公園施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大和村観光公園施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

大和村観光公園施設等の設置及び管理に関する条例について、公園管理業務の一部で見直しが必要となりましたので、大和村観光公園施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正を行いたく

御提案いたします。

内容につきましては、産業振興課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○産業振興課長（郁島武正君）

内容を御説明申し上げます。

今回の改正内容は、まず条例第2条の公園施設等の名称及び1、2、新たに県の魅力ある観光地づくり事業で整備されました崖の下海の上徳浜展望所を追加することと、令和3年度フォレストポリス再整備事業で簡易バンガロー3棟を整備いたしましたので、新たに料金を設置設定し、別表に追加することと併せ、既設のバンガローにつきましても、社会情勢等を鑑み、料金の改正を行っております。また、物産直売施設まほろば物産館は、現状では老朽化が進行し、一般使用には危険であるため、条例から削除する改正内容となっております。

御審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

○6番（勝山浩平君）

全員協議会で説明を受けたところですが、再度確認のためです。今回の新しく設けられた崖の上海の下徳浜展望所、大変すばらしいネーミングだと感じました。ちょっと奇抜な名称に見えますけれども、行って見てみたいと思わせるような魅力のある名称だと思います。すばらしいと感じました。

質疑を行いたいと思いますが、フォレストポリスの使用料の改定がありましたが、バンガローの使用料が上がってしまう。バンガローの大きさが1万5,000円、2万円、バンガローの大きさが5,000円から1万円ということでありましたが、指定管理者側のほうでは村民に対しては半額の料金で行いたいという意向を持っているということでありましたが、是非そのような方向性で協議を進めていただきたいと思いますが、いかがですか。

○産業振興課長（郁島武正君）

料金改定に当たり、指定管理者に確認しましたところ、今回の使用料の改正は、宿泊施設には村民の方は全体の5%程度しか利用しないということで、観光客をターゲットにした場合、これぐらいが妥当であるということでございます。使用料につきましては、条例の定めるこの使用料を上限として、指定管理者と村長と協議して、指定管理者側からの提案で設定できますので、今の使用料を限度にしてですから、それより下げることは可能でございますので、管理者側もそのように村民に対しては不利益が被らないようにしたいという考えであります。

○6番（勝山浩平君）

以前から提案しているフォレストポリスのすばらしい環境を生かしてのスポーツ合宿、誘致のた

めにもですね、今ラグビーで大学とか、高校生が使用している状況があると聞いておりますけれども、島の子供たちがスポーツ合宿、文化活動、自然遺産登録されて研究目的での合宿等もあると思うんですけれども、その子供たちの合宿、大学生まででもよろしいですので、合宿割引きという制度を管理者側と協議をする場面で、一度提案をしていただいて協議をしてもらうことはできませんか。

○産業振興課長（郁島武正君）

産業振興課としましては、各施設の使用料を定めておりますので、適正な利用があつて、使用料が入るような形を取りたいわけでございますけれども、定期的に管理者とはミーティングをしておりますので、管理者との協議の中でそのようなことが可能であれば提案はいたしますけれども、あくまでも管理者との協議の中で決定してまいりたいと思います。

○6番（勝山浩平君）

是非協議をしてもらいたいと思っておりますけれども、せめて村の子供たちが利用する、合宿等で、する場合には、管理者側が赤字になってしまつてはいけませんから、その割引分だけでも村のほうで助成をするような措置をとってもらふような検討も、是非していただいて、スポーツ合宿で交流人口が増えるような取り組みをしていただきたいと思いますがいかがですか。

○産業振興課長（郁島武正君）

フォレストポリスの有効活用のためにも、スポーツ合宿というのは有効な手段だとは思いますが。スポーツ合宿等の担当課は企画観光課かも知れませんが、その辺と連携を取りながらですね、世界自然遺産登録地にふさわしい施設となるような形で進めていければと思います。以上です。

○議長（奥田忠廣君）

よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第18号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第26 議案第19号 大和村特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（奥田忠廣君）

日程第26、議案第19号、大和村特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○議長（奥田忠廣君）

大和村特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

国の特例教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準についての内閣府令改定に基づき、本村における特例教育保育施設の運営についての基準を定める条例についての改定を行いたく御提案いたします。

内容につきましては、保健福祉課長に説明させますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○保健福祉課長（早川理恵君）

大和村特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、内容の御説明を申し上げます。

幼児教育保育に係る無償化の取り組みにつきましては、国が段階的に法の整備を行っているところですが、これに関連し、特定教育保育施設において提供する主食費や副食費について、その施設の種類や子供の認定種別、保護者の課税状況等に応じて一部無償化となるという内容の施設運営基準の改正がございました。

本村には特定教育保育施設に該当する施設がないため適用はございませんが、国の基準に準じる条例改正は必要であるため、本村の条例の改正を行おうとする内容でございます。

御審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第19号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第27 議案第20号 大和村営ゲストハウスの設置及び管理に関する条例の制定について

○議長（奥田忠廣君）

日程第27、議案第20号、大和村営ゲストハウスの設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

村長

大和村営ゲストハウスの設置及び管理に関する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

大和村営ゲストハウスの設置に当たり条例の制定が必要となりますので、大和村営ゲストハウスの設置及び管理に関する条例の制定を行いたく、御提案申し上げます。

内容につきましては、企画観光課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○企画観光課長（福山 茂）

大和村営ゲストハウスの設置及び管理に関する条例の制定について、内容を御説明申し上げます。

令和3年度奄美群島成長戦略推進交付金事業を活用し整備をしております大和村営ゲストハウスの設置及び管理に関する条例を制定しようとするものであります。

条例の内容につきましては、田舎暮らしを体験するための活用及びテレワーク等を行うため活用することを目的とすること、使用料、制限などについて定めております。

御審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

○6番（勝山浩平君）

7月から稼働予定と伺いましたが、第3条にある管理運営の委託について、管理者の公募はいつから行う予定ですか。

○企画観光課長（福山 茂）

管理者の募集につきましては、旅館業の営業許可、そういう、あとは消防法令関係の許可等、そういうものがそろいましてから、また募集を掛けさせていただくことになるかとは思っております。そういう形で準備を進めてまいりたいと思っております。

○6番（勝山浩平君）

募集は当然7月手前ということですよ。あと、購入した用地がありますよね、名音の郵便局の裏手のほうで。今、今回造っていただいたこのゲストハウスは、大体3分の1ほどの用地を使用して建設をされましたが、3分の2ほどの用地が余っているんですけども、その余っている用地の今後の活用の計画は何かありますか。

○企画観光課長（福山 茂）

現在のところはまだ、実際のゲストハウスの運用状況なども見ながら、また今後、検討することになるかと思います。

○6番（勝山浩平君）

第1条にテレワークとありますよね、そのテレワークの対象となる企業の従業員やフリーランスの方々への募集方法はどのような方法を考えておりますか。

○企画観光課長（福山 茂）

ホームページやSNSなどを通じた形での募集等も考えておりますけれども、実際に私どももなかなかそういう知識がございませんので、そういう専門的な知識を持った方などから、どういう形でしたら、そういう形の募集とかできるかどうか、またそういうことなどもアドバイスをいただきながら進めてまいりたいと思っております。

○6番（勝山浩平君）

午前中説明をいただいたときには、管理者側にもインターネット等を通じて募集の努力をしてもらいたいという、お配りいただいた規則には書かれてないんですけどね、やはり自分たちでも努力をしてもらいたいということがありましたけれども、やはりそのようなことを管理者側には望みますか。

○企画観光課長（福山 茂）

やはり、この稼働率を上げていくためには、やはり管理者の方にも一緒に協力をいただきながら、そういう形で情報発信などもしていただきたいと思いますと思っております。

○6番（勝山浩平君）

管理者側が情報発信をする手段として、やっぱりインターネット、ホームページは必要なものになってくるとは思いますけれども、その管理者のホームページ作成等の支援等を行っていくべきではありませんか。

○企画観光課長（福山 茂）

そうですね、そういう形の発信の方法とか、具体策については、また今後、いろいろ検討をしながら状況を見ながら、また進めてまいりたいと思っております。

○議長（奥田忠廣君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第20号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 4時48分

第 1 回 大和村議会定例会

第 2 日

令和 3 年 3 月 8 日（火）

大 和 村 議 会

令和4年第1回大和村議会定例会会議録

令和4年3月8日（火）

午前10時15分 開 議

1 議事日程

開議の宣告

日程第 1 一般質問（5名）

午前（2名）

1 番 市田 実孝 議員

5 番 藏 正 議員

午後（3名）

7 番 中井 文忠 議員

2 番 前田 清和 議員

6 番 勝山 浩平 議員

散会の宣告

2 出席議員は次のとおりである。（8名）

1 番 市田 実孝 君

2 番 前田 清和 君

3 番 重信 安男 君

5 番 藏 正 君

6 番 勝山 浩平 君

7 番 中井 文忠 君

8 番 宮田 到 君

9 番 奥田 忠廣 君

3 欠席議員は次のとおりである。（1名）

8 番 宮田 到 君（午前中）

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 大崎 一也 君 次 長 児玉 明美 君

5 説明のため出席した者の職氏名

村 長 伊集院 幼 君 教 育 長 晨原 弘久 君

副 村 長	泉 有 智 君	教 委 事 務 局 長	森 永 学 君
総 務 課 長	政 村 勇 二 君	企 画 観 光 課 長	福 山 茂 君
建 設 課 長	前 田 逸 人 君	産 業 振 興 課 長 兼 農 委 事 務 局 長	郁 島 武 正 君
教 委 指 導 主 事	前 田 剛 君	保 健 福 祉 課 長	早 川 理 恵 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	大 石 松 美 君	大 和 診 療 所 事 務 長	松 崎 泰 郎 君
住 民 税 務 課 長	池 田 浩 二 君	大 和 の 園 園 長	勝 健 一 郎 君

開会 午前10時15分

○議長（奥田忠廣君）

皆さん、おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付されております議事日程のとおりであります。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（奥田忠廣君）

日程第1、ただいまより一般質問を行います。

通告順に従って、順次発言を許可いたします。

1番、市田実孝君に発言を許可いたします。

○1番（市田実孝君）

皆さん、おはようございます。それでは、議長の許可が出ましたので、質問をさせていただきたいと思います。

1、津波警報の対応状況について。

その1、村民の高台への避難で、混乱や問題はなかったか。今後の防災のため検証などなされたのか。

2番、市町村で個別避難計画が作成されているが、村の避難体制はどのように計画されているのか。

3番、各集落別に指定された高台の避難所を確保されているのか。

2番、子育てに優しい公園整備について。

その1、今後、公園の整備で噴水がある公園は検討できないか。

その2、宮古崎駐車場の上下駐車場を結ぶ県道沿いに遊歩道を検討できないか。

以上、後は自席より質問させていただきます。

○村長（伊集院 幼君）

皆さん、おはようございます。それでは、ただいまの市田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目の津波警報の対応状況についての1番目の村民の高台への避難で混乱や問題はなかったか、今後の防災のための検証などについての御質問でございますが、まずは、災害に関しましては、災害対策基本法に基づき令和2年2月に大和村地域防災計画を策定し、その中で台風災害や土砂災害等を含む災害対策を一般災害対策編として記載しているほか、地震・津波を想定した地震・津波災害対策編に区別した形で策定をされておりまして、その内容といたしましては、防災意識の整備や避難体制整備のほか、災害時応急対策など、想定される様々な事項について計画策定がなされております。

高台非難につきましては、この地域防災計画にある一次避難場所を指定しておりまして、今回の

津波警報における避難の際には、ここ2年間、コロナ禍や天候不良によりまして実施されていないものの、過去の避難訓練の効果もございまして、けが人等もなく、960名以上の方が避難をされたところでございます。しかし、今回の避難におきましては、夜間の突発的な避難警報の発令であったことから、車両での避難者も多く、場所によっては車両の誘導に困難が生じたことや、避難解除までの時間が不透明であったことから、長時間に渡り避難時間を要したことにより、トイレの利用や避難解除前の帰宅者など、幾つか問題がございました。こういった中、今回の避難における検証に関しましては、区長会での自主防災組織のあり方に対する意見交換におきましては、村民一人一人の自助努力の必要性や避難場所での情報取得の方法のほか、現場活動における消防団員からの御意見におきましては、自主防災組織との連携強化として、高齢者への声掛けや避難誘導のあり方を再構築する必要性がある旨の御意見をいただき、このような意見を対策本部におきまして情報連絡体制の再構築と併せ、庁舎内でも検証・検討を行ったところであります。

次に、2番目の個別避難計画が作成されているが、村の避難体制はどのように計画されているかという御質問でございますが、大和村地域防災計画の中で避難誘導体制や避難手段の考え方など明記しまして、徒歩避難を原則としておりますが、歩行困難な高齢者の対応や避難場所までの距離の問題など、車両避難を検討せざるを得ない場所は、車両避難に伴う危険性を軽減することに努めることとしておりまして、要援護者における避難体制につきましては、令和2年度に志戸勘集落を除く全集落を対象に更新をしていただきまして、各集落の自主防災組織規約を基に集落防災計画も策定をされ、災害弱者となる要援護者の対応につきまして取り決めがなされております。

今回の避難警報に関しましては、消防団を主に高齢者の声掛け等が行われたところでございますが、今後、その体制づくりを強化するため、令和3年8月に作成をしました大和村災害時要援護者の避難支援プランを各自主防災組織や福祉部局関係者の協力を得ながら更新をすることと併せまして、先般、新たに要援護者を対象としました大和村個別避難計画の作成について、関係機関へ協力依頼を行ったところでございます。

次に、3番目の各集落に指定された高台の避難場所を確保されているかとの御質問でございますが、大和村地域防災計画におきまして災害の種別ごとに指定避難所及び一次避難場所を集落ごとに指定を行いまして、高台の避難場所につきましては、その一次避難場所の位置付けで村内17カ所を指定し、村の防災避難訓練に併せ、経路の確認とともに訓練前の巡視により現状の確認を行っているところでございます。

次に、2点目の子育てに優しい公園整備についての、噴水がある公園は検討できないかとの御質問でございますが、現在、子供が遊べる遊具を備えた公園が、村内に奄美フォレストポリス、まほろば水と森公園の2カ所ありまして、今年4月には開園予定の国直ウミガメ公園におきましても、3歳児未満から12歳児までを対象とした複数の遊具が整備をさせていただいておりまして、子供の利用を中心とした家族連れで訪れやすい園地環境が整いつつあると考えております。

また、これまでの整備されました公園施設やまほろば水と森公園、奄美フォレストポリスの水辺

の広場や遊具広場などがありますが、それらの施設については、自然の川や海などと接しておりますので、大和村の豊かな自然とも十分にふれあいながら楽しんでいただける施設になっているというふうに思っております。

なお、噴水施設の整備につきましては、予定はしておりませんが、今後は、既存の公園の利用状況を見ながら検討してまいりたいと思います。

最後に、宮古崎駐車場の上下駐車場を結ぶ歩道は検討できないかとの御質問でございますが、現在、宮古崎を利用される方は宮古崎入口にある第1駐車場と、県道79号線の山側にある第2駐車場、そして国直サンセットパークの駐車場の3カ所を利用しております。第1、第2駐車場に止められない場合は、一番下の国直サンセットパークに駐車をして、約150m先の宮古崎入口まで県道を歩くことにより、実際に歩いている観光客の姿を見かけるところでございます。このような状況が危険だとして、村におきましては県の魅力ある観光地づくり事業を活用し、サンセットパークから宮古崎入口まで遊歩道の整備ができるよう事業要望もいたしました。また、土地所有者に対しましても、事業内容を説明し了承を得た経緯もございます。しかし、宮古崎トンネル開通後は交通量も相当減り、通行の安全性も現在より向上されることが予想されることから、トンネル開通後の交通の状況を見た上で、必要となれば再度遊歩道の整備につきまして要望も行ってまいりたいと考えております。

以上、壇上からお答え申し上げましたが、後は関連の御質問等により関係課長、あるいは自席のほうから答弁をさせていただきます。

○1番（市田実孝君）

先ほど各家庭に届きました村の広報紙の中で、避難状況等が掲載しておりますが、消防団を中心に様子が届けられまして、村民の一人として大変うれしく、頼もしいと思ったところであります。この広報紙の中身ですね、気になったのは960名を確認したとありますが、大和村の人口が今日の新聞で1,355人、残りの395人の方々が把握されたのか、ちょっとそれをお聞きしたいんですよ。

○総務課長（政村勇二君）

この避難者数に関しましては、その時にですね、消防団もしくは自主防災組織の長及びその各集落の職員と連携を取りまして960名の避難者数は把握したところでございます。先ほど答弁でもございましたが、17カ所のこちらが一次指定避難場所として明記している場所での、この960名の把握でございまして、それ以外の箇所でも避難された方もいらっしゃいます。ですので、実際はそちらに何名の方が避難されたという状況までは把握してないところでございまして、960名以上の方が避難されたというところでございます。また、一部によっては各集落でございますけれども、やはり避難自体を辞退されたという連絡も伺っている報告もありまして、その中でやはり自主防災組織の方、そして消防団の方が、またその親族等にも連絡を取って、状況を把握しながら早急な対応ができるようなという連絡体制も取っていただいたところでもございますので、今回、こちらが把握した人数は960名以上であるというところでございます。

○1 番（市田実孝君）

災害には、今回のような津波の避難、直下型の地震の避難、この奄美大島は豪雨による台風による避難等、災害が多い地域でありますので、それをちょっと調べてみたら、災害による救助された方々のデータ等が、情報が自主でありますけれども、この被災された方が救助された状況において64%の方が自主防災組織で助かったと、そのあと14%が自衛隊によって助けられたと、あと14%が消防署によって助けられたと、それであとの4%は家族によって助けられたというデータがありますが、このようなことから、自主防災組織というのを極力ですね、組織を高めて、訓練などをしていただきたいということが、災害基本法の改正が平成3年にあって、個別避難計画の作成を市町村の努力義務化というのが、去年の7月改正なされたみたいですけども、この自主防災組織においてですね、この個別避難のどなたが、この該当に当たるのか、そういったデータとかは、先ほど村長も作っておられるような答弁でありましたけれども、これは自主防災組織、各集落にある自主防災組織には連絡とか、なされていらっしゃるでしょうか。

○総務課長（政村勇二君）

この個別避難計画に関しましては、市田議員がおっしゃるとおり、令和3年にその改正がなされて、各自治体の努力義務であるというところで、実際の個別計画自体はありませんが、その前にですね、大和村といたしましては、要援護者リストというのがございまして、これは福祉部局のほうで介護者、要介護認定を受けている方、それに対して自宅で酸素を投与されている方等の名簿をリスト化しております。これは平成25年にこういった名簿を作成しなさいと、国からのこれは義務によって作成された名簿でございまして、それ以降でございます。令和2年度末時点でのそういったリストの中で、村内に83名いらっしゃいます。先ほど村長の答弁でもございましたが、令和2年の2月の各自主防災組織の規約を更新していただいた中でですね、10集落、志戸勘集落を除く10集落の中で4集落に関しましては、その防災計画の中で、誰がどういうふうに声掛けをして避難をさせるという取り決めもなされている集落もございまして、その中でですね、今回の事案を受けまして、大和村といたしましても、これまで努力義務であった避難個別計画の着手に取り組もうというところで、先般、事務嘱託員会におきましてですね、その要援護者の83名以外の避難時に応援が必要な方の把握にも努めたいというところで、事務嘱託員全員ですね、現在のその要援護者以外の、例を取って言えば、複数のお子さんがいらっしゃる家庭において妊娠されているお母さんがいらっしゃる場所も必要であろうと、そういったところも情報を我々得たいというところで、協力依頼をお願いいたしました。その4集落以外の集落においてもですね、そういった避難計画を作る上で情報提供をいただいた上で、新たな今回、国からのその努力義務である大和村の個別避難計画の作成に取り組んでいて、それをまた情報を共有することでですね、自主防災組織、そして我々行政の防災部局、福祉部局、そして消防、そういったところの連携を取りながら、誰がどういうふうに避難をさせるのか、そういったところまでを取り決めにきっちりしていただくための取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

○1 番（市田実孝君）

今、課長からお聞きしたとおり、集落で自主防災組織というのは確立されて、誰々が救助班とか決められて、名簿はあるということでお聞きしましたが、その自主防災組織にですね、毎年4月には村内の移住者、先生方を含めてですね、定期的に更新、集落別になりますが、新たな方がですね、そういった方を含めて、それはもう役場の方がわかるわけですから、この集落の自主防災組織の幹部連中に、区長さんをはじめですね、安否確認用名簿をですね、各集落別に作って配付したりすれば、安否情報というのは、高齢ですよ、この方は身体にあればありますよ、精神的にあればですよとか、こういったですね、マークシートがいろいろ調べたらあるみたいですが、集落別に安否の確認表とか作られて、定期的に区長さんなりと話されたほうがいいと思うんですが、いかがですかね。

○総務課長（政村勇二君）

市田議員おっしゃるように、まず、事務嘱託員会、毎月1度行われてはおりますが、そういった中で、各集落の移動、転出・転入等があった場合にはですね、その集落ごとに情報提供を、私どものほうで各集落の事務嘱託員の皆さんに情報提供させていただいているところです。そういった中で、そういった転入・転出で新たな移動があった場合には、各集落において把握もできると思いますので、その名簿作成についてはですね、やはり自主防災組織とも連携しながらですね、作成いただくようなお願いはしていきたいというふうに思っております。

そのほかですね、新たな活動の内容としてですね、自主防災組織を強化する上でもですね、やはり私たちが一方的に、ああやりましょう、こうやりましょうということではなくてですね、今回の事案を受けて、各集落の区長さんからもたくさん様々な意見もいただきました。消防団からもいただきました。そういった中では、やはり、今回の事案をいい経験としてですね、大和村が行政ほか関係部局がですね、連携を取って安心安全な村づくりのための自主防災組織であり、消防団員であり、我々行政福祉と連携した行政部局であるための取り組みを、今後とも進めていきたいというふうに考えております。

○1 番（市田実孝君）

ぜひですね、そのような配慮をお願いしたいと思いますが、この自主防災組織というのをですね、助成制度、調べてみますと避難活動準備助成金、活動運営費助成金、このような活動、運営に対するですね、自主的にこの集落で年に1回とかやる活動助成をする市町村が、岡山県とか見たら、あるみたいですが、そういった助成制度を今後考えていくような考えはありませんか。

○総務課長（政村勇二君）

この自主防災組織に対する助成に関しましてはですね、こちらのほうでもコミュニティ助成事業といいまして、各集落自治会を主にですね、そういった防災組織の構築に関する、確か、小さな消耗品は該当しなかったと思うんですけども、そういった防災力の強化に対する、例えば新しい防災組織のための計画作成であるその方法のやり方であったりとか、そのほかの消耗品、備品には該

当しなくて消耗品とかに該当するもの等もございますので、そういった助成事業制度をですね、新たにこちらでも一度は消防分駐所のほうでも話をしたことがあるんですけども、再度研修しましてですね、そういった情報提供には努めていってですね、そちらがまた各地域で大きな集落、小さな集落、各集落の自主防災組織としての方向性といいますか、やり方もあろうかと思っておりますので、そういった、こういった制度の中で取り組める集落においてですね、集落といいますか、防災組織において対応が図れるものについては情報周知に努めながらですね、対応を図っていければというふうに考えております。

○1 番（市田実孝君）

岡山県ですね、総社市というところで、下原地区でこの自主防災組織が年に1回ほど自主的に避難訓練をなさったところで、隣の地区では死者とか、そういった方が自衛隊で救助するようなあれになったんですけども、この地区はゼロということで、大分有名に自主防災組織が活躍したということですね、有名になっているところがありますけども、ぜひですね、この大和村も災害が多いところの中に入りますので、他の地区に負けないように自主防災組織を強化するような施策を、ぜひお願いしたいと思いますが。それとですね、高台への避難、一次避難で緊急的に、村長も答弁いただきましたが、まずは歩いて逃げる場所、車ではなくてですね。地震が起きた場合は、道路・橋等も破壊されますので、まずは歩いて逃げる緊急的な一次避難場所を、山間が多いこの南部大島で確保していただくためには、予算も多くかかると思いますが、各集落の裏山手あたりにですね、そういったのは喜界とか、ほかの徳之島とか、水不足で地下ダムとかも造って、大型予算を使っているところがありますので、この大和村とかですね、緊急避難時のそういった予算を奄振あたりとか、県とかも検討されてお願いしたりしてですね、確保をしていけるように配慮をお願いしたいんですが、いかがですか。

○総務課長（政村勇二君）

高台避難所の件に関しましては、今現在17カ所、一次指定避難場所としてしてある場所がですね、17カ所中13カ所が、例えば村道であったり、例えばトイレのない公園等が指定されているところでございます。やはり、議員がおっしゃるようなそういった集落から徒歩避難でできるような高台避難所の整備のことに関しましては、昨年の12月にですね、やはり安全安心なものづくりを進めていく上で、各事務嘱託員の皆さんにですね、集落内における、例えばそういった用地、高台避難所が想定される用地調査依頼といいますか、候補地の調査依頼をお願いしたところでもございます。村主導ではなくてですね、やはり集落民が思っている高台において、どの用地がいいとかというのは、やはり集落民がわかるであろうと。ましてや、我々が進める上で、やはりその用地に関して制限がかかる用地であったりとか、例えば集落民がする慣例である神山とか、そういったところを省くためにもですね、まずは集落の情報がほしいというところで、各事務嘱託員の皆さんにも情報提供依頼をさせていただいているところで、現在、二つの集落から回答をいただいている状況でございまして、そういった各集落からのですね、情報が得られ次第、それからその予算に関して

もですけど、その場所で、じゃ、どういった避難方法が一つ一つ改善されるのか、そこには構造物が必要なのか、そういったところの取り組みをする上での、まず一つ目の根拠として、今現在、調査依頼を行っているところでもございますので、そういった意見が集約された後にですね、そういった集落内での高台避難所の取り組みについても、検討、それから進めさせていただければというふうに考えております。

○1 番（市田実孝君）

村の広報紙の中で、非常持ち出し袋の中身とか、こういったものを書かれて周知なさっておりますが、村のほうでですね、これを見て買いに行かれる方は、多分少ないんじゃないかと思うんですよ。改めてですね、この防災機材とか、いろいろ私も調べたらあるんですけども、ぜひそういったことを図るためにも、村のほうでその防災袋、この中身まで村のほうで準備して配付したら莫大な金がかかると思うんですが、大和村と書いた防災袋をですね、緊急時にはこれを中心に持ち出してくださいというような非常袋みたいなのをですね、村指定の名前が入った、そういうのを配付しておけば、やはり年を取った方々は目の前に非常袋があるんだと、そういうことで準備なさるような契機にならないかと思うんですけど、そういったお考えはできないでしょうか。

○総務課長（政村勇二君）

この防災避難グッズの持ち出し袋といいますか、そういった話もですね、区長会の中の意見交換会の中でもございました。やはり各世帯数によって、まずその袋の大きさも違うだろうということもあって、この防災グッズ自体の助成制度もできないかという話も、その中でありましたんですけども、やはり区長さんの中では自助努力の必要もあるだろうと、全て行政頼みではなくて、そうすることによってありがたみもなくなってくるだろうという意見も伺ったところでもございまして、今回のこの案件をいい村民全体の防災意識の向上に取り組むためにも、やはり一人一人が考えていただくためにも、防災グッズ一つにとってもですね、やはり自分なんかでも考えるべきじゃないかという御意見もいただきました。その防災グッズの内容物に関してもですね、区長会の中で、こっちの専門のカタログから抜粋したものを選んでいただいた中でも、やはり今、現状の中で準備できる、今、御自宅にあるので防災グッズ準備できるものもあるということで、やはり1人世帯とまた5人世帯では違うよねという話もあったところでございますので、まず、そのグッズの最低限必要な防災グッズはこの分ですよという、情報提供も踏まえながらですね、こちらは情報発信をしていきたい。そしてまた、自助努力と我々公助、共助のバランスも図りながらですね、まずは周知徹底に努めていきたいというところでございます。

○1 番（市田実孝君）

大和村の高齢化率は、となりの宇検村に次いで2番目に高いということが、この間の新聞等に記載しておりましたが、この高齢者の対策でですね、ぜひ村のほうでできるだけ組織の強化と、そういったことを図っていただきたいと思います。

続きまして、今後の公園の整備で噴水がある公園は検討できないかということで質問を上げさせ

ていただきましたが、子育て中の方々にデータを見ますと、やっぱり公園に求めるのは何かと、遊具の次に何かといたら、やっぱり水遊びができる施設がほしいというのが流れだそうです。私も年を取って、大分子育てから離れましたけれども、夏場の暑いときに、奄美は海があるからいいんじゃないかという考えもあろうかと思いますが、やっぱり2歳、3歳児の波打ち際で遊ばせれば、ちょっと溺れる可能性も、常に波があるもんですからね。KTSとか、MBCとか、鹿児島中央公園で水遊びをする映像が、毎年流れていますけれども、奄美大島でそういった幼児を遊ばせる場所が、私は皆目ないと思うんで、今回、こういった噴水があるですね、あれを検討いただけないかということで。山形県にですね、月山湖というダムでできた大和ダムのようなですね、ダムでできた湖があるんですけども、それを造るにあたって112戸の集落が、戸数が湖の中に消えた。それをですね、記念して、この西川町ですか、112を記念して2億幾らの予算を使って112mの噴水を造った。目的はただそのあれぐらいということで、それも夏場の4月から9月ぐらいまでですね、1日に4回とか。もちろん冬場はできませんので。これが日本一になっているみたいなんですよ。そうしますと、何もなかったこの山と、この山形県、その山間部にですね、すごい観光客が今訪れて、日本一のこの噴水ショーを見たいということでですね、そういった現象もあるような状況がありますが、鹿児島県もこの112mの噴水を村長に上げると言ったら、何を言っているんだとなりますので、せめて10mぐらいのですね、噴水を上げて目玉にしてもらって、観光のですね、そして水遊びができるようなことができれば、子育ての一番ほしがっている噴水施設があるよということで、私はいんじゃないかと思います。この噴水、子供がですね、水遊びをすることは先ほどの同僚の蔵議員が感性豊かな子供たちということで、先の議会で教育長に質問されたと思いますが、ちょっとその件ですね、村長も教育長も県体選手で水泳のプロですので、水遊び、まず教育長にお聞きしたいんですけども、学校のプールですね、義務教育の学校には全て、ほとんど文科省、プールを準備しておと思いますが、小学1年生の授業がプールの授業があると思いますが、それは小学1年生で10m泳ぎとか、記録をいくらで泳ぐとか、そういった指導はないと思いますが、いかがですか、教育長。

○教育長（晨原弘久君）

すみません、ちょっと質問の趣旨がまだ完全にのみ込めないものですから、ちょっと的外れなお答えになるかもしれませんが、文科省の指導要領では、小学校1年生・2年生の水泳は水慣れが主な、何といいましょうか、ねらいです。3年生・4年生ぐらいから15mぐらい。とにかくフォームは、泳法は何でもいいからという、5・6年生で25m到達するようなど、そういう目標になっております。

○1番（市田実孝君）

ありがとうございます。この水遊びをするということは、幼い子供たちにとりまして感性を育てると、こういったことが分かっているということ、いろんな大学の教授がですね、述べた資料を私は見まして、公園にその噴水付きの、ただあるんじゃないくて、遊ばせるという、水遊びをさせる

ということですね、大切な五感を鍛える流れがあるようなことがありますので、ぜひそういったのを取り入れて、水と森公園も何か改めて整備しなおすというような話も聞きますが、そういった考えで検討をしていかれるような考えは、村長はありますか。

○企画観光課長（福山 茂君）

ただいま市田議員のほうから噴水の関係で水と森公園についてということでございましたので、水と森公園については、今、産業振興課のほうで整備計画などを作りながら進めているところでございますが、またその水と森公園については、貴重な水生植物がいるという形で、環境のほう、やはり自然環境にあわせた形での整備という形で考えが進んでいるということでございます。その中で、貴重なトンボ等もあの場所にはいるという形で、また、その環境を変える、そこでやはり流れる水の形での、そういう環境がいいという形でございますので、また、そこにはまた噴水という形になりますと、また違う環境になってしまいますので、だからその場所での噴水というのは、現在考えられていないということでもあります。

○1番（市田実孝君）

この水遊びということを私は求めたくて、そういった施設が何らかの形でですね、あれば、夏場の涼を取る、涼しさを家の中にこもるんじゃなくて、奄美は特に暑うございますので、そういった施設を整備をしてほしいと思います。ぜひ考慮をお願いしたいと思います。

続きましてですね、宮古崎駐車場の上下駐車場を結ぶ県道沿いの遊歩道を検討できないかと、皆さんも御存知のように曲がって来ましたら、子供連れの親子が県道を横切っている状況を目にしたことがあると思いますが、子育てに優しい施設ですね、村外から来られる方々に安全にですね、大和村は行き届いた施設があると。今のまま置きますと大変危険があると思うんですが、改めてその件に関して答弁をお願いしたいと思います。

○産業振興課長（郁島武正君）

ただいまの質問に関しましては、市田議員がおっしゃるとおり、役場のほうも考えておりまして、村長の答弁にもございましたが要望いたしました。恐らく市田議員がイメージしている遊歩道はこういう形ですね。それと同じようなことで要望もいたしましたが、村長の答弁で3月27日に宮古崎トンネルが開通すると交通量は大幅に減るとなると、そういった危険性も大分軽減されるということと、事業費が、事業費のことはあまり言いたくないんですが、この時点で8,500万ほどかかるということを知っておりまして、150mの1mの遊歩道で。そういったことで、断念するのではなくて、トンネル開通後の交通量の状況を見た中で、また改めてチャレンジしたいという気持ちでございますので、その辺、よろしく願いいたします。

○1番（市田実孝君）

多分、そのトンネル開通で交通量は減ると思いますが、やっぱり県道をあとは、県道も、今の現県道もですね、公園の中だと思い、バスとかもですね、観光バスとかもそこに止めたりして、なおさら危険を伴っていくような状況になろうかと想像ができますので、もし、予算等がつくような

状況があれば整備のほうを御検討していただきたいと思います。

以上で終わらせていただきます。

○議長（奥田忠廣君）

これで、1番、市田実孝君の一般質問を終わります。

一言申し上げたいんですけども、コロナ禍で皆さん、マスクをしていて、マスクをしているということで発言がなかなか聞きにくいところもあるんですよ。答弁が全くきかない人もいますから、口の中でもごもごと言わずに、はっきりと最後まで語尾を続けていただきたいと思います。聞こえない。

次に、5番、藏 正君に発言を許可いたします。

○5番（藏 正君）

皆さん、こんにちは。早速でございますが、一般質問を申し上げます。

最初に、防災対策について。1月15日、フンガトンガ火山爆発による住民避難において、集落ごとに見えた課題は何か。また、大和の園の利用者の避難は万全に行われたか。在宅の要介護者への対応はどうか。見えた課題に対してどのような対応策を講じているのか伺います。また、長時間の避難の中で浮き彫りになったトイレの問題や携帯電話のエリアの課題に対しても、どのような対策を講じていくのか、答弁を求めます。

今回の津波に対する避難について、湯湾釜集落役員会で話し合いの中で、旧湯湾釜分校の利用があってもよかったのではないかと意見が出ました。津波の最大3mの予想や避難指示の解消が未定の状況の中で直面した課題について考えると、暖が取りやすく、トイレも完備されている施設の利用については、普段から計画に入れておくべきではなかったかとの意見で一致しました。他の集落においても同じような意見が出ていることが予想されますが、そこで見えてくるのが学校や防災センター的な施設がない集落における課題です。国直、津名久、大金久、戸円など、避難に利用できる学校施設がない集落について、新しい発想による避難所構想を持つべきではないかと考えます。例えば、国直集落においては本村の表玄関ともいえる集落であり、国直海岸には毎年たくさんの人が来ます。自然集客のメリットを生かして、本村のお土産を買ってもらう直売所的な施設を設置し、その2階を避難所として利用できるようにするとか、他の集落については名案が浮かんでいませんが、空いている2階建て住宅を避難所として位置づけるとかなんとか。とにかく、高齢者が避難したのちの負担ができるだけ緩和されるような避難所構想を考えさせられる出来事だったと思いますが、村長の答弁を求めます。

次に、クロウサギ被害対策について伺います。マングース駆除の効果でアマミノクロウサギが増殖していることは、自然遺産登録の島として喜ばしいことでありますが、福元地区のクロウサギによる食害も増殖に比例して増えており、収穫を控えた育成樹が食害により枯死する事例も発生しています。果樹支援対策事業などの導入により植えつけた何百本の苗木にも被害が出てきていますが、どのような対策を講じているのか。今後、どのような対応策を講じるつもりか、答弁を求めま

す。

次に、地域資源を生かした特産品開発について伺います。村長の施政方針の中で、特産品の開発について、様々な視点から地域資源を生かした特産品開発に取り組むとあります。本年度はイノシシ被害が非常に少なかった年度でありますけれども、本村においては毎年イノシシ被害対策を課題に上げながら、各地で被害を繰り返しています。この暴れん坊の野生のイノシシを商品開発のストーリーとして捉え、奄美ワイルドボアカレー、奄美ワイルドボアシチュー、大和村ワイルドボア回鍋肉井の具などの商品を開発し、宣伝することで話題性が生まれ、本村への誘客効果へとつながるのではないのでしょうか。本村にはまだまだ話題性のある商品が不足しています。人気の焼き肉のたれはありますが、ワイルドボアミート、しし肉とのセット販売にすることでお土産品としての消費意欲は倍増します。イノシシ駆除と連動してジビエ商品を開発し、本村の特産品化を図るべきではないのでしょうか、と言うのは簡単です。誰がやるのかの問題から潰していかなければいけません。商品開発には継続的な原料の確保、解体の技術及び場所の確保、レシピの研究から商品開発までのそれぞれのプロに集まってもらい協議する必要があります。村内外のプロで組織する特産品開発室を設置し、本格的な構想を作り上げていくべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

この特産品開発室の設置はイノシシだけにとどまらず、海の商品、福元の芋や果物、薬草やヤギなどなど、施政方針にある様々な視点から地域資源を生かした特産品開発に取り組むの拠点となるものであります。この際、特産品開発について本格的な構想に方針を取るべきではないでしょうか、村長の答弁を求めます。

以上、壇上より申し上げ、答弁の後、自席より再質問いたします。

○村長（伊集院 幼君）

それでは、蔵議員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の防災対策についての各集落ごとに見えた課題、また大和の園の入園者の避難について、そしてまた在宅要介護者への対応、さらにはその避難による見えた課題等の対応策についての御質問をいただきました。

まず、各集落ごとの課題につきましては、避難警報から避難指示を発令し、その避難指示解除までの見通しが立たずに長時間の避難を要したことと、着の身着のまま避難された方がほとんどでありまして、トイレ利用に対する問題や飲料水のほか、避難指示解除前の帰宅者対応や車両の混雑など、各集落から課題として上げられたところでございます。大和の園の利用者の避難につきましては、利用者46名を怪我等なく、戸円の避難所まで誘導いたしました。大和の園の職員、役場職員、消防団員総勢18名で行ったところであります。課題といたしましては、避難に要する時間が最初の課題と考えております。全員避難するまでに1時間15分程度かかっておりまして、職員間で検証した結果、車へ乗車させる箇所を1カ所から3カ所へ増やすことや、介護に要する物品の保管を事前に戸円避難所に備蓄しておくことにより、まだ時間短縮が可能であったという検証をいたしました。また、車両の操作などにおきまして、全職員が取り扱えるよう、訓練時に確認をしておくこと

も重要であると認識をしたところであります。今回の避難誘導に関しましては、地震による津波警報とは異なり、到達予想時刻などが不透明であったことなども考慮しまして、日ごろの訓練の重要性と津波に限定した自主訓練を行うことを計画したいと考えております。

次に、在宅要介護者への対応につきましては、村におきましては在宅患者等医療や介護依存度の高い方たちを対象とした名簿を作成をしております、その対象者が83名と把握をしているところでございます。この度の突発的な避難警報における避難指示の際には、各集落の自主防災組織や消防団員を主に声掛け等が行われましたが、その課題といたしましては、搬送手段に苦慮したことや、中には避難自体を拒否される方もおられたとの報告を受けております。そこで、今後の対応策といたしましては、村当局と各集落の自主防災組織及び消防分駐所をはじめとする消防団ならびに福祉関係部局との連携強化と情報の共有を図るべく、要介護者に特化した大和村個別避難計画作成に取り組み、その計画に基づき避難訓練の方法も考慮しながら、在宅介護者の有効な避難に努めていきたいと考えております。

次に、2番目の長時間における避難の課題として、トイレの問題や携帯電話エリア外の問題が上げられているが、その対応策についての御質問でございますが、長時間に及ぶ避難につきましては、区長会での意見や消防団員からの意見の中でもトイレの必要性や防災無線からの情報が得られない避難場所の問題について御意見をいただいたところであります。トイレの問題につきましては、今後、各学校を避難場所として利用推進を図るとともに、区長会の意見の中では自助・公助のバランスについて話し合いもあり、簡易トイレ等の準備ができるものは事前に準備したい旨の意見もいただき、村といたしましても簡易トイレ以外の防災避難グッズも含めた情報提供を行い、今後の避難時に最低限必要な防災グッズをチラシとしまして、全戸へ配付するように準備を進めているところであります。また、各自主防災組織の了解が得られれば、現在、村が備蓄しております簡易トイレにつきましても、配付を進めてまいりたいと考えております。

そのほか村内17カ所ある高台避難場所には、携帯電話エリア外の場所も2カ所ございます。1カ所目が大和浜集落の避難場所であり村道大和浜大柵線大和浜側と、2カ所目が湯湾釜集落の避難場所でございます村道湯湾釜線でございます。この村道大和浜大柵線における携帯通信エリアの表示等をするなど、情報手段の周知を図ってまいりたいと思います。また、村道湯湾釜線の対応につきましては、現地の地形から海拔30m付近では、通信エリアの確保が困難であることから、村道内における通信エリアが確保できる箇所を選定をしまして、まずは集落民への周知に努めることと併せまして、防災無線においては更新年度を迎える令和4年度から3カ年計画になりますが、現地周辺における機器増設の検討も進めながら、避難時における情報提供ができるように努めてまいりたいと思います。

また、昨年12月の事務嘱託委員会におきましては、各集落における高台避難所候補地の調査依頼も行っているため、今後は調査報告の内容を参考に携帯通信エリア内での高台避難所の整備に向けて検討を進めてまいりたいと思います。

次に、新しい発想による避難所構想を持つべきではないかという御意見でございますが、議員の質問にもありましたように、旧分校の利用がなされていないということもございました。各学校もそうでございますけれども、私たちといたしましては、いろんな災害を想定する中では、やっぱり避難所の整備を数カ所設けていくことは重要なことだというふうに考えておりますので、今後は湯湾釜分校の活用も位置付けをしながら、しっかり避難所の対応に当たっていきたいというふうに思います。

また、避難場所につきましては、各集落の現状に合った避難も考えていかなければならないというふうに考えておりますので、しっかり集落と連携を図りながら、大和村の今の地形の現状から、どういう避難場所を設定したほうがいいのかということを総合的に含めて、今後、避難場所の設置に向けて取り組みをしていきたいというふうに思っているところでございます。

次に、2点目のクロウサギ被害対策についての御質問でございますが、近年の福元地区におけるアマミノクロウサギによるたんかんの樹皮食害被害は、被害面積、被害額とも増加してきており、令和3年度においても被害額はまだ確定してはおりませんが、農家からの被害報告が増えてきておりますので、被害額も増加することが予想されております。

また、アマミノクロウサギは果実ではなく樹皮を食害するため、農家の方は被害カ所への薬剤の塗布や出入口等の見回り、被害木の植え替え等の労力が大きな負担となっております。このようなことから、村におきましては平成29年度から環境省、鹿児島大学、大島支庁等の関係機関と連携を図り、電気柵による効果検証や金網柵の形状に対する検証等を現地で行うほか、平川動物園の保護個体による生態調査を行い、クロウサギの侵入防止対策を協議してまいりました。その結果、アマミノクロウサギの侵入を防止するには、通り抜け、飛び越え、よじ登り、地面からの潜り抜けの4点に対応するものでなければならぬことが分かりました。この結果を踏まえまして、村におきましては令和4年度から鳥獣被害対策実践事業を活用しまして、福元地区の被害が多い地区から計画的に金網柵の整備を行うよう計画をしているところでありますが、被害地区が広範囲にわたることから、福元地区が完了するまでには最短でも5・6年かかるものと見ております。また、果樹支援対策事業や村単独の果樹苗木助成事業を活用して、侵食した苗木は成木より樹勢が弱く、樹皮をかじられると枯死する割合が高いため、緊急的な対策としまして苗木の3方に杭を打ち、ビニールを被せ苗木を囲む行燈型による対策が効果があるということで、農家の方は対策を行っておりますが、苗木を1本ずつ保護しなければならず、大きな労力と時間がかかる作業でございます。そのため、緊急性のある圃場につきましては、資材を中山間地域等直接支払交付金等を活用して購入をし、作業につきましては生産組合の組合員が協力して行うなどの対策に取り組んでいるところであります。アマミノクロウサギ対策は果樹の村を守るための喫緊の課題であるというふうに認識を持っておりますので、今後も継続して対策に取り組んでいきたいと考えております。

次に、3点目の地域資源を活用した特産品開発についての御質問でございますが、ジビエ関係につきましては昨年の第2回定例会におきまして勝山議員さんからも加工所の整備に対する質問がご

ざいまして、村におきましては猟友会の会員26名に対しアンケート調査を実施をしたところでございます。アンケートの内容につきましては、加工施設の利用や捕獲個体の100%持ち込みの意向、また、開発したい商品の種類について実施をいたしました。アンケートの結果は、施設の利用につきましては92%、捕獲個体の持ち込みにつきましては85%と、多くの会員の方が加工施設を利用したいとの意向がありましたが、商品開発に取り組みたいと回答した方は50%に止まっております。イノシシの有害駆除捕獲実績は、今年度を含めた直近3年間を見ると、令和元年度347頭、令和2年度124頭、令和3年度は61頭と減少傾向にあり、今年度捕獲したイノシシ61頭のうち幼獣が19頭、病害イノシシ20頭を差し引きしますと、食肉として利用できる成獣は22頭であり、特産品化を図るには十分な量とは言えない状況と考えております。これまでも、村内におきましてイノシシの加工品を販売している方がおられましたが、現在は関わっていただく方がいない状況でございます。ジビエを活用した特産品の開発につきましては、法的許可を受けなければならない食品衛生法による食肉処理業の許可や食肉処理施設に対する厳しい衛生基準をクリアしなければならない課題も多いというふうに聞いております。猟友会の皆さんの御意見を伺いながら、特産品の可能性について検討する必要があるとは認識しておりますので、現段階におきましては、議員の質問にありますように特産品開発室の設置は、今のところ考えていないところでもございます。

以上、壇上からお答え申し上げましたが、後は関連等の御質問等により関係課長、あるいは自席のほうから答弁をさせていただきます。

○5番（藏 正君）

最初に、防災対策について伺いたいと思います。

まず、大和の園の避難状況についてですけれども、48名全員が1時間15分、時間がかかったというのがあったんですけれども、私のところに利用者の家族の方から、一部ですけれども、夜中の事件ではありましたが、安否情報がその翌日になっても、その次の日になっても、その情報がないと。やっぱり、自分たち家族の方ももちろん心配されているわけで、そういった家族の方への安否情報の提供ということについては、園長、どのように考えておられますか。

○大和の園園長（勝 健一郎君）

今回、職員間で検証した中でもですね、その安否情報の御家族への連絡体制等が不備があったということで反省をしているところであります。警報発生直後に数件、御家族から大丈夫でしょうかというお電話をいただいたようなところでありますけれども、その後は全員、職員も利用者も戸円のほうに避難をしておりますので、後から電話をされた御家族の方も、もしかしたらいらっしゃったかもしれません。今回、今後の対応としまして、大和の園におきましては急な病院受診等時における連絡体制として、スマートフォンを1台、緊急連絡用として配備しております、御家族への連絡のやり取りを行っているわけですが、そういったものを活用して今後はその場になくても、すぐ身元引受人の方にですね、連絡が行けるような体制を図っていこうというふうに検証したところであります。

○5番（藏 正君）

このコロナ禍の中でですね、普段からもなかなか面会に行きづらかったりとか、連絡が取りづらい状況にあったりしますので、今回のその反省点の一つとしてですね、その辺、またそういった体制を取りますと、今回の避難の反省点について検討された内容を保護者に連絡するというだけでも、保護者というか、家族の方は安心につながるんじゃないかなと思いますので、その辺までお願いしたいと思います。

次に、要介護者の避難について、先ほど要介護者というか、名簿が作成されてあると、要支援者ですかね、83名の方が上がっていると伺いましたけれども、その搬送手段にちょっと苦慮したとか、避難しませんと言った方がいたとかいう話がありましたけれども、実際に避難しなかった人というのは、何世帯ぐらいで何名ぐらいいらっしゃったんですか。

○総務課長（政村勇二君）

大変申し訳ありません、その避難の世帯数に関してはですね、3集落から3件は聞いておりますが、それ以外はまだ把握はできていない状況でございました。

○5番（藏 正君）

その避難しなかった方というのは、結構それなりの覚悟をしたというか、すごい怖い思いの中で、自分たちは避難しませんというような決意をされたと思うんですね。その搬送の手段に苦慮したとか、そういう断った人たち、今この避難指示という形に、避難勧告じゃなくて避難指示という形になっているじゃないですか。そういった方々もできるだけ避難してもらうために、自分も湯湾釜集落で、あそこらへん、ちょっと声をかけてくれと言われたときに、たまたまそういった要支援者の方には家族がいらっしゃって、家族の方々が搬送して連れて行ってくれたんですけど、もしもですね、そういった方がいないときに、いない場所に自分が消防団員の一人だったりとかいう形で行ったときに、果たして車椅子の方を自分が避難誘導できたのかなというふうなことを考えたときにですね、消防団員とかの避難訓練の中で、団員に対する介助法とか、要支援者に対する介助法とか、そんなのも指導されていたり、そんな訓練もしているのかなというのをちょっと考えたんですけど、その辺、どうなっておりますか。

○総務課長（政村勇二君）

消防団の訓練に関しましては、年に4回計画されております。年に4回のほとんどがですね、火災防御に関する訓練がほぼでございまして、そのほか普通救命講習会と言いまして、夏休み期間中には消防団もなんですけれども、各集落からの要望によってですね、心肺蘇生法、そういった訓練は実施されているところでございます。その要介護者に特化した搬送方法、体位の管理を含めた搬送に関する訓練等は、今の現状で実施されていない状況でございまして、今後はですね、その年4回の訓練の中でですね、そういったこともやっていけるように、また分駐所、そしてまた消防団の団長、幹部を含めてですね、相談していきたいというふうに考えております。

○5番（藏 正君）

ぜひですね、避難訓練を実施するにあたりまして、消防団員の質の向上と申しますか、そういったものも図っていただきたいと思います。

あとトイレの課題、携帯電話のエリア外解消策については、先ほど湯湾釜の林道は、標高30mを超えて、なかなか解消が難しいというふうに捉えたらいいんでしょうか。それについて。

○総務課長（政村勇二君）

その湯湾釜集落の今現在一次指定避難場所とされている場所が標高30mのところでございます。そこが民地の広場あるところでございますが、そのこの箇所が普通の村道であれば、村道の通行においては、今携帯エリア外であるというところでございます、10m以上、確か標高15mぐらいまでは携帯の受信ができるところでございますので、またその表示も踏まえてですね、民地広場においての一角にですね、この前、こちらのほうでも調査させていただいた、了解を得て調査させていただいたところで、一角はですね、携帯電話の3本の受信アンテナではなくてもですね、2本立つ場所がございましたので、そういったところの周知もですね、民地であるために、もちろん所有者の了解を得ながらですね、そういった了解を得られたときには、地元の自主防災組織、そして消防団にもですね、この箇所であったら携帯電話を使えますよという周知を含めて対応を図ってまいりたいというふうに考えております。

○5番（藏 正君）

湯湾釜集落の文田川から河平川、河平川ですか、あそこらへんまでは、その奥に入っても携帯のエリア外になっているんですね。ですから、そこら辺の解消策も含めて、先ほど村長の答弁の中で機器増設の予定も検討していくというふうなのがありましたので、そこら辺もぜひですね、もうちょっと早めにエリアの解消を図っていただきたいと思いますと思うんですけども、その防災対策だけでなくてね、思うんですけど、そこら辺はどうなんですか。

○総務課長（政村勇二君）

先ほど村長の答弁の中でありました機器増設に関しましては、村道を上がった30m付近、海拔30m付近では、やはり携帯電話もなかなかつながりにくいということで、防災の情報が得られなかったというところがあって、先ほど答弁であった機器増設に関しましてはですね、防災行政無線、それをですね、先ほど藏議員がおっしゃいました文田川から河平川一対を含めて、その上にある高台30mのところまで聞こえるような防災無線を、まず増設をしていきたいというところでございます。

○5番（藏 正君）

一番、その今回の避難の中で、避難の解除がいつになるかわからない状況で、長時間の野外での待機という形になってしまったんですけど、それについて、先ほど壇上でも言いましたけれども、湯湾釜集落においては、あの津波の情報だったら、最初から分校の利用というのもあったかもねということで、みんなで話し合ったんですけど、そういった意味でちょっとお聞きしたいのが、今回、湯湾釜分校は利用していませんけど、例えば思勝、大和校とか、大棚校とか、学校の校舎を避

難場所として利用した事例がありますか。

○総務課長（政村勇二君）

各小学校、そして中学校がある校区におきましては、その集落において学校への避難もしている状況でございます。

○5番（藏 正君）

例えば、大津波警報というのが発令されたときには、それは学校の2階ではちょっと心もとないところもありますけども、そういうところでない、この間の事例であったような、そういった3mとかの警報クラスであれば、そういった学校施設とかの利用というのはとても有効なんじゃないかなと思うんですね。例えば、中学校に登校されていて、ちょっと空いている部屋なんかもあるんだったら、そこに防災備品の収納とか、そこら辺に置いておくというのも考えられるし、湯湾釜集落の役員の中でも話した中でも、学校というのはもしかしたら、そういった意味でいったら防災の避難場所としては、一番いいのかもしれないねということを話し合ったんですけど、その点について今後、学校の避難所としての利用についてはどのようにお考えですか。

○総務課長（政村勇二君）

今後ですね、通常の避難場所においては、避難所としての機能向上を図っていくというところで、これから村としてもですね、学校を避難所向上に向けて取り組んでいくところでございまして、その施設だけではなくてですね、おっしゃるように備蓄品に関しましても、昨年、非常用発電機であったりとか、一部マット、寝具類は今の現状で備蓄している状況でございまして、今回の事案を受けましてですね、そのほかの備蓄も学校にお願いできないかというところをですね、また校長会等が開かれる際にはですね、協力依頼をして備蓄品の確保に努めていただくことでですね、またその各地域における学校が避難所としての向上にもつながっていくのではないかという思いでもありますので、またそういった備蓄品の確保に向けた相談もですね、私どもとしても教育委員会と連携を図りながら協力していきたいというふうには考えております。

○教育長（農原弘久君）

その学校避難については、今総務課長が答弁されたとおりです。各学校校長たちにも、それは了解を取っております。ただ一つ課題がありまして、台風が近づいてくるというのは、そういうとき、分かっている場合だったら、校長・教頭も常時、その地域にいるんですが、待ち構えているんですが、この前のように突発的な、また休日の夜とかだった場合は、校長・教頭もよそに出かけていることも考えられます。ですから、そのときにどうしようかなれば、合鍵を区長さんに持ってもらおうとか、あるいは消防団長さんに持ってもらおうとか、そういうことを今、ちょっと検討しているところでございます。以上です。

○議長（奥田忠廣君）

藏君、電気が消えています。

○5番（藏 正君）

今のね、その鍵の預かりについても、役員会の中でも話し合いましたけれども、やっぱり集落区長さんたちにもですね、いざというときのあれについて、鍵預かり体制とか、その辺も含めて御検討いただきたいと思います。

あと、その学校施設がないところなんですけど、大和村に2階建ての住宅の空き家がどこにどれだけあるか、私は把握していませんが、使われていない2階建ての住宅というのも、考えようによっては避難場所、高齢者に対する避難場所というのには利用してもいいんじゃないかなという思いがしたわけなんですけども、その辺についてはいかがですか。

○総務課長（政村勇二君）

現在、入居者がいない公営住宅等の2階に関しての、正直発想はございませんでした。実際、空いてない住宅において、そういった被災された方たちが緊急的に入居される事案はございますが、その対応についてはですね、その管理を、いつ被災が起こるか、災害が起こるかわからない状態で管理体制のあり方、もちろん、公営住宅であれば村当局が管理するわけではございますけれども、じゃ、有事の際、それを通常、事務嘱託員等になりて預けていいものなのか、その管理ができるものなのかというのはですね、また地域との話はしなければいけないのかなというふうに思っております。その中で、そこに対する改修がどの分になるのか、どういった被災状況で、どの分の人数が入って、どういった取扱いがされた中での、中の修繕がどういったふうになるのかですね、そういったところも、まず考慮・検討しなければならない材料の一つではないかと思っておりますので、今現在では、空いている住宅に対する避難をさせるというところは、現在考えていないところではございます。

○5番（藏 正君）

当然そうだと思うんですけど、今空いている住宅も、最初から借りる人が決定するまでの間は避難所として位置付けるという考えからいえば、その対応策とかいうのも自ずと見えてくるものがあるんじゃないですか。

○総務課長（政村勇二君）

そうですね、おっしゃるとおりではございますが、例えば、すみません、例を取って例えばで話をして大変申し訳ないんですけども、今、公募をかけている機会において、じゃ、災害が発生しましたと、こちらはもう畳、襖、全てのエリアを、エリアといいますか、もちろん入居される状態で入れるのを、入居を待っている状態の中での、例えば、複数の御家族がそちらに避難された場合、どの分が、何と言うんでしょう、もちろんまた、それをしてしまうと新たにまた畳の必要性が出てきたりとか、何ですか、出戻りでまた改修とかも必要であったりする可能性があるのかなというところでもありますので、その考慮をしながら、できるできないの答弁は、今ちょっとできないところではあるんですけども、そういった考慮が必要ではないかなと思っているところではございます。

○5番（藏 正君）

あくまでもですね、今回の事件の反省点として、高齢者の方々が避難した後も安心できる場所の確保という意味で申し上げていますので、いつ、どうしなさいという意味ではなくてですね、できるだけ多く受け入れられる体制、そういった場所の確保というのは必要じゃないかと思って申し上げているところです。思い付き的なことで言って申し訳ないとは思いますが、そういった発想で場所の確保には努めていただきたいと思います。

あともう一つ言いました、国直の直売所構想というのは、また別件でもありますけど、その国直についてもですね、海岸沿いの集落という中で特に避難場所がない状況なんですよ。公民館が一番海岸に面したところにあたりとかいうことから考えると、避難場所がない集落、国直だけではないんですけども、そういったところ、ただ国直の特徴を生かした、その避難所構想という意味で、直売所を設けながらそういった避難所構想にも役立てるという考えなんですけど、将来的な可能性も含めて、村長、いかがですか。

○村長（伊集院 幼君）

先ほど答弁しました中で、避難所として学校の施設も使うというのは当然でありますけれども、いろんな、今おっしゃる国直集落の避難場所が現状でいいのかどうかということがありまして、まずは高齢者を湯湾釜分校に国直集落、湯湾釜集落の高齢者がまず分校に避難させるべきじゃないかなという、今、案は持っております。しかし、その他についての国直集落に、近くにどういう形の避難所ができるかということは、ただ徒歩で高台に避難するばかりじゃなく、今、議員のおっしゃるような、どの場所に避難が適しているのかということを含めると、いろんな施設を活用できる部分も考えられないことはないわけでございますので、そういう点については、今後、集落の意見も伺いながら避難場所としての位置付けを、我々も計画を立てていきたいというふうに思っております。

○5番（藏 正君）

クロウサギ被害対策について伺いたいと思います。先ほどの答弁の中で、環境省や鹿大、鹿児島大学とか、いろんなところに調査をしてもらって、その金網を回すのが一番効果的だという答弁だったと思うんですけども、これは事業化していくと思っていいんでしょうか。

○産業振興課長（郁島武正君）

村長の答弁にもございましたが、令和4年度から福元地区の被害が多い箇所を中心として、年次的に事業を実施して、金網柵を張っていく計画をしています。

○5番（藏 正君）

ぜひ早めの対策をお願いしたいところですけども、先ほど、この事業を全体的に回っていくには、ちょっと時間がかかりますよということでありましたけど、村単独での先ほど言いました行燈型の苗木の被覆というか、そういったものは早々に対策を取られるんですか。いつぐらいからこれは導入されるのか、ちょっと聞きたいんですけど。

○産業振興課長（郁島武正君）

行燈型というのは、あくまでも一時的でありまして、永久的には効果がありません、老朽化していきますので。そのため、福元地区の若手農家の方の食害がひどいということで、組合員の方と協力して、産業振興課もですが、村長の答弁にもありました中山間の交付金を活用して作業をしたりしておりますので、そういった場所が必要であれば、対策が必要な場所であれば、これに関してはすぐにでも実施できる状況でございます。

○5番（藏 正君）

ぜひですね、そういったことに取り組みますよということを、被害にあわれている農家さんへ周知していただいて、ぜひ、自分でしなさいじゃなく、先ほどもありましたけど、協力的な、例えば福元水利組合とかでも、皆さんで協力した形でのあれというのも、以前にも作業をやっております。ですから、これから被害にあっている方にも、みんなで取り組みますよという形で、個人が投げやりにならないような対策をですね、早急に取りっていただきたいと思います。

あと特産品開発について伺います。これ、ちょっとその開発室を立ち上げる考えはないという、非常に残念なんですけれども、何か、これまでも全く取り組んでないわけではないんですが、何か形になっていかない。例えば、ごめんなさい忘れてました。商品化を予定している、12品目ぐらい予定していますよというものを聞いたことがあったんですけど、それは今現在どのようになっているんですか。あとはデザイン、パッケージデザイン待ちだとかいう話を聞いた覚えがあるんですが。

○企画観光課長（福山 茂君）

以前質問がありまして、その中で12品目のツワブキの島野菜とか、あとは白ウルメとか、そういうレトルトパックのもの、それについての商品開発は、物そのものは開発できるということで、開発できているところでございますけれども、現在、その販売までのそこに至っていない状況でございます。やはり、デザインとか、そういうものについては、現在、ちょっと止まっている状況でございます。また、議員がおっしゃるように、それを販売に、何とか販売することができるまでにこぎつけるまでが、また一番先に、こちらの観光の関係としてもほしいものであると思っておりますので、またそれについては協力してまいりたいと思います。

○5番（藏 正君）

壇上でも言いましたけども、やっぱりその話題性を、話題性を呼ぶ商品ができて、それをこんなものを大和村が売り出しますよ、ワイルドボアカレーですよ。大和村というか、そういった何かインパクトのある商品をね、開発するけど、それはただできたというだけじゃなくて、その後ろにあるイノシシが暴れ回ってしょうがないんですよ。この暴れん坊のイノシシを退治しながら、この食材を、この商品を作り上げましたといったことにストーリー性があって、そういったものをこの猟師が、このハンターが、獲り方名人の人がいますと、解体名人がいますよという、その連携の中で商品が出来上がっていくというのが、いわば商品のストーリーじゃないですか。このストーリーを誰が作っていくの、そういった話題性のある商品をどうやって作り上げていくのというのには、役

場には例えば1人の担当者でいいですよ。1人の担当者がいて、その方が、じゃ、その道のプロの人をちょっと相談に乗ってくれってということで呼んで来て、じゃ、こういったものを作ろうよという、そこから始まると思うんですよ。大和村の名物を作っていこうよという。これに対して、そういったものに対して、みんながああ、おもしろいのができたねというふうになっていくと思うんだけど、今の開発室もない、担当者もはっきりしない。あなたは大和村の特産品に特化してやりなさいというぐらいの担当者を1人配置するぐらいしていかなないと、そういった中身の濃いというか、ストーリー性のある、話題性のある商品というのはできていかないんじゃないですかね。この施政方針の中にも、去年も同じようなことを書いているんですよ。でも、様々な視点から地域資源を生かした特産品開発の可能性をと、これ、去年も書いているんですよ。多分、一昨年も書いているんじゃないですか。思い切った方針を取っていかなないと、大和村に話題性のある商品というのは生まれていかないんじゃないですか。村長、いかがですか。

○村長（伊集院 幼君）

実は昨日、大和小学校の新村校長先生の発案と栄養士の先生の協力によって、福元だいこんとたんかんのマーマレードを活用したカレーを、昨日、大タンカツカレーということで子供たちと試食をさせていただきました。大和村にもこういうやり方によっていろんな食の提供ができるんだということを改めて感じたところで、私はぜひ商品化に向けて取り組みたいと思ったところでもございます。議員の質問にもありますように、これまで様々な角度から商品化を開発を進めていきたいという言葉が、もう全く実になっていないというのは、我々もそれをしっかり受け止めなければならないというふうに思っております。我々が合同会社ひとみを設立して、いろんな事業展開も進めている中で、やはりこのことは、やはり誰か専属を置かない限りは物事が持続的にできないものだというふうには思っておりますので、本当にこの今回の大タンカツカレーを、僕は一つのきっかけとして、ああ、こんなにしてシマのものが食材として活用できるんだということを、これから我々職員の中で、もう一回議論をさせていただいて、一つ一つ、やはりその課題をクリアしながら、様々な角度からの商品開発に向けた取り組みをですね、我々もしっかり進めていきたいというふうに思っておりますので、また議員の皆さんからもいろいろと御提言いただきながら進めさせていただければと思うところでございます。

○5番（藏 正君）

村長は先ほどイノシシの捕獲頭数で、その分の頭数では、商品開発に至る数字ではないようなことを言いましたけれども、その頭数については、全体で大島の全体で見たら、イノシシ、いっぱいいるんですよ。大和村で捕獲、現状がそれであって、だけどそういったワイルドボアの商品がいろいろと開発されていけば、それに対して大和村で消費される、そのハンターもですね、そんな気持ちになりますし、そのことは頭数だけで開発室を開かないということにしてほしくないと思います。さっきの壇上で言った、最後に言いましたが、その開発室の存在というのは、イノシシは例えばの話で私言っていますけど、例えば、海の幸でもいくらでも大和村の素材というのはあるわけ

ですよね。その素材を生かしたものを、次どれ、次何する、ワイルドボアの次には海の幸で、これで今度は攻めようとか、次々、次々大和村の特産品を生んでいく、生んでいくんだ、作っていくんだという、その思いのある職員を1人配置する、それが私の言う開発室なんですけど、その辺を強めの方針に切り替えていかないと、何も変わっていかない。村長の先ほどの答弁にもありましたけど、改めてそのことを申し上げて、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（奥田忠廣君）

これで5番、藏 正君の質問を終わります。

しばらく休憩いたします。なお、13時30分から再開いたします。

-----○-----

休憩 午前11時50分

再開 午後 1時26分

-----○-----

○議長（奥田忠廣君）

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次に、7番、中井文忠君に発言を許可いたします。

○7番（中井文忠君）

通告順に従い、一般質問を行いたいと思います。

その前に、世界を脅かしているコロナ、オミクロン、ストレスオミクロンと三つの病原菌が発生し、どこでも、誰でもが罹り得るかもしれません。注意をしなければいけません。さて、村内でもコロナに何人かの方が感染していましたが、誰一人として大事に至らず、村民が安心しています。誰一人として誹謗中傷する村民はいないと思います。空中感染なので誰もが罹り得ると思いますので、村民一人一人がコロナに罹らないように気をつけていきましょう。

この3月議会で退職をされます郁島課長、長い間お疲れ様でした。また、再任用として働くことをお願いします。顔が見えなくなるのが少し寂しい思いです。

では、避難所建設について。トンガ沖地震が令和4年1月16日発生しました。防災放送で津波発生の放送が流れてきました。寝ている孫娘をたたき起こし、家族でいつも避難場所は決めていたので、年より2人を乗せて避難場所に向かいました。11年前の東日本震災を思い出されました。けれど、今度の津波警報には度肝を抜かれました。お年寄りの教えに荒場には、津波は来ないと聞いていたが、放送の避難してください、避難してくださいの声で避難をした次第です。訓練と違い、本当の訓練ができたと思います。そこで、以前に高台に避難所ができないことを質問してあります。今度の避難騒動で一番不便を感じたことは、障害のある方だったと思います。次に、婦人のトイレの問題です。私が村長にお尋ねしたいことは、高台に避難所はできないか。お年寄りが足を伸ばして過ごせるように、障害のある方のおむつの交換ができる場所が必要だと思います。この3点についてお尋ねをいたします。

2点目にフォレストポリス公園内のアカギの除去について。公園内のアカギ、1日1日大きくなっているように思います。公園のさつきの植込みの中にもたくさんのアカギの苗が伸びています。本当にやっかいな木です。農民泣かせ、村長の頭の中には日陰をつくるために残す決断、人は移動ができること、暑いなら移動して陰に行けば行けます。アカギを切ることを拒むのか。世界遺産にもなり、みんなが期待している中、おかしくないですか。平成28年12月の質問では、花が咲き、実がついたら網をかけるとしています。約3年間も何も手つかずの状態です。いつも福元に行くときに気をつけて見えています。残念ながら期待外れに終わりました。公園近くに畑のある農家は、いつの日かアカギが大きく日陰を作り、泣く日がくるでしょう。2022年3月で村長の決断を聞き、アカギについては終わりにしたいと思います。村長にお尋ねしたいことは、アカギを切ることを拒むのはなぜか。村民のことは考えられないのか。2点についてお尋ねをいたします。

壇上からは終わりにして、自席よりまた再質問があればいたしたいと思います。

○村長（伊集院 幼君）

皆さん、こんにちは。それでは中井議員の御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の避難所及びトイレの設置についての御質問でございますが、現在、避難所におきましては、各学校を含む公共施設や集落の公民館など、指定避難所として25カ所ございます。そのほかに地震、津波を想定した避難場所として海拔9m以上の場所を17カ所指定しておりまして、災害の種類に応じて避難所の区分を行っているところでもございます。この避難所、避難場所におきましては、村防災センターや各学校に避難した場合には、トイレの利用の心配はございませんが、17カ所中13カ所は村道やトイレのない公園等でございます。長時間の避難には苦慮することが考えられます。今回の突発的な避難警報による避難指示を発令した事案につきましては、事務嘱託員の皆さんからの御意見と消防団員の方からの御意見をいただいた中で、トイレ利用の問題も聞いているところでもございますが、その対応としましては、まずは学校のある地域におきましては、各学校での避難を念頭に置いていただくことや、簡易トイレを各自主防災組織で管理していただくなど、自助努力によって早急な対応が図られるように進めていきたいというふうに思っております。

また、高台避難所整備に向けてでございますが、現在、事務嘱託員の皆さんへ情報提供の依頼を行っているところでもございますので、回答が得られ次第、整備計画の検討を進めていきたいというふうに思っております。

次に、介護の必要な方の手助けにつきましては、今回の避難誘導の際には自主防災組織及び集落消防団によりまして声掛け等が行われましたが、中には避難自体を拒否される方もおられたとの報告もございました。そこで、現在、村といたしまして把握しております介護認定を受けた方等のほかに、各集落で避難時に応援が必要な方の調査依頼を事務嘱託員と民生委員の方へ行っているところでもございまして、そのリストの提出がなされた後に、ケアマネジャー等で関係部署へ情報を共有する旨の同意をいただき、村防災部局並びに福祉部局と合わせて、自主防災組織と消防の情報共有を行いながら、有事の際は誰がどのように避難させるのか、一部集落では集落防災計画で取り決

めがなされている自主防災組織もございますので、他の集落におきましても村と関係機関と連携を図りながら、介護の必要な方への避難対応に努めてまいりたいと思います。

次に、２点目のアカギの除去についての御質問でございますが、まず、公園内の街路樹等の植え込みに生えて来ておりますアカギにつきましては、こちらも確認をしております、指定管理業務の一環として植込みの剪定の際にその都度切っている状況にあります、アカギは樹勢が非常に強いことから、切るだけではすぐに芽吹いてきます。切った後に薬剤を注入し、完全に枯らしてしまう必要があると思っております。フォレストポリスの生垣のアカギと既に畑等に侵入したアカギにつきましては、農家の皆さんからの情報を収集しながら、行政のほうで対応を考えているところでございます。

また、フォレストポリス内の公園木として植栽されたアカギにつきましては、以前にも議員のほうから御質問がありまして、現地調査はいたしました、駆除の実施まで至っていないところでもございます。我々の現地調査の甘さもある関係で、アカギを切ることは至っていないところでもございますが、他市町村でも公園木として植栽されたアカギの問題はありますが、駆除を行ったという情報は聞いていないところでもございます。アカギは雌雄異株のため、最低でも雄のアカギを処分すれば、農地への広がりには妨げることになり、防げるようになります。自然保護と農業振興の両面から対応について取り組まなければならないというふうに思っております。フォレストポリスのアカギが他市町村に比べ問題が大きい理由におきましては、場所が世界自然遺産登録地に近い国立公園内であるということと、近隣に果樹園を中心とした畑が多くあり、既にアカギが畑に侵入している状況にあるということだというふうに思っております。議員がおっしゃるように、アカギはどうかしなければならない問題であるとは認識をしておりますが、指定管理者や公園利用者、環境省等との意見を聞きながら、対応してまいりたいというふうに考えております。

以上、壇上からお答え申し上げましたが、あとは関連の御質問等により関係課長あるいは自席のほうから答弁をさせていただきます。

〇七番（中井文忠君）

避難所及びトイレの施設はできないかということですが、朝からですね、後輩議員の二人がですね、この避難所問題、トイレの問題を取り上げておりますので、私はですね、この避難所を造れというのも無理難題と思っているんですよ、自分の心の中では。けれどもですね、そのことも伝えながら、そして最終的にできなかったら、この、村長が言われたとおりですね、簡易トイレ、これを造ってくれということ、自分も言おうと思っておりました。けれども、二人の後輩議員たちの答弁の中に、村長がこの簡易トイレも計画をしているということですので、もうこのことととやかく私は言う必要はないかと思いますので、このことはこれで終わりにします。

そしてからですね、村長、学校が避難所になっているということでもありますけれども、学校に急に避難所ということで、もしか、身体の悪い人、おむつをしている方ですね、その人なんかのおむつの替え場所なんかでもですね、どうにか救護できるような対応は講じられないですかね。そんな

にしないと、やっぱり避難をしたけれどもトイレがしたくて、もう家に帰ったらですね、もう次は行かないと言って断る人がおるんですよね、やっぱり。そういうことも考慮しながらですね、やっぱりやってもらいたいというふうに思いますが、いかがですか。

○総務課長（政村勇二君）

避難所における学校避難におきましては、まずは備蓄品の関係でですね、今現在あるのは、午前中でも答弁させていただきましたが、非常用の発電機であったり、照明、扇風機、そういったものは、今備蓄している状況でございます。中井議員がおっしゃるようになりますね、そういったおむつの交換の場所も配慮が必要ではないかということに関しましてはですね、現在、村の備蓄品のほうでもですね、パーテーションといいまして区切られる、そういった資機材等もございますので、そういった備蓄品の確保も学校でできるものなのかというのはですね、また今、校長会でも話が進められている備蓄品の確保について、内容物についてもですね、そういったところで連携をしながら配備していただくようにしていった後にですね、その運用については、また消防団であったり、自主防災組織とうまく連携を図りながら対応が進めていければいいのかなというふうに考えております。

○7番（中井文忠君）

それと簡易トイレ、これは名音の場合は神社等、神社等、旧道の今里に行くあの道ですね、あの道が避難場所になっていると思うんだけど、まさか神社には簡易トイレとかできないですよ。だから、今里に行くあっちに行けば広場があるんですよ、広場が。堆肥場があるものですから、そこにできれば置いてもらってですね、やっぱりアンカーを打ったりしておけば、簡単にできるんじゃないかという気持ちがあります。そして、一番行きやすいのが福元線ですね、あの道、あっちの橋の上まで行けば、もう津波が来るかないかも、上から見渡せるもので、安心をするわけですね。そういう何力所も造るわけにいかないだろうけれども、ひとつできれば、そういうところも考えていければなと思っております。とにかく急なことでいろいろとね、考えることは多いんですけども、一つずつ一つでもね、解決していければなという思いでおりますので、また、村長が言われた簡易トイレの件は、村長に頑張ってもらいたいと思います。じゃ、この件はこれで終わりたいと思います。

では、フォレストポリスの公園管理の、さっきの植え込みの中何十本とアカギがあるということで、この前、6日の日だったかな、6日、6日の日かな、植え込みをバリカンで刈っているのがおりましたが、それがあそこのアカギの駆除をしながらしているかなと思って、私は散髪をしているところを覗いてみれば、やっぱり根っこから取ってなければ、そのまま上だけ刈ってもですね、すぐ生えるわけですね、村長ね。もうこの木がですね、どうしてもハンマーでたたいたぐらいでは、もうにっちもさっちもいかん木で、私は自分の畑にあるのは、根っこから引いたり、つるはしを持って行っておこしたりするけども、それでもなかなか取れない。少しでも残れば成長するという木でですね、困ったもんですよね。1本5万円で買ったこの木を取なさいというのもどうかなとも思

うけれども、もう外来種ということですね、村長ね。村長、この実、お分かりですよ。この最初綴ったのは、花ですよ。もう今、花が咲いているんですよ、今。だからですね、この今、村長などに渡してあるこの実、何個ぐらいあると思います。見えているだけで、大体、村長、教えてください、分かりますかね、大体。わからないですよ。300余っていますよ。私、ここに鉛筆で印して数えてあります、300。見えている部分で300個ですよ、この一つの枝で。まだ上にもありますから、何万という実がなりますよね。それが鳥がつついて持って行き、そして畑でフンをし、増えるんですよ。そして、村長は以前には、やっぱりこのアカギを残したいという気持ちで、実がついたら網を被しているということを話しておりましたが、それを私はもうこれで3年目になるかな、花。その間、一度も網をかけた記憶がないんですよ、村長。いかがですか、その点。

○産業振興課長（郁島武正君）

確かにアカギの種が畑等に持ち込まれない、またほかの場所へ移らないように、実のなる時期に被せると、また、実のなる時期に実の部分を切り落とすというようなことも考えたところでございますが、いざ、現場に行って、木の状況を見た場合に、ちょっと到底網を被せるのは難しいということを感じた次第でございます。また、その一つの実がなっている枝一つ一つを切り落とすというのもなかなか難しい作業、それが毎年となると大変な労力になるというのは感じたところでございます。ですので、実施はしていないところです。

○7番（中井文忠君）

実施はしていないということですね、村長。100%、村長の言う言葉は議員みんなが信じると思うんです。自分の言った答弁に村長の返す言葉というのは、議員みんなが信じています。私もですね、村長の言う、この言葉を信じて、いつだろう、いつごろしてくれるかなという思いで、ずっと福元に行くたんびに見るんですけども、一向にできていないというのが分かっております。それと、村長が言われたように、私もですね、何で村長が残すという、その最初に言った言葉に、人間はね、村長、暑ければ日陰に移動ができますよ。木は切っても移動ができますよ。なのに、そうして、今、村長の言う言葉には雄の木を残すと。それだったら雄の木はもう増えないからいいんじゃないかとも思っていますね。だから、できればですね、早目に対応してほしい。またもうこの花が咲き、また実がなったら、また同じことになりますよね。それと外来種じゃなかったらですね、日陰になったりして楽しみもできると思います。そこら辺の農家の人も、自分の畑に小さいときはススキが生えている中に生えるから、全然わからないですよ。あれが大きくなって初めてわかるようなものですから、困った木なんですね。この畑に行く道のふちにも、やっぱりなっているんですけども、人の畑のふちだから、自分が勝手に切るわけにもいかず、切らないけれども。それでですね、村長、このアカギよりも桜の花でさえ、私の女房の郷、高知県から自分は畑に、この桜を咲かそうかと思って、桜の苗を注文したですね。奄美大島には送れませんということで返事が来たんですよ。なぜなら桜の木も外来種ということで、奄美大島には送れないということで断りがきたものですから、きれいな花を咲かせて人を癒す花だけでも、それでさえもいけないということであり

ますので、もう村長なんかもわかると思う、このアカギ、本当のやっかいですね。この浦内のほうにも、浦内といえどごへいがあります、津名久付近にも大きくたくさんなっています。村長が言われるように、あれですね、アカギ、男の木を残すか、そしてもし、雌の木はドリルで穴を開けて、そして枯れらすかですね。その一つ、その一つしかないと思うんです。根っこから切っても、チェーンソーで切っても切っても、また若芽が出てきます、あの木は。手に負えない木ですよ。村長、それはですね、私一人が声を立てて言っても、村長がここで、もう何もできなよというのであれば、私は私なりにまた環境省の人ともおちあいをしてですね、その問題をしていかなければならないけれども、村長の言葉から雄の木を残して雌の木を処理をするというような言葉が出たものですから、ここで村長にもう一回尋ねることは、村長、本当にこの雄の木を残して、雌の木を切って雄を残すということで、村長これはいいですかね。

○村長（伊集院 幼君）

議員が以前質問した中で、我々が対応してないということに対しましては、お詫びを申し上げたいと思います。その当時、我々もその農家の方に聞いてみますと、このアカギの実が全体的にそうして周りに影響を与えるものではないという、そういう話もございました。そしてまた、我々もこの実をどういう形で摘果するのかということも、担当課と話をしながら我々も議論はしましたけれども、また議員のほうからこのように現地のほうにおける被害があるよということを再度聞く中では、私たちもこの現場の状況、そして今後の対応策がどういうふうにできるかということを今一度検討させていただいて、この雄の木だけを残して雌を駆除するということも考えられるということもありますので、その点を含めてですね、我々も対応策を取らせていただいて、またその結果については、皆さんのほうにまた報告をしたいと思いますので、そういう形で御理解をいただければというふうに思います。

○7番（中井文忠君）

この村長と郁島課長のラジオ放送の後に、あれは奄美市の議員だった保さんかな、保 宜夫さんという方だったかな、このアカギというのはやっかいな木ですよという話が出ておったんですよ。そして、小笠原諸島ではもう薬剤を注入して全部枯らしていくというような話もしておったわけですが、村長の何かな、何かで村長のあれを見たんですがね、村長もそのようなことを書いてあったものですから、ああ、村長もそのような案は持っているけども、実際に行動が起こせなかったということ。村長はこれ、もう今言った言葉は二言はないですね。いつごろしようと思います、このあれは。いつまでも検討検討ですましてもらえれば、いつまでも検討になる。もういついつとということを言ってもらえれば、それまで私も目をつぶって待つこともできるんですが、いかがですか。

○村長（伊集院 幼君）

現地調査は今月内にさせていただいて、皆さんのほうに、次、皆さんがまたお集まりになるときにしっかり報告ができるようにしたいと思いますので、遅くとも6月定例会には予算のほうにお示

しできるようにしたいと思いますので、そのように御了承いただければと思います。

○7番（中井文忠君）

6月定例会までには調査をすると、報告をするということでもありますので、村長、今、咲いている花はどんなに思っています。今咲いている花と実のことは、これももう6月までにはどうにかやると思っています。網かけるか、どうかはそれは村長なんかのあれでいいんですけども。

○村長（伊集院 幼君）

その点も含めてですね、調査だけじゃなく、今あるものについての対応策がどうできるのかということも含めて、今月内にしっかり対応させていただきたいというふうに思います。

○7番（中井文忠君）

村長の言うことは分かりました。もうこれ以上言うこともないと思いますので、村長、農業する人の重みと、グラウンドゴルフする人の重みは、比重はどちらが大きいかというと、私は農業をして、ずっとしていかなければならない人の比重が大きいと思いますので、村長、よくよく考えてですね、やっぱり今日答弁されたこと、私もしっかり、議会における皆さんも脳裏に入っていると思いますので、この議員の皆さんをだますようなことのないようにですね、していただきたい。

これで私の一般質問を終わります。お願いします。

○議長（奥田忠廣君）

これで、7番、中井文忠君の一般質問を終わります。

次に、2番、前田清和君の発言を許可いたします。

○2番（前田清和君）

皆さん、こんにちは。ただいま議長の許可をいただきましたので、通告してあります奄美フォレストポリスの管理、利用について、簡易水道事業について、コロナ感染症対策についての3点ほどお伺いいたします。

まず1点目は、奄美フォレストポリスの管理、利用について。昨年7月に世界自然遺産登録が決定され、観光客の増加が期待されていましたが、いまだに収束の見えないコロナ感染症によって、今後の状況の見通しが立たないように思われます。しかしながら、コロナ感染症が落ち着いた暁には、必ずや観光客増加が見込まれ、観光地の乏しい本村にとって、奄美フォレストポリスの役割は今後重要な施設になると考えられます。福元盆地にある奄美フォレストポリスは、ここ近年、指定管理者制度を用いて委託料という形で運営されていますが、昨年令和3年度より委託料が増額され、令和4年度におきましても同額の予算となっております。その増額の要因は何か、村長の答弁を求めます。

次に、グラウンドゴルフ利用料金についてお伺いいたします。近年、グラウンドゴルフの人气が高まり、本島内におきましても各地で盛んに大会など開催されています。本村においてもたくさんの村民の皆様方がグラウンドゴルフをされています。現在、グラウンドゴルフ利用料金については、有料という形で行われていますが、今後、交流人口増加を見込み、また、本村への誘致活動、

PRを図る上でも、利用料金の無料化ができないか、村長の答弁を求めます。

2点目は、簡易水道事業についてお伺いいたします。まず、災害時の対応について、どのような体制でいるのか。平成22年の奄美豪雨災害から、早いもので12年が経とうとしています。それ以降、毎年毎年のように全国あちこちで自然災害が発生しており、いつ災害が発生してもおかしくありません。私たちの住むこの奄美群島においては、台風という大きな自然災害と向き合わなければなりません。そこを踏まえ、緊急を要する際のいち早い対応が重要であると思うが、村長の答弁を求めます。

次に、施設の老朽化、維持管理について、今後、どのような対策をお考えなのか。本村に限らず、全国的にも水道管の破裂や落下など、老朽化の問題が取り上げられています。私たち人間は、生きていく上で水道水とは切っても切れない大切な要素であります。現在、簡易水道事業は厳しい財政状況の中、運営されています。今後、安定した運営が行われるよう早期対策が必要であると思うが、村長の答弁を求めます。

次に、施政方針において公営企業会計移行の検討とあるが、具体的にどのようなものなのか。また、どういったメリットをもたらすのか、村長の答弁を求めます。

3点目は、コロナ感染症対策についてお伺いいたします。コロナ感染症が発生してから3年目を迎えました。奄美群島においては、今年1月初め頃から爆発的に感染者が増え、本村においても数十名の方の報告がありました。いまだ収束の見えないコロナ感染症、今後、第7波に向け備え、村としての対応はどうお考えなのか、村長の答弁を求めます。

次に、公共施設利用休止について、正月明けから約2カ月弱続きましたが、今後、再拡大した際の対応は、5市町村足並み揃えての対応になるのか。村独自の対策などできないのか、村長の答弁を求めます。

以上、壇上より申し上げ答弁をお聞きしまして、自席より再度質問させていただきます。

○村長（伊集院 幼君）

それでは、ただいまの前田議員の御質問にお答えいたします。まず、1点目の奄美フォレストポリスの管理、利用についての指定管理委託料の件でございますが、フォレストポリスの指定管理委託につきましては、昨年、指定管理委託料の見直しを行わせていただいて、公募を行った中で、新たな管理者を選定し、昨年の3月議会におきまして議決をいただきました。指定管理期間につきましては、令和3年度から令和5年度までの3年間ということで年間委託料が924万ということで委託を行っているところでもございます。この委託額につきましては、令和2年度とは若干増額になっておりますけれども、やはり指定管理の委託の内容について見直しを行って、実態に合った委託料にしたいということで皆様に御提案をさせていただいたところでもございますので、その点について御理解をいただければというふうに思うところでございます。

次に、グラウンドゴルフ利用料金の無料化についての御質問でございますが、フォレストポリスは他の公共施設と違ひまして、指定管理者に委託料を支払い管理をさせております。委託料の算出

につきましては、仕様書どおり管理するのに必要な経費から園内の各施設の条例に定めた直近4年間の平均収入を差し引いた額を基本として算定をしております。そのため料金の無料化は指定管理者の収入減となるため、行政から一方的に無料化とは言えないところでもあります。しかしながら、指定管理者のほうでは今年度中にグラウンドゴルフ関係者とグラウンドゴルフ場の管理と村民に対する使用料の無料化について協議を行うよう計画をしているところでもございます。これまでも、グラウンドゴルフ場の利用につきましては、いろいろと関係者の皆様、利用者の皆様からいろいろ御意見を賜っているところでもございますので、その点についてしっかり意見を取り入れながら、指定管理者と協議を行ってまいりたいというふうに思っているところでございます。

次に、2点目の簡易水道事業についての災害時の体制についての御質問でございますが、災害時の体制につきましては、大和村簡易水道事業危機対応マニュアルを策定しまして、災害時に備え課の体制、職員の体制を整えております。また近年、地球温暖化等の変化によりまして突発的な大雨等による被害が多くなってきており、村民に支障がないようしっかり対策が取れるよう行ってまいりたいというふうに思っているところでございます。

次に、2番目の施設の老朽化、維持管理の対策についての御質問でございますが、本村の簡易水道施設につきましては、永年稼働している浄水場施設等の構造物におきましては45年、水道管等の管路におきましては35年が経過をしております。法定耐用年数は浄水場施設等の構造物で60年、水道管等の管路におきましては40年、水道に関する設備機器で15年と基準があります。ただ、現在の状況としましては、島特有の塩害等により被害を受けている施設等もございます。これらの施設に関しましては、状況に応じ補修等を実施し、対応を行っているところであります。また、水道に関する設備機器に関しましては、維持管理において定期的に点検を行い、必要に応じて補修や改修を行いながら施設整備の延命化を図っているところであります。今後は維持管理としまして、資産の管理や簡易水道事業の健全化のため、現状の把握及び分析、適切な財源確保等の目標を定めた経営戦略や、将来予測を含めた中長期施設維持管理計画を策定し、補助事業等を活用しながら、改修及び更新等を行い、安心安全な水道水の供給に努めていきたいと思っております。

また、水道法20条第1項の規定によりまして、水質検査の維持管理及び施設整備の維持管理を通年かけて実施しているところでもあり、そのほかにも梅雨、台風時期などにおきましては、水源地の整備、非常用水源の確保を行っております。

次に、3番目の公営企業会計移行の具体的な内容についての御質問でございますが、地方公営企業法を適用していない事業、法非適用企業につきましては、各地方公共団体が同法の全部または一部を適用し、公営企業会計には国からの移行要請があり、本村の簡易水道事業及び集落排水事業につきましても、遅くとも令和6年4月から開始する公営企業会計に基づくものに移行しなければなりません。移行の際には、建物や機械設備等を含む固定資産台帳及び水道管の図面等を含めた施設台帳の整備も進める予定にしているところでございます。

本村に関しましては、人口5,000人未満であることから、経営責任や組織体制、職員の給与等が

含まれる全部適用ではなく、一部適用にて移行を進めております。一部適用とは、財務適用であり、現在の単式簿記である公会計から複式簿記である公営企業会計へを移行することになります。

また、メリットといたしましては、経営や資産等の正確な把握による経営管理の向上等が図られ、弾力的な経営を行うことが可能になるということですが、現状としまして簡易水道事業が公営企業会計に移行しても、メリットがあまり見えないのが実状であると思います。しかしながら、公営会計事業へ移行する時期が決められておりますので、今後も条例改正や事務体制等の課題を解決しながら、移行に向けた準備を進めていかねばなりません。また、将来的には簡易水道事業の資産管理や経営管理を正確に把握し、安定した事業運営を進めていかなければならないというふうに考えております。

次に、3点目のコロナ感染症対策についての感染症第7波に備えての対応についての御質問でございますが、新型コロナウイルス感染症につきましては、ウイルス変異を繰り返しながら2年以上にわたり世界中で蔓延が続いておりますが、現在、第6波がピークを過ぎ、次の第7波も懸念されているところであります。感染症に対しましては、広域での取り組みが重要であることから、これまで奄美大島5市町村合同による災害対策協議での対応を基本として、それに基づき空港や港における水際対策、新聞やチラシ等による情報の周知、啓発のための媒体の作成、保健所業務への協力などを行ってきておりますが、このことに加え、ワクチンの早期接種、広報紙や防災無線により注意喚起、関連施設への無料PCR検査セットの配付など、村独自で行える対策につきましても積極的に対策を講じてきております。さらに、本村におきましては、これまで25名の陽性者が発生しておりますが、大和診療所とも協力をしながら早期に独自の調査を行い、関連疑いのある方につきましてはいち早く検査を受診できる体制を取ることで、感染拡大防止に努めているところでもございます。

ワクチン接種に加え、治療薬も徐々に承認されてきている状況でございますので、国としまして社会的活動を重視した対策へと変化が見られてくると思いますが、ウイルスは変異していくため予想がしづらい状況もございます。本村といたしましても国の動向を注視しながら、密を避けるなどの基本的な対策を継続し、村民の安全を守るために努めてまいりたいと考えております。

次に、2番目の公共施設の利用休止における独自の対応はできないかとの御質問でございますが、公共施設の利用につきましては、令和3年7月に改定されました奄美大島コロナ警戒レベルにおきまして、島内自治体5市町村での取り決めがなされております。その内容といたしまして、警戒レベル1から5までの段階別に感染者発生市町村における公共施設等の対応例として記載がありまして、レベル5におきましては原則休館措置、レベル4では利用制限の検討とありますが、あくまでも感染者発生市町村での対応となるため、村独自の対応を考慮する上で、直近の発生から期間を限定し、利用制限の解除に努めていきたいと考えております。

コロナウイルスの感染につきましては、変異株の発生と同時に感染力や重症化リスク等も変わることから、国・県からの情報を基に感染リスクを抑えるため、村としましても島内自治体と連携を

し、取り組んでいきますので、今後とも村民の御理解と御協力をいただきながら感染症対策に努めてまいりたいと思います。

以上、壇上からお答え申し上げましたが、あとは関連の御質問等により関係課長、あるいは自席のほうから答弁をさせていただきます。

○2番（前田清和君）

村長よりただいま答弁いただきましたが、担当課長にお伺いいたします。村長は今、令和2年度と令和3年度は同額の924万と言いましたが、ここ5年、平成29年から29、30、令和元年、2年まで、この4年間は僕の調べた中では792万円、前指定管理者、去年令和3年度から924万円、増減130万円だったと思うんですよ。ですから、前指定者のときには792万、ずっときているんです。去年令和3年度で130万増額の924万で、この令和4年度も924万できているというふうに僕は理解しております。それでですね、村長からありましたけど、令和2年度からコロナが発生しまして、令和2年度と令和3年度のフォレストポリスの収支ですか、この924万を委託料として出しているんですが、その収支は産業振興課のほうで毎年やられていると思うんですがね。

○産業振興課長（郁島武正君）

まず、前田議員がおっしゃった前回の指定管理料と新たに昨年度から採用した指定管理料の詳細な増額の理由についてでございますが、これまでの指定管理委託料というのが平成19年、平成19年から指定管理が始まっているわけですが、そのときに積算したものを何度か更新しているうちに減額を何度かして、最終的には当初の額よりも96万円減額となった額で指定管理をしておりました。その当時の指定管理者側から言わせると、その19年当時に比べると消費税も増税、光熱水費、食材等物価も上昇、最低賃金もアップしているなどの社会情勢等の変化があったにも関わらず、それが指定管理委託料に加味されていなかったのではないかとということを踏まえて、昨年公募をするにあたりまして委託料の見直しを、算定の見直しを行いました。その見直しとは、フォレストポリスの各施設の詳細な管理の仕方を仕様書に記載して、その仕様書どおりに管理するのに現在の単価で役場が直営した場合の経費を算出しまして、総支出ですね、直近4年間の平均収入を差し引いて、それが924万円という額になりました。その結果、月額で11万円、年間で132万円の増額となった次第でございます。

また、フォレストポリス再整備事業を近年実施しておりますけれども、管理施設が増えてきております。浄水供給施設、トイレ、東屋、バンガロー、そして今年はバンガローも増加しました。管理施設が増えたということと、それに伴う電気量等の増分も含んだ、より現実に近い管理料ということで算定した結果でございます。

収支につきましては、令和3年度分についてはまだ出ておりませんが、5月までにはこれまでも出していただいて、決算についてはこちらでも把握しているところでございます。

○2番（前田清和君）

令和3年度がもしまたわかれば、6月以降でも結構ですので、教えていただきたいと思います。

それじゃ、令和3年度、コロナ禍で観光客が激減したと思うんですよ。その中で、フォレストポリスの利用者、キャンプ場、わかる範囲でいいんですけど、その入園者数がわかれば教えていただきたいと思います。

○産業振興課長（郁島武正君）

入園者数も含めて収支決算も5月にもらうわけですが、令和3年度につきましては、昨年の3回ほど閉園を役場のほうからお願いしております。1番目の閉園が4月30から5月13と、ゴールデンウィークを丸々閉園したもんですから、大分収支には影響するかと思いますけれども、年間3回で合計61日間ですね、村民限定での使用を含めずに、全て閉園としたのが61日間ありますので、令和3年度の収支については大変厳しい収支になるかと、指定管理者側から言われております。

○2番（前田清和君）

この委託料の924万は、今指定管理者がされていますけど、大まかなお金の使われ方というのは、やっぱり人件費が一番だと思いますか。

○産業振興課長（郁島武正君）

歳出に対する割合ですかね、全歳出に対する割合ですが、元年度の決算を見ると、人権費が約50%、賄い材料費、電気ガス水道等の、水道代はないですが、電話光熱水費等で13%ということで、人件費が収入の半分以上を占めているというような形です。

○2番（前田清和君）

この令和4年も同じ予算を組んでおられます。このコロナの状況で、先ほど村長もありましたけど、第7波に向けて少しでもコロナ禍が収束に向かえば、観光客もきっと増加する傾向にあると、そういうことで大和村にも訪れる方もおられ、奄美フォレストポリスも何らかの利益が上がってくるといふふうに思いますが、今後、指定管理者は一応3年間の契約でしております。今後、また令和4年度始まったばかりですけど、4月からはこの指定管理者制度についての産業振興課課長の考え、このままやはり指定管理者制度でいくのか、それとも民間とかの方々、これから観光客が増えることで、村が委託せずに個人の方とか、企業の方がこのフォレストポリスという場所を買いたいというかたが、もしおられたりしたときにですね、どういう方向性でいかれるのか、最後にその件だけお願いいたします。

○産業振興課長（郁島武正君）

産業振興課のほうでは、そのフォレストポリスの管理形態については、平成19年度から実施しております指定管理者制度をそのまま実施していき、3年ごとに指定管理委託料の見直しを行って、適正に実施していきたいと思っているところです。

○2番（前田清和君）

課長のほうはそう言いますが、広大な本当の土地で、本当に働いている方々もキャンプ場から、水辺の広場から、グラウンドゴルフ場から、サッカー場から、本当に大変な中、少ない委託料でされると思います。そうした難儀を考えたときに、本当にあの場所が必要とされる、そういう企

業の方とか、もしおられるんだったらそういうところに移行するのも今後の検討としていいのかなというふうに、僕は思いましたので、そういう点もまた検討していただければと思います。

それでは次にそのグラウンドゴルフ場の利用料金についてなんですが、僕はちょっと詳しいことは分かりませんが、グラウンドゴルフ協会の方は年会費を払って、それ以外の方は1回500円という利用料金でやられていると思います。今、キャンプ場と管理棟とグラウンドゴルフ場がかなり遠いんですね。ですので、直接グラウンドゴルフ場に行かれたら、管理棟を通らないで、もう勝手にグラウンドゴルフ場に行って、やろうと思えばできる可能性もあるんですよ。そういう場合に、利用料金というのが払っている人もおれば、払っていない人も、もしかしたら中にはいるんじゃないかなというのが、正直な気持ちです。ですので、今、どういう利用料金の徴収をされているのか、お伺いいたします。

○産業振興課長（郁島武正君）

以前の前田議員の質問の中でも、そのようなことがあるのではないかとということで、指定管理者側からもそのような話があったわけですが、なかなか常駐で上部に係員を置くこともできず、キャンプ場で受付を必ずするようにと行ってすすめたんですが、なかなかもう、年会費を支払っている方については問題ないんですが、それ以外の方が把握ができないという話は聞いておりまして、その辺をどのように改善するかというのを、指定管理者との定期的な話し合いの中で行っているところですが、なかなか抜本的な改革、解決策には至っていない。ただ、指定管理者側のほうでは、受付をしてもらわないと利用者数とか、役場に報告する人員の報告ができないということで、受付は必ずして年間会費を払っている方でも受付はして、1日何名、グラウンドゴルフ場を利用したというデータとして残したいという、こちらもそのデータがほしいということでありますので、その辺は今後話し合いの中でもお願いしていくつもりでございます。

○2番（前田清和君）

担当課長からもありましたけど、協会の人は払っている、管理棟に寄ってもらって使用料金をいただいてグラウンドゴルフをするというのが、一応、基本的な今のやり方だと。しかし、中にはそういう、直接グラウンドゴルフに行かれてされている方もおると。徴収によってグラウンドゴルフ場に1人随時、お金を徴収する人を置くというのも、大変だということであれば、言ったように、今、グラウンドゴルフは本島内、あちこちされています。大和村のフォレストポリスは本当にいち早い県の指定管理コースを取って、本当、フォレストポリスからいろんな競技場がグラウンドゴルフ場ができたというふうに、僕は思っているんですね。そうした中、やはりその徴収するのにも、なかなかどうしてやっていったらいいか、わからない。そこに1人雇うだけで人件費もかさむ。そうなれば収支も上がってこない。であれば、本当に無料化をしてですよ、もう名音からでも大金久からでも、どこからでもグラウンドゴルフ場というのは行けるんですよ、宇検村からでも来れますし、管理棟を通らないでできるわけですよ。そう考えたときに、収入のそのグラウンドゴルフの料金をね、1人500円取って、協会から1,500円取って、じゃ、フォレストポリスの収入のグラ

ウンドゴルフの料金というのは何%ぐらいを占めます。

○産業振興課長（郁島武正君）

令和元年度決算でございますが、全収入に占めるグラウンドゴルフ場使用料の収入が、全収入が1,500万に対しグラウンドゴルフ場の収入が34万5,000円ということで、全体に占める割合は2.3%となっております。

○2番（前田清和君）

1,500万に対して34万でしたね、2.3%。であれば、その2.3%を上げるために人件費を使うのであれば、この2.3%に働く収入をなくして、違うところでもっと有効活用ができると思うんですよね。そのためには無料化をして、村民に限らず、村外から、大和村に来たらグラウンドゴルフ場はもう無料でできますよと、そのかわり、グラウンドゴルフを利用することで村のお店を使ってもらったり、またフォレストポリスの管理棟で買い物をしてもらったり、また村内のお弁当を利用してもらったりとか、そういう相乗効果がまた出てくるんじゃないかなと思うんですよ。たかが使用料を取るよりも、30何万の使用料を儲け出すよりも、村民、村外の方に来てもらう、まず。大和村に来てもらう。PRの活動の一環として、本当に、大和村のグラウンドゴルフ行けば、フォレストポリスに行けば無料で行けるんだと、お金も払わないでも、あの空気のいいところで無料でできて、健康づくりにもなって、気持ちよく帰ってもらうと。そしたらまたその方が新しい方を連れて来て、大和村に行って、あの広大なところでグラウンドゴルフしましょう、楽しかったよと。でまたその方が連れて帰れば、本当に魅力にもなるし、PRにもなって、大和村にどんどん人が入って来ると思うんですよね。ぜひですね、村民だけの無料じゃなくて、村外の方々の無料化というのも、今後、検討していただきたいなと思うんですが、最後、課長、どうですか。

○産業振興課長（郁島武正君）

村長の答弁と自分も答弁したんですが、指定管理委託料の算定の中に、平均収入、直近4年間の平均収入というのがありまして、それを算出するのにグラウンドゴルフ使用料が2.3%にとどまっておりますが、条例で定めた額での使用料を根拠として算定している関係で、それを無料化に行政から言うと、指定管理者の収入減となるのは目に見えております。しかし、全体に占める割合からいって、指定管理者側は明日昼からグラウンドゴルフ協会関係の方とグラウンドゴルフ場利用についての話し合いをする予定にしておりますけれども、まず、第一段階、村民を無料にすると、何十万か下がるかもしれませんが、収入が。その分はほかの施設、宿泊施設なり、そういったもので収入を上げて補うという考えがあって、まず、村民に対しては無料化にしたいというような話を、明日、協会関係者にはする予定でございます。それ以外の方については、全員ということは、今後のコロナの収束状況もですが、宿泊施設等への利用者の増等で、それも可能にはなるかと思いますが、指定管理者と協議していく中で結果を結論を出すものだと思います。

○2番（前田清和君）

課長、いい返事を待っていますので、お願いいたします。

それでは、簡易水道事業についてお伺いいたします。村長からも先ほどマニュアルを作って、こういう緊急な災害にも対応しているということではありますが、ある程度、豪雨災害とか、台風災害というのは、テレビとか、新聞とか、ニュースで前もって予測できるんですよね。そうしたときに、住民税務かとして、職員として、その際、自分たちで対応できない際があると思うんですよ。そういうときには各集落の、午前中から言っています自主防災組織とか、消防団との連携というのも、今現状で作っているんですかね。

○住民税務課長（池田浩二君）

住民税務課のほうでは、簡易水道事業の危機対応マニュアルというのを作成されているんですが、今の前田議員の質問の中での各集落との自主防災組織との関わりというか、そういうものは今はまだ作成されていないところであります。

○2番（前田清和君）

防災は総務課の担当ですけど、やっぱり水道も、これは住民にとって災害が起きたときに断水とかいうのは、生命にかかわる切っても切れない水道だと思うんですよね。そういうときに、職員だけの、数少ない職員で対応するよりは、例えば大棚地区で断水があったと、そうしたときに職員だけじゃなく、その大棚集落の消防団と自主防に、やはり行政のほうから声をかけて、協力できる方は協力してもらって、水道が断水したときの即対応ですよ、去年もそうだったんですけど、大棚と大金久の場合は、もう水がちょろちょろ止まり始めて、そこからしばらくは水が出なかったんですよね。そういうのが多々あるんですよ。特に、大雨が降った後とか、特に豪雨ですね。ここ近年、台風とは本当にこの奄美も縁がないというか、大きな台風災害には当たっていませんが、やっぱりその大雨豪雨は毎年毎年あります。その際に、やっぱり各集落の方々は断水せんかなと、もう水が止まり始めた時点で、もう不安になるんです。そういうときに、しっかりとその職員だけじゃなく対応していただきたいし、先ほど総務課長が午前中も言ったんですが、公民館のね、避難場所として学校の今、検討されて、利用されているというんですよね。そうしたときに、その水道が止まったときのことを想定して、もし可能であれば学校側にですね、何ですか、備蓄として、ペットボトルの水道とか、2ℓの、多分防災センターに保管されていると思うんですよ。あれも多分、5年間ぐらいが賞味期限じゃないかなと思うんです。ですから、そういうのをしっかり活用して、各集落集落、学校、公民館に、いざあったときにすぐ対応できるように、お水とかも避難場所に備蓄するのも、これから台風シーズンとか、梅雨に入っていきますので、大切じゃないかなと思います。ぜひ検討していただきたいなというふうに思います。

あと、先ほど上水道の施設、今、本村は45年、耐用年数が60年とあって、水道の本管は、今もう、耐用年数が40年に対して、もう本村は35年経っているという説明を受けたと思うんですよ。それでいて、水道水はほとんど本村は道路の下に、水道水の本管は張りめぐられていると思うんですが、中には地上に出た水道管の本管というのも村内には顕在しますか。

○住民税務課長（池田浩二君）

ほとんどは道路の下のほうにあるんですが、地上に出ているというのは、ちょっと今、私のほうにちょっと資料がありませんので、また後ほど回答したいと思います。

○2番（前田清和君）

僕が言っているのは、昨年、和歌山県の和歌山市で橋の横に水道管を通していて、それが腐食して水道管が落下したと、川に。それで何日間か、和歌山市内の方々が断水したというのをテレビでちょっと聞いたので、本村にも地上に、道路の上に本管を通しているのがあるのかなと思ったりしての質問でしたので。その点検とか、道路の中に入っている本管というのは、なかなか点検しにくいですね。だからよく業者さんが工事で水道管を破裂させたとか、そういうとき以外、なかなかその本管の中の管理というのは難しいと思うんですが、あと耐用年数40年に対して、もう今35年です。あと5年で一応耐用年数来るのであれば、今後、やっぱり水道管、本管の老朽化に伴い、何かなる前、先に少しずつ、やっぱり5年かけて検討する余地もあるのかなと。もう耐用年数が来たから、それでどうのこうのじゃなく、まだあと5年あると考えたときに、前もって計画を立てて、改修するなり、次に向けての検討もできるんじゃないかなと思うんですけど、課長、いかがですか。

○住民税務課長（池田浩二君）

確かに耐用年数というのは、年々進んで、老朽化というのはなっていくのは当然であります。しかしながら、今現在、修繕とか、そういったものを繰り返しながら、現在やっているところなんですが、将来的にはあと10年、15年ということで過ぎ去っていきます。計画的に少しずつやっていながらというのもあります。また現在、水道債、起債を借りているんですが、そういうものの償還があと14年ぐらいかかるんです。かかっていくところに、もう正しくその水道管の老朽化の問題も出てきますので、そのころにはもう公営企業のほうに移っていますので、資産管理とか、経営管理とかをちゃんとしっかり分析してですね、水道管のこともですね、更新も考えていきたいと思います。

○2番（前田清和君）

水道関係で最後にやりました、この公営運営企業会計、村長から説明があったんですけど、メリットはほぼないと。だから、令和6年から、6年4月といたらあと2年後ですね。2年後にはこの形でしますと。ただ、村民とか、本村にとって、別に大したメリットはない。今までと通常変わらない水道事業として理解してもよろしいんですね。何かがかわるわけですか。

○住民税務課長（池田浩二君）

村長の答弁にもありましたように、今現在の公会計というのは単式簿記、新しく移る公営企業というのは複式簿記になります。まず、1点大きく違うところはですね、決算時期が民間と一緒に4月から3月31日でぴしゃっと締めるんです。それで、役場の場合は4月5月が出納整理期間というのがありますので、3月分までの調定した料金収入は4月5月までに回収できれば、次の年に繰り越さないというのがあるんですけど、複式簿記の場合は打ち切り決算というのがありますので、もう3月31日までに入らないものは、もう未収金という扱いになります。複式簿記の用語では、未収金の場合は貸し倒れ引当金という、そういう用語になるんですけど、そういったものを計上してい

きますので、より一層料金徴収などもですね、厳しくしていかないと経営が苦しくなっていくということでもあります。

あとこの複式簿記というのは、ちょっと考え方が今までの単式簿記と違いますので、資本、収益等いろいろありますので、そういったものに細かく分けていかないといけません。なので、毎日毎日帳簿をつける必要が出てくるんです。今、会計かがやっているような毎日の締めも必ずしないと いけません。そして新しい一つの会社を作るというイメージですので、金庫なども別々になって、それから収入とか、支払もしていきますので、そういったイメージになっていくと思います。

○2番（前田清和君）

課長、そしたら役場職員が今後一層大変になるということですよ。

徴収もしっかりしていかなきゃならん、会計もしっかりしていけないといけない。

自分で自分の首じゃないけど、今一度しっかりと職員が意識をして、今後勤めていかなあかん。そういう中途半端なことは、今までみたいなことはできないと。そのかわり、徴収が悪ければ、滞納ということも増えてくる可能性もあるということで、より一層厳しくなるということで理解してよろしいわけですね。

それじゃ、最後、コロナ感染症対策についてです。第7に向けて村長からの答弁ありました。コロナ禍になって3年目に入りました。昨年第5波より今年正月明けの第6波が、奄美群島には大きなダメージを受けたところです。しかし、本村はワクチン接種も1回目、2回、そして3回目も2月に全て終わり、私のところにも5歳から11歳の子供たちのワクチン接種の券も届きました。本当に早い対応、村当局には心から感謝申し上げます。

それで昨年、一昨年もそうなんですけど、公共施設の使用禁止、そして3密、人が集まれないということで、村の行事、ほとんど中止になりました。集落での集まりもほとんどなく、人と人との付き合いがほとんどない去年、一昨年だったかなというふうに思わせていただきます。そう考えたときに、コロナ禍によってお年寄りの方々も、やっぱり月に1回の老人クラブの定例会とか、いきいき体操ですか、当たり前にやられたのが去年、一昨年と全くできないんですよ。そして、よくお年寄りから聞くんですけど、このコロナ禍によって話す相手もいないと、ストレスだと、どうしていいかわからないというか。だから人と会って、人と話するのもコロナがうつるんじゃないか、うつすんじゃないか、そういう不安で、何かこう、本当に島において島じゃないような、そういう感じがするんですよ。保健福祉課長、お年寄りの特に高齢者の心のケアというか、やっぱり保健福祉課として、やっぱり今、ちょうど公共施設も開放になりましたので、この時期にですね、各集落を回って、やっぱりお年寄りの方々の声を、やっぱり聞いてですね、すごい不安に思っている方もたくさんおられますので、ぜひ福祉課長として、そういう心の支えといいますか、そういうのもできれば、していただきたいなと思うんですけど、いかがですか。

○保健福祉課長（早川理恵君）

このコロナ禍におきまして、議員がおっしゃいましたように、非常に体だけでなく心へのストレ

スであつたりというのが、特に高齢者の方ですね、顕著に見られているというふうに思っています。データの的にも、村内のデータではございませんが、やはり何割かは機能が低下していくということも、全国的に見られているということがございまして、各種集まり、皆さん自主的に感染予防のために自主で中止をしたりされているという姿、努力を本当に見ておりますけれども、その中で、私どもといたしましても一律に予防教室などを行えないという時期もございましたけれども、その間はできるだけ訪問ですね、個別に感染対策に気をつけながら訪問もさせていただきながら、個別にできるだけ状態を把握するということにも努めてきてはおりますが、いつまでもやはりこの状態が続くと全体的な機能の低下ということにもつながるというふうには考えておりますので、できるだけ気をつけながら工夫をして、新しい形も模索していく必要があるのではないかというふうには考えております。

○2番（前田清和君）

教育長にお伺いします。子供たち、このオミクロン株第6波で、新しい株が出て、今、お年寄りよりも10歳未満とか、子供たちに感染力がちょっと増えてきている、全国的に、思うんですが、今後、学校として、この第7波、村内に入る子供たちの対応といいますか、子供たちへのコロナ禍に対しての対応というか、その考えですね、教育長の中にもしあれば。子供たちもですね、運動ができなかったり、学校の行事もほとんどないんですよ、大きな行事が。自粛したりとか。そういうことで、大人だけじゃなく子供たちもなかなか外で思いきり遊べない、そういう時期もあるんです。その子供たちに対して教育長として子供たちへの対応をいうか、どういうあれでおられるのかなとお伺いしたいんですけど。

○教育長（農原弘久君）

大和村でも発生して、ちょっと心配される時期があつたりして、子供たちの活動も自粛といいましょうか、規模を縮小する時期もありましたけれども、今現在はですね、給食を食べるときはほとんど無言でとか、間を空けて、やったりしています。体育に関しては、野外活動が多いですので、それもただあまり近づいて大声で声を出したりとか、そういうことは控えながらも、そして教室は常に換気をしております。空気清浄機なども、このコロナの助成金で購入しております。教室、学校の入口にも消毒などをしておりますので、対策は大和村に関しては十分されているんじゃないのかなと思います。ただ、近々卒業式などもありますけれども、これも少し来賓の方をちょっと制限してしたりとか、そういう工夫はしております。それで、大和村に関しては、日本全国的にストレスうんぬんというのは、そこはまだ大丈夫じゃないかなと思っております。ただ、感染対策は十分これからもさせていきたいと思っております。

○2番（前田清和君）

ただいま教育長からありましたけど、その感染対策はしっかりとしているということを知りました。ただ、食事するときは黙って食べたりとか、間隔を空けたりとか、それが子供たちにとっては言ったらストレスだと思うんですよ。今まで普通にしゃべってやっていたのに対して、これができ

ないというのがストレスだと思うんです。その子供たちに対してのストレスを、やっぱり学校側としてはしっかりと、じゃ、このウイズコロナで、どうしたら子供たちが少しでも元気になるかということを、やはり考えていく必要があるんじゃないかと。感染防止感染防止がストレスになると、僕は思っていますので、教育長、もう一回、そういうところも考えながら、子供たちががまんせずに学校教育が楽しく勉強ができ、スポーツができというのは、やっぱりできるような環境づくりを、また令和4年度は検討していただきたいと思います。

最後に、公共施設、本当にそれは村長が言われる5市町村レベルがあって、レベル5のときには公共施設は禁止だということも重々分かっています。昨年2年から去年1年、全く公共施設ができなかったんですよね。ただね、公共施設は何か、村のホームページを見ると、防災センターとか、村の体育館とか、まほろば、5カ所ぐらいホームページに載っていました。それで、僕前にも言ったんですけど、村の体育館を使っているのはスポーツ少年団、特にバドミントンとかですね、そういう方々が村の体育館を使ったり、各小学校の体育館を利用されているんですが、その方々は公共施設はスポーツ少年団なんで、各種団体なんで使用できません。学校側は中学校も小学校もそうですけど、授業の一環として体育館は普通にクラブ活動ができるんですよ。ただ、村の体育館を使っているスポーツ少年団とかは使えないというのは、去年1年間ずっと見てきました。今年も正月入ってから、村の体育館が2カ月弱、使えなかったんですよね。それで、感染状況がやっぱり少しずつ落ち着いてくれば、先ほど村長からありましたけど、村民限定で、やっぱりその時期を見て、やっぱり開放するというのをしていかないと、もう本村から1人出たら、じゃ、1週間公共場所禁止というふうになるのが、今までこのコロナ禍でずっとやってきたんですよ。それを僕が言っているのは、もし出たとしても村民限定で、1週間もじゃなく2日3日で開放してくださいとか、そうしないと、子供たち、体育館を利用している子供たちとかが、もう学校帰って来ても何もしようとしらないんですよね。することないからゲームしたりとか、体力づくりも、体力も落ちてきている感じになって、そういうところはやっぱり臨機応変できないかということで、村単独でそういうレベル4に下がったらそういうふうにしていただきたいという思いで、僕はこの公共施設の利用について話ししました。

最後にもう1点、前も言ったんですけど、

○議長（奥田忠廣君）

前田君、残り2分です。

○2番（前田清和君）

言ったんですけど、これ、僕が矛盾しているのかわからないんですが、村の体育館は公共場所ですよ。保健福祉課が担当している学童は、村の体育館の一室ですよ。あの学童は、やっぱり皆さん共働きしているから、学校が終わって学童に連れて来て、それを見てくれる保護者にとっては大変ありがたい、必要だと思います。ただ、公共施設ですよ。それも村の体育館の広い中の1室で、密室ですよ。密にならないかなと。学童はいいのに、何でバドミントンの子供たちは、その

体育館を使えないのかなと。これはずっと保護者からいろんな方々から聞いていました。そこはやっぱりちゃんとした説明がないと、私たちも答えられないんですよね。学童はやっぱり困っている保護者がいるから特別だよと、スポーツ少年団は好きでスポーツ少年団としてスポーツをしているから、あなたたちはがまんしなさいよということで、ずっと保護者にも話してきました。ですけど、村民の保護者の方々からは、そういう声も実際あるんですよ。ですので、やっぱりその線引きというのを、しっかり行政はちゃんとしておかないと、不公平感の声が上がっていますので、今後、気をつけてそこら辺はしていただきたいというふうに思います。

以上で一般質問を終わります。

○議長（奥田忠廣君）

これで2番、前田清和君の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。なお、15時10分より再開いたします。

-----○-----
休憩 午後 2時55分
再開 午後 3時10分
-----○-----

○6番（勝山浩平君）

皆さん、お疲れ様でございます。まず、介護職、保育所の賃上げに向けて、政府は介護職や保育士の賃金について、3%程度の当たる月額9,000円を今年2月から引き上げるとしておりますが、本村の対応状況はどのようになっているのでしょうか。

また、介護職、保育士の賃上げ額はそれぞれ月額幾らになる見通しでしょうか。

次に、子供の習いごと費用の助成について、子供に習いごとをさせたいと望む保護者は多いものですが、経済的な理由によってあきらめざるを得ない場合があります。子供の学習機会を確保するため、学習塾やスポーツ、音楽教室など、習いごと費用の助成金制度の創出ができないものなのでしょうか。

次に、津波避難対策の強化、充実に向けて、1月16日未明に発令された津波警報では、全ての村民が大きな不安や恐怖に襲われたことと思われませんが、そのような大変緊迫した状況においても、地域の消防団や自主防災組織が避難誘導や安否確認を冷静に行いながら、避難者数を960名ということでありましたが、正確に把握できたことなどは、日ごろからの本村の消防行政の努力の成果であり、関係各位の御尽力に対し改めて敬意を表します。

大きな課題を突きつけられた避難となりましたが、今回浮かび上がった様々な課題を解決をするために、取り組み状況はどのようになっていますでしょうか。必要とされるトイレや防寒対策などの防災資機材に、どのようなものを考えており、配備計画はどのようになっているのでしょうか。各集落で想定される津波の高さと到達時間はどのようになっていますでしょうか。大和の園とまほろば憩の里の入所者や、自力で避難できない在宅の要介護者の避難計画はどのようになっていますで

しょうか。家庭用防災グッズの購入費を助成することはできないでしょうか。

第6次総合振興計画について、計画の策定はどのような状況にあるのか。村民の意見を反映させるためにワークショップを開催しておりますが、どのような成果があり、次期計画に村民の意見を反映させた新たな政策がどのような形で盛り込まれるでしょうか。

以上、壇上からとします。

○村長（伊集院 幼君）

それでは、勝山議員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の介護職、保育士の賃上げについての御質問でございますが、1番目の本村の対応状況とそれぞれ月額がどれぐらいになるのかという質問は、関連がございますので一括して答弁をさせていただきます。

令和3年11月19日の閣議決定によりまして、コロナ克服新時代改革のための経済対策において、介護・看護・保育・幼児教育など、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化の対応が重なる最前線において働く方々の収入の引き上げを含め、賃上げ効果が継続される取り組みを行うことを前提として、収入を3%程度引き上げるための措置を、令和4年2月から前倒しして実施することとされております。保育士に対しましては、今回の保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業に基づき、会計年度任用職員について給与の3%程度を目安とした額の賃上げを行い、令和4年2月給与、3月給与分より実施することとしており、月額資格有りの方で5,100円から6,700円程度、資格なしの方で4,300円から5,000円程度になる見込みであります。介護職につきましても、介護職員処遇改善支援事業に基づき、保育士と同じように給与の3%程度を目安とした額の賃上げを行い、月額資格有りの方で5,400円から6,800円程度、資格なしの方で4,500円から5,400円の増額になる見込でございます。併せて、給与の3%程度の昇給率によりまして、期末手当にも反映されることとなります。

次に、2点目の子供の習いごと費用の助成についての御質問でございますが、大和村でもスポーツ少年団活動や公民館講座、中学生を対象としたインターネット塾などが実施されております。またほかにも大和っ子スクールなども実施している状況でございます。子供に対しての学習機会を確保する施策を図っております。子育てに対する経済的な支援は、大和村におきましては準要保護児童生徒に対する援助費のほか、一般世帯への育児助成金や高校生までの医療費の無償化等の施策を実施しているところでございます。大和村にはない習いごとなどは、他市町村に行かなければならないことも事実ですが、大和村で実施している習いごとなどを受けている方がいることを考えますと、習いごと費用の助成制度の創設は容易に判断できるものではないというふうに考えております。

次に、3点目の津波避難対策の強化・充実についての課題を解決するための取り組み状況と、2番目の防災資機材配備計画につきましては、合わせて答弁をさせていただきます。

1月15日から16日にかけて発令されました避難警報による避難につきまして、自主防災組織とし

ての各集落区長からの御意見と現場活動に当たった消防団からの意見も聴取させていただき、問題となった課題の把握とその解決に向けて庁舎内協議を重ねているところでございます。その中で、多くの意見があったものにつきましては、長時間に及ぶ避難に対してのトイレ利用の問題や、避難指示解除前の帰宅者の対応のほか、防災無線からの情報が聞き取りづらい避難場所への対応が上げられ、村といたしましてもこういった課題への対応策としまして、簡易トイレ等を含めた備蓄品の管理依頼を自主防災組織で対応できないかということと合わせて、各学校への備蓄品の配備にも努めていきたいと考えております。

そのほかには、避難指示解除前の帰宅者対応につきましては、自主防災組織及び消防団員並びに集落在住の村職員を主に、避難者へ声掛けをしてもらうためにも、正確な災害情報を随時対策本部から提供し、避難者の不安を取り除くことが大事だと考えております。そのため、携帯通信機能を利用した防災アプリに村情報を提供し、情報を得てもらうため、2月の事務嘱託委員会におきましても、取扱いのチラシ配付を依頼を行ったところでもございます。

また、高台避難における一次避難場所につきましては、携帯通信における受信状態の不安定などところあることから、周辺民地における通信状態のいい箇所を調査しまして、その一角の利用について所有者の了解を得ていきたいとも考えているところでもございます。このほかにも、集落ごとに様々な御意見がございましたが、今回の事案を受けまして、まずは消防分駐所及び消防団を主とする関係機関との情報共有体制の強化と各自主防災組織との連携強化のほか、村民へ防災意識の向上を図ってもらう意味でも、ホームページやチラシ配布、広報紙掲載などの情報周知を行うことと併せまして、防災訓練についても継続して取り組んでまいりたいと思います。

次に、3番目の各集落で想定される津波の高さと到達時間につきましては、海底地震が発生した場合及び地震そのものの大きさにより津波の高さや到達時間が気象庁から関係する都道府県を通じて市町村へ発せられると認識をしております。1月に起きた津波警報に関しましては、通常海底地震からの津波ではなく、火山噴火による潮位変化であり、令和4年2月8日に気象庁から各報道機関へ、噴火発生から津波警報等の発表までの間の情報発信が不十分であったことへの対応として、有識者による潮位変化のメカニズム等の分析を進めると発表されておきまして、今回の事案におきましては、村といたしましても3mの津波警報が出された以外の到達時間等の把握は困難な状況にございました。しかし、現在、津波に関しましては、津波防災地域づくりに関する法律に基づき、鹿児島県が南海トラフ巨大地震津波における鹿児島県津波浸水想定を市町村別で公表しており、南海トラフ地震が発生した際には、大和村の基準となる津名久地区で最高津波推移4.6m、津波到達時間に64分を要するとされております。

次に、4番目の大和の園とまほろば憩の里との入所者や、自力で避難できない在宅の要介護者の避難計画についての御質問でございますが、まず、大和の園入所者における避難につきましては、園職員を主に消防団及び村職員の応援を得ながら避難を行いました。入所者全員の避難完了まで1時間15分を要したことにより、今後、車両での移動などを踏まえた訓練を行うことで、時間短縮に

努めるほか、まほろば憩の里に入所されておられる方におきましても、基本的に自立の方が利用される住宅ではありますが、長期で生活する中で支援が必要になる方もおられるため、避難支援が必要な際には社会福祉協議会職員及び消防団員の協力を得ながら対応を図るとともに、あらかじめ大和の園とも情報を共有してまいりたいと考えております。

そのほか避難誘導人員の増員を図る上で、村職員の行動指針を作成し、その中で近隣集落における職員については、大和の園及びまほろば憩の里入所者の避難誘導を優先することとし、津波到達までの時間に余裕がある場合は、村職員の動員も行いながら大和の園及び憩の里並びに村との連携を強化することで、安全な入所者避難に努めたいと思います。

在宅の要介護者の避難計画につきましては、大和村災害時要援護者の避難支援プランを基に、現在、村で把握しております在宅患者等医療や介護依存度の高い方たちを対象とした名簿によりまして、その他、避難時に手助けが必要な方を追加しまして、要援護者に特化した大和村個別避難計画作成に取り組み、その計画に基づきまして避難訓練の方法も考慮しながら、在宅介護者等の有効な避難に努めていきたいと考えております。

次に、5番目の家庭用防災グッズの購入費助成ができないかとの御質問でございますが、家庭用防災グッズにつきましては、区長会の話し合いの中でも御意見がございました。その中で、防災グッズの内容物についても、防災専門のカタログから情報提供を行い、意見交換をさせていただいた中で、非常食料以外は現在、自宅で準備できるものもありまして、全てを行政頼みで行うのではなく、防災意識の向上を図る上でも自助努力の必要もあるとの意見もいただいたところでもございます。こういったことから、最低限必要な防災避難グッズのチラシを作成し情報提供するほか、現在、村が備蓄しております非常食や飲料水を消費期限を考慮し配布することで対応を図ってまいりたいと考えております。

最後に、4点目の第6次総合振興計画についての計画策定がどのような状況かということの御質問でございますが、当初、策定計画スケジュールから遅れておりますけれども、本村の実情に則した実効性のある計画にすべく、現在、主管課であります企画観光課におきまして計画策定基本方針に基づき、将来像、小さくとも光り輝き続ける村の実現に向け、これまで取り組まれたワークショップの民間委員から出されました御意見や、各課から出された意見及び計画の内容によって、数値目標等の精査を行っている段階でございます。

次に、2番目のワークショップの成果と村民の意見を反映させた新たな政策がどのように盛り込まれるかの御質問でございますが、昨年11月3日に高校生なども含めた民間委員によりまして、第6次振興計画における新たな本村の将来像を実現したときに、どのような大和村になっているのかを具体的に分かりやすく、その姿を示す大和村ビジョンマップ作成ワークショップを開催をいたしました。このワークショップにおきましては、将来像が実現するため、住みよい大和村、住み続けたい大和村にするには、何に取り組むべきか、民間目線での意見を多数いただくことができたところでございます。この貴重な御意見に対し、行政としてどのように対応し、村民とともに取り組ん

でいくべきか、村民との協働・連携、みんなで進める協働の村づくりという章を、第6次振興計画では新たに盛り込んで、その取り組みを具現化していきたいと考えております。

以上、壇上からお答え申し上げましたが、あとは関連の御質問等により関係課長、あるいは自席のほうから答弁をさせていただきます。

○6番（勝山浩平君）

賃上げから伺ってまいりますけど、今回、国の制度の政策ではありますけど、基本給へのベースアップで図るというのは、大変すばらしいことだと思います。この政策では、基本給のアップかベースアップか、手当で、毎月の手当で支払うとなっておりましたが、ベースアップで期末手当にも反映されるということで、すばらしい取り組みだと、対応状況だと感じました。

それで、介護職は先ほど月額聞きましたが、保育士ですね、保育士も2月から賃金がアップされておりますけれども、今回、有資格者で5,100円から5,700円、自給に換算した場合には5,100円の場合でいくらくですか。

○保健福祉課長（早川理恵君）

答弁の内容でございますけれども、5,100円からということで、程度ということで答弁させていただいておりますけれども、例えば5,129円、月額差がある方につきましては、差額が現在で244円ということでございまして、月額について、時給の換算でございまして、保育士の方、有資格者、無資格者おられますけれども、勤務日数が週によって、例えば週5日の方、あるいは週3日の方、それぞれございますので、それによってまた換算が違ってくるのかというふうに思います。

○6番（勝山浩平君）

会計年度職員の今募集を行っておりますけど、そこで時給単価と賃金を記載をされた一覧表が配りをされておりますが、それを7.5時間で割ると有資格者の場合960円、保育士、なるんですが、この時給単価960というのは、他の市町村と比べてどのような内容、金額として、ですか。

○総務課長（政村勇二君）

他の市町村、瀬戸内町がですね、雇用形態が違ってまして、向こうは月給で払っているという情報がございました。今回の国からの通達を受けまして、各方面の調査をしたところですね、令和3年12月24日、これ、総務省の通達の中ではあるんですが、その中で、地域の民間水準を踏まえた上という記述がございました。その中で、近隣市町村、特に奄美市のこれは最低基準での日額単価でございますが、そこは調査させていただいておりまして、それが6,750円、失礼しました、そうですね、最低賃金であります、6,750円であり、現在のこれは資格なしの方、我々が資格なしの方で、今までこの給料表3%ベースアップする前の給料表でいきますと、1級1号の給料表を使っている中では、6,733円でございます。しかし、今回、今度3%昇給させることによって、この1級1号の方が1級5号に昇給しますので、その場合には最低賃金で6,940円となる見込みとなっております。

○6番（勝山浩平君）

6,940円ですよね、日額。時給で出した場合には、7.5時間でやった場合にはおいくらになりますか。

○総務課長（政村勇二君）

7.5時間、通常であれば7.5時間になるので、1,000円弱、足らない計算になると思います。

○6番（勝山浩平君）

会計年度の一覧表を単純に7.5で割ったら960円、有資格者、賃金が安い方の方でだったんですけど、政府から今回の賃上げで民間水準に合わせてほしいという通達ですかね、あったということでしたが、最近、この2月から加算、処遇改善が保育士も図られた、そういった中で、ハローワークのデータでは民間保育士、有資格者時給単価1,047円、高い方1,200円、本村時給単価960円、民間に追いついていないんですよ。今年、近隣市町村、宇検村が昨年、昨年ですから今回の2月のアップは含まれていませんが、宇検村が有資格者の保育士を募集しておりました。時給は1,054円、本村が今回2月に上げた保育士の時給単価より、去年の時点で高い。本村の保育士の時給単価も大島の民間保育所または他の近隣市町村並みに水準を上げるべきではありませんか。

○総務課長（政村勇二君）

この昇給に関しましては、現在の会計年度任用職員の給与表がですね、村の職員の行政1という給料表に基づいて1号の1級、先ほど答弁したのは最低の1号、1級1号の方が1級5号に上げるという、今の現状から3%上げるとそういった号級になるという計算でございました。これはあくまでも資格なしの方が新しく今度会計年度で従事してもらうための単価でございまして、先ほど村長の答弁でもありましたが、資格ありの方で5,100円から6,700円程度と申し上げましたが、その中ではですね、やはり2年目、3年目、従事していただいている方での割り当てする幅が6,700円、マックス6,700円程度になるということでもございますので、その3%の賃上げをすることによって、これまでの雇用体系より、期末手当を含めた形でですね、昇給することと判断したところでもございますが、こちらの調査の中で、民間の奄美市の最低水準を基に、こちらの有資格なしの1号1級の方の水準を決めたわけでもございますけれども、そこにつきましては、また関係部署とですね、もう一度連絡を調整させていただきたいということでもございます。

○6番（勝山浩平君）

先ほど申し上げた宇検村の保育所、去年募集をしていた時給単価、有資格者で経験、これから初めてという方の単価が1,054円だったということです。これから多分年数を、勤務年数が増していけば、それに伴って賃金単価も上がっていくと思いますけど、そういった情報を参考にしながらですね、もう一度賃金単価の見直しというのを、というのはですね、令和2年、去年の6月に保育所、保育園に関するアンケートの調査を行っております。本村、保護者、未就学児と小学生の保護者に対して。そこで、質の高い教育・保育の推進、保育士の処遇改善を推進するとしているんですね、保育の質を上げるために。その処遇改善のやっぱり大きな内容は、賃金単価のアップだと思い

ますので、こういったせっかく取ったアンケートのデータがありますから、データもしっかり参考にしながら、また、しかもその周りの状況、賃金単価の状況をしながら、しっかりともう一度見直しをしていただきたいと思います。念のためもう一度お願いします。

○総務課長（政村勇二君）

今回、そのベースアップをする基準となります3%アップにつきましては、今現状の、先ほど申し上げましたが、行政、保育士に関してですね、行政職1という給与表に基づいて対応しております。今現状の3%ベースアップする前でございましたら、一番頭がですね、1級10号の方が月額7,203円、これをすみません、今、データがないので、その7,5時間分、それが今回のベースアップによりまして、新基準によりまして1級14号という単価がですね、7,447円、これがその経験年数によりまして1級の22号まで上がることになりまして、その22号まで達することになりますと月額8,037円という単価になりますので、それがその3%程度といわれているものに対しての考慮も踏まえてですね、改めて検討はしたいというふうに考えております。

○6番（勝山浩平君）

今回、介護職と保育士の基本給が上がりましたが、それを上げるに伴って職員の給与に関する規則等の給与表の改正等は必要ありませんか。

○総務課長（政村勇二君）

この専門職に関しまして、今回、そういった賃上げの通達がなされたわけではございますけれども、まだその正規職員に関してこれから検討しようというところにはない状況でございます。

○6番（勝山浩平君）

抜けてました、すみません。ちょっとこれ、言葉がどうかと思いはしたんですけど、例えば介護士の場合ですね、本村の法令では単純な労務に雇用される会計年度職員の給与に関する規則、会計年度職員の給与に関しても今回賃金をアップするんでしたら、給与表の改正が必要ではありませんか。

○総務課長（政村勇二君）

今回の賃上げに関しまして、なぜ会計年度任用職員なのかというところではございますが、今回の2月から従事した分を3月支給わからやるところで、鹿児島県をはじめ各自治体、幾つか調査をさせていただきました。県内のほとんどが、まず保育士の正規昇給には上げない自治体が結構あると、すみません、周りのじょうきょうはですね、県内においてです。ましてや、会計年度任用職員の賃上げに対しても実施しないという自治体があったものですから、そういったことから、現在はこちらの考えとして会計年度任用職員並みの賃上げのベースアップを図っていこうというところでございます。

○6番（勝山浩平君）

質問の仕方が、私が悪かったかもしれませんが、本村の現状を見て、大和の園の介護職員、正職員、今いないんじゃないかなと思うんですがね、ですから会計年度、保育所の保育士の先生もほ

ば会計年度だと思うんですよね。そういった意味でこの会計年度の規則にある給与表の改正も必要ではないかと思ったもので、いかがですか。

○総務課長（政村勇二君）

先ほどの件、大変申し訳ございません。規則改正に関してはですね、その介護職、そして規則改正ではございますので、村長決裁をした上ですね、介護職あわせて保育士の規則改正は行ったところでございます。

○6番（勝山浩平君）

習いごとに移りますが、村長の答弁にありましたけれども、本村の子育て支援、大変充実をしておりますけれども、今年、驚いたニュースがありまして、皆さんも御存知だと思いますけど、東京都が2023年年度から高校生までの医療費無償化を図るということを決めています。本村も今、無償化、高校生まで行っておりますけれども、人口が、日本の人口の1割が集中する東京都においてさえ、この制度を作った理由もびっくりしますよ。都は医療費の助成対象の拡大で子育て世代の呼び込みを図る考え、あんなに人口がいる東京でさえ、子育て世代を呼び込むために無償化という枠を拡大しておりますが、出生率の全国的な低下によることが一番の最大の人口減少とですね、理由でしょうが、東京都がこのような大胆な政策をすることに対して、どのように受け止めますか。

○村長（伊集院 幼君）

政策のあり方はそれぞれの自治体の判断で決定されるものであり、やはり自治体の、結局は人口流出を防ぐとか、いろんな形での対策が講じられるものだというふうに思っております。我々も大和村でできることを、今現在進めているところでもございまして、東京都の大きな都会でのあり方は、我々もまたいろんな政策に参考になるものではないかというふうに思うところでございます。

○6番（勝山浩平君）

もう一つですね、これもびっくりしましたが、福岡市がですね、今回、私が習いごとの助成と言っていますが、経済的な事情によって教育の格差を解消するために、令和4年度から新年度から上限1万円で行うとなっております。この福岡も子育て世帯を呼び込むため。ですから、子供への教育投資、保育のあり方、教育のあり方というのは、人口を呼び込むための大きな魅力だという現れだと思いますが、先ほど申し上げた去年の6月に実施をした保育士、保育園に関するアンケートにおいて、教材利用や教育目標について保護者からどのような意見が上がっておりますか。

○保健福祉課長（早川理恵君）

この保護者に対するアンケートでございますけれども、内容を特に限定した形ではございませんで、自由記載ということでアンケートをさせていただいた経緯がございます。そのため、教材以外にも自由な発想でたくさんの御意見をいただいたところでございます。それをこちらのほうで集計をかけまして、教材部分ということと分けをしたということで答弁をさせていただきますけれども、例えば、全般的な教育ということにつきましては、圧倒的に多いものが外遊び、自然を使った形をぜひたくさんしてほしいということが圧倒的に多かったように感じております。その中で、例

例えば教材の利用といたしまして、外国などで名前のついておりますシュタイナー教育であるとか、レッジョエミリアとかですね、いろいろな形がありますけれども、保護者の方もよく御存知な状況ではございますけれども、そういった具体的な文言を上げておられる保護者もおられます。逆に、現在行われている保育所の中では十分知育遊びなどはよくしているというような御意見、そういった様々な御意見があるということでございます。

○6番（勝山浩平君）

先日、再質問の案としてお配りさせてもらっておりますよね。届いてないですか。届いてますかね。じゃ、これはアンケートではありませんけど、子ども子育て支援事業計画ですね、これも保護者からアンケート取っているんですが、学習支援事業の利用の意向についてのアンケート。子ども子育て支援事業計画は子ども子育て支援法にのっとして、全国の市町村で作られましたが、この学習支援事業についてですね、各地域によっても多様な支援のあり方があるということで、厚労省のほうでもホームページにも掲載されておりますが、本村学習支援事業、いろんな支援事業があります。本村も既に取り組んでいるのもあります。ネット塾とか、学童クラブとかですね。その保護者のアンケート結果で一番多かったのが、この学習支援事業ですね。利用してみたい。家の近くであれば利用してみたいというのが、未就学児50%を超えています。小学生の保護者は80%ほど、85%ですね。本村の令和2年度のアンケート結果ですから、本村の今の保護者の方は、子供に学習を、学習支援、そういったのを充実してもらいたいという思いが強いものだと思いますが、このアンケート結果、どのように受け止めていますか。

○保健福祉課長（早川理恵君）

子ども子育て支援計画に対するアンケートにつきましても、例えば具体的に学習支援事業という書き方をしておりますが、それがどういった形態のものであるのかというような細かい内容にはなっておりませんので、捉え方としては学習支援、何らかの塾のようなイメージであるとか、それぞれイメージは違うと思いますが、やはり総合的に子供の学力を伸ばしたいという点では、保護者の意向は非常に高いものであるというふうに思っております。

○6番（勝山浩平君）

今回、習いごと費用の助成をこの一般質問で取り上げたいきさつですね、現在の保護者の方から、結構声を、意見をいただいております。紹介を何点かさせてもらいたいと思いますが、家計は苦しいが子供の将来のためにピアノ、英語、通信教育を受けさせている。スポーツの習いごとでもやらせたいが、経済的に難しい。次の方、ピアノの習いごとをしている。スポーツもやらせたいが経済的に無理である。次の方、家計は厳しいが無理をして通信教育を受けさせている。助成があるとありがたい。次の方、経済的に苦しいが、子供のためを思い、学習塾の習いごとをさせていたが、2人目の子供が生まれたので、厳しくなって経済的に、長子の習いごとをやめさせた。そういった意見を持っている保護者、私が聞いただけでもこれほどの声があるんですね。今申し上げた実際塾がある名瀬などに行ってやっていた方もおれば、今、通信教育等で自宅でやっている方もおり

ます。こういった保護者の思いを、やはりその根っこにあるのは経済的な事情でありますけれども、学習、子供が学びたい、学ばせたいという保護者の思いを、その経済的な理由、それを少しでも、その格差の解消を図っていくためにでも、今、本村が頑張って集めているふるさと応援基金等の教育振興、目的の一つである、そういったものにもかなうと思いますので、そういった基金を活用してですね、そのような支援制度を行っていただきたいと思います、こういった村民の保護者の声があるというのを踏まえて、いかがですか。

○村長（伊集院 幼君）

確かにそれぞれの家庭での事情等があって、子供の学習能力を高めたいというのは、どの家庭もあることは我々もそれは認識はするところでもございます。今現在、インターネット塾を3年生からスタートして、もう4年が過ぎました。4年、5年ですかね。そしてその中で、今年度、去年からスタート、去年の1・2年生からスタートしましたがけれども、いざ募集をしましたら、もう数が少なくなって、勉強の、いってみると、我々からすると、我々が押し付けてやっているわけじゃなくて、そのやる気が子供たちにどれだけあるのかと思って、我々も機会を増やしていこうという取り組みをやっていますけど、なかなか保護者の協力がいただけない現実も、今現在あります。委託額も今年度減額にしなければならないということで、我々は単独でやったこのネット塾が、今奄振の交付金で離島の子供たちの学力向上のために交付金で見れるようになりました。それは我々もありがたいことで、もうちょっと子供たちにこのネット塾を広めていこうというふうには、今、思っていて、もうちょっと保護者にこの説明をすべきじゃないかなというふうに、今考えております。そしてまた、議員のおっしゃるように、このコロナ禍の中で、やっぱりこのタブレット授業が実際普及する中では、通信環境の整っていない家庭をどうしていくのかとかですね、今現在、教育委員会のほうでもこのコロナ禍の中での対応策を、今考えていただいておりますので、その点を我々も見ながらですね、本当に今もう通信が整っていたら身近で学ぶことは可能性はありますので、その点について、今一度、学校現場は別としてね、終わったあとの対応支援策がどうなっていくのかということ、我々も今、教育委員会のほうでいろいろ考えていますので、そこら辺を見ながらですね、どの程度の習いごとが必要なのかということも含めてですね、判断していかなきゃならないというふうに思います。

○6番（勝山浩平君）

ネット塾、中学生が対象ですけれども、今回、私がいただいた意見、5人いらっしゃったんですけど、その保護者の方は子供さんは未就学児、小学生なんです。ネット塾の利用者が減っているというのは、ちょっと何となくわかるような気がしました。恐らく小学校の課程の中で結構学力の差があって、その基礎ができてないと中学校の勉強というのはなかなか大変なものがあるんじゃないかなと思っているんですけど、ですから、若い保護者の方々は子供が興味を持って学ぼうとする時期に投資をしたい、未就学児、幼児教育ですよね、小学生。そのために、今家計が苦しいけど、無理をしてでも少しでも勉強を楽しんで学んでもらえるように、基礎知識を身につけさせたい。そう

いった思いで取り組んでいると思いますので、本当に教育投資ですよ。こういった教育投資に使うことに関しては、寄附をしてくれた方々、ふるさと納税の場合はですね、こういった方々も大賛成だと思いますので、ぜひ保護者の意見を何とか聞く、アンケートでもいいでしょうし、今、保護者がどういった教育支援を求めているのかというのを聴収をしていただいて、村長がおっしゃったように、その状況に応じて、できたら習いごとの助成、手当てを付けてほしいと思っているんですけど、上限を設けてですね、そういった政策を取って図っていただけないかと思うんですが、いかがですか。

○村長（伊集院 幼君）

これはもう誰が主導するのかといえば、教育委員会は学校現場の学力向上のために先生たちに頑張ってもらいたいわけです。だから、我々もネット塾はまたその行政側が子供たちの支援にどう取り組んでいくかということでネット塾がスタートしたわけでありましてけれども、やはり今、中学生が減っているという話をしましたが、やはりどういう形で、児童の学習の支援がですね、できるかということですね、今一度、我々もちょっと内部で検討させてもらって、実際、そういう声があるのであれば、その関係者に我々はネット塾をスタートしたように、保護者のもう少し意向を聞きながら、取り組みが見えてくるんじゃないかなというふうに思いますので、今しばらくちょっと時間をいただければというふうに思います。

○6番（勝山浩平君）

防災に移りますけど、本村の防災についての、おそらく最高機関である防災会議、条例に基づいていろんな事務を司っていると思いますが、この防災会議、条例で調べたら任期2年なんですよ。そこには消防、自衛隊、警察署長と記されておりますが、今回の避難警報では災害が発生をしなかったから開かれなかったんですけど、万が一、災害が発生した場合に、この防災会議がすぐ召集できる、委員の選任とか含めて、体制にありますか。

○総務課長（政村勇二君）

その条例にある防災会議に関しましては、こちらが令和2年度ですね、地域防災計画を作成する際に、その関係機関の長を任命いたしまして携わっていただいたメンバーでございます。確かに、今年の2月の25日の任期だったと思いますので、そちらはまた改めて、また委嘱をしながら、その防災計画の変更に伴って、現在、昨年も防災計画の一部変更があった中ではですね、書面議決、コロナ禍において書面議決で一部避難指示等の解除に御了解いただいたところでもあります。実際、この防災会議とは別にですね、実際の災害が起きる、避難、有事の際にはですね、まずは村の警戒本部なのか、この前の突発的なJアラートの発動のあった場合には、いきなりの防災対策会議を村のほうでも設置いたしまして、そこに伴っての連携を、各関係機関との連携を取る体制を、まずは構築して、村の会議を基にそういった連絡体制を取る状況を進めていっているところでございます。

○6番（勝山浩平君）

消防団や区長会、嘱託委員会で、今回の避難に対していろんな意見を伺ったとありましたが、聞かれたとありましたけれども、トイレとかは出ておりましたね、携帯も出ておりました。じゃ、そのテント、トイレを囲むテントとかですね、車の燃料、高台への避難場所への街灯、防寒グッズ、また避難場所でラジオが聞こえない等のそういった意見が出ておりますか。

○総務課長（政村勇二君）

今回、事務嘱託員の皆さん、そして消防団員の意見聴取をさせていただきまして、その中で、やはり各集落複数の意見が出ています中ではですね、やはりトイレの利用が一番大きい意見でございました。避難所解除前の帰宅者、車両の混雑、誘導、防災無線難聴場所の対策、そして寒さ対策などが複数の意見としてございまして、そのほか、一つの集落集落ではございましたが、単数意見といましては、長時間の避難の対応はきついと。逆に賄いといいますか、食事の提供を求める声もあったりとか、避難路のその街灯、照明の意見、そのほか避難誘導員の応援、そういった意見も聴取しているところでございます。

○6番（勝山浩平君）

災害備蓄品ですね、先ほども水とか食料とかありましたが、指定避難場所、また福祉避難場所2カ所ありますよね、への現在の配備状況はどのようになっていますか。

○総務課長（政村勇二君）

現在、避難所として指定している避難場所が23カ所、そして先ほどの高齢者避難場所を含めて25カ所、指定避難場所として指定しております。その中で、備蓄品が配備されているのは食事等とか、非常食や水等も含めた総体的な備蓄品があるのが3つのところでございまして、そのほか3カ所、これは各学校になるんですが、各学校においては午前中の答弁での申し上げましたが、非常用電源であったりとか、扇風機、寝具、マット、そういったものだけの備蓄は、各これは大和中・小学校以外の大棚、名音、今里小学校には備蓄している状況でございます。そのほか、集落公民館においては現在備蓄はない状況ではございます。

○6番（勝山浩平君）

津波、地震の場合は、道路が寸断されますが、集落公民館、以前から同僚議員から、また議会の要望書としても出ていますように、公民館、集落公民館へ備蓄品の配備は早急に行わなければいけないのではありませんか。

○総務課長（政村勇二君）

私が防災担当課長になってから、2度ほどこの議場においてもそういった各集落における備蓄品の配備について御質問いただきました。その際にですね、やはり自主防災組織を主とした、当時ではですね、事務嘱託員の皆さんに、やはりその管理状況も踏まえて備蓄の状況をお願いできないかという相談をした際にはですね、なかなか管理が難しい、そして備蓄倉庫、スペースの確保について問題点があったことから、今現在、各集落において備蓄はない状況ではございますけれども、今回のやはり津波避難、そしてその避難指示が出た際には、やはり各事務嘱託員の皆さん、そして区長

さんの皆さんもですね、やはりその必要性については意見交換をさせていただいているところでもございますので、そこに関しましては、じゃ、どの分、備蓄できるのか、その管理して、実際その備蓄品を使う状況は、誰がどういったふうにしたほうがいいのかというところの協議も、逆に進めなければいけないと思いますので、そこはまた新たに、今度、事務嘱託委員の改選等もあるようでございますので、その中で情報共有しながら、我々から提言をさせていただいて、うまくこの集落備蓄の確保についてもですね、相談させていただければというふうに思っております。

○6番（勝山浩平君）

南海トラフ最大クラスを想定した場合に、津波が津名久の場合64分、高さが4.6mとありましたけれども、4.6mの津波が来たときに、各集落の浸水エリアなどをしっかりと示すべきではありませんか。本村のハザードマップ、防災マップはありますか。学校や公民館が避難所としての記載はあるんですかね。

高台、津波を想定した避難場所の記載がない。あと浸水エリアも示されていない。ここも今回の集落の防災計画を作っていく中で、しっかりとмонで、新たな防災マップを作っていくべきではありませんか。

○総務課長（政村勇二君）

確かに現在の防災マップにおきましては、土砂災害を想定した防災マップでございまして、レッドゾーン、危険なレッドゾーンとイエローゾーン、そして、各集落の公民館や学校避難場所が指定された防災マップになっていると思います。その津波を想定した、例えば色、着色を変えてですね、一つのペーパーにするとすると、すごく混雑するものになり得ないこともありますので、それに関しましては、逆に新たにですね、今ある防災マップにですね、指定避難場所、確かに今、記載がございませんので、指定避難場所とそこに対する指定避難場所に避難した際には、海拔何mであると、そういった記載も追加した上でですね、今の防災マップに津波の際はここに避難してくださいという方法を取りたいと思います。今ある防災マップ、土砂災害に特化した防災マップと、別にまた津波被害を想定した防災マップ2枚とかとなると、やはり村民の皆さんも混雑するのかなという考えもありますので、今ある防災マップにですね、一次避難場所の海拔を表記したものに変更するように、新年度対応を図っていきたいというふうに考えております。

○議長（奥田忠廣君）

残り5分です。

○6番（勝山浩平君）

振興計画ですね、今策定中ということでありましたが、6次、これからの10年間の振興計画、村民に示すことができるのはいつを予定をしているのか。また、分かりやすいようにイラストで表すビジョンマップを策定をしているということで、広報紙で拝見しましたが、これも楽しみですけれど、このビジョンマップに対しても、いつ村民に示すことができるのか、お伺いします。

○企画観光課長（福山 茂君）

現在策定を進めているところでございます、それにつきましては先ほどございましたように、現在、主管課のほうで精査確認をしながらまたしているところでございます。またこの後、振興計画企画委員会、そしてまた説明、議会の説明等をさせていただきまして、また審議会への諮問という形になってまいります。そのため、4年度前期をめどとしております。その中でまたビジョンマップにつきましても、またやはり同じような形になってまいっていると思っております。

○6番（勝山浩平君）

今回、防災ですね、この今回の避難は、本当に様々な問題点を洗い出す大変いい機会になったと思いますので、現実にはですね、対策を練り上げていただきたいと思いますし、またぜひ今回の消防団の頑張りですね、どこかの機会で村長のほうから評価というか、おほめの言葉をしていたら、消防の皆さんも大変うれしく感じるのではないかと思いますので、機会がありましたらどうかよろしくお願いいたします。終わります。

○議長（奥田忠廣君）

これで6番、勝山浩平君の質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 4時08分

第 1 回 大和村議会定例会

第 3 日

令和 4 年 3 月 2 2 日（火）

大 和 村 議 会

令和４年第１回大和村議会定例会会議録

令和４年３月２２日（火）

午前１０時１５分 開 議

１ 議事日程

開議の宣告

- 日程第 １ 議案第 ８号 令和４年度大和村一般会計予算について
日程第 ２ 議案第 ９号 令和４年度大和村簡易水道事業特別会計予算について
日程第 ３ 議案第 １０号 令和４年度大和村国民健康保険特別会計予算について
日程第 ４ 議案第 １１号 令和４年度大和村大和診療所特別会計予算について
日程第 ５ 議案第 １２号 令和４年度大和村介護保険特別会計予算について
日程第 ６ 議案第 １３号 令和４年度大和村集落排水事業特別会計予算について
日程第 ７ 議案第 １４号 令和４年度大和村大和の園特別会計予算について
日程第 ８ 議案第 １５号 令和４年度大和村後期高齢者医療特別会計予算について

（予算審査特別委員長報告及び採決）

- 日程第 ９ 大和村副村長の選任について
日程第 １０ 議員派遣の件について
日程第 １１ 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

閉議

閉会の宣告

２ 出席議員は次のとおりである。（８名）

１番	市 田 実 孝 君	６番	勝 山 浩 平 君
２番	前 田 清 和 君	７番	中 井 文 忠 君
３番	重 信 安 男 君	８番	宮 田 到 君
５番	藏 正 君	９番	奥 田 忠 廣 君

３ 欠席議員は次のとおりである。（０名）

４ 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 大 崎 一 也 君 次 長 児 玉 明 美 君

5 説明のため出席した者の職氏名

村 長 伊集院 幼 君
 副 村 長 泉 有 智 君
 総 務 課 長 政 村 勇 二 君
 建 設 課 長 前 田 逸 人 君
 保健福祉課長 早 川 理 恵 君
 大和診療所事務長 松 崎 泰 郎 君
 大和の園園長 勝 健一郎 君

教 育 長 晨 原 弘 久 君
 教委事務局長 森 永 学 君
 企画観光課長 福 山 茂 君
 産業振興課長
 兼農委事務局長 郁 島 武 正 君
 会 計 管 理 者
 兼 会 計 課 長 大 石 松 美 君
 住民税務課長 池 田 浩 二 君

開会 午前10時14分

-----○-----

○議長（奥田忠廣君）

皆さん、おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付されております議事日程のとおりであります。

-----○-----

日程第1 議案第8号 令和4年度大和村一般会計予算について

日程第8 議案第15号 令和4年度大和村後期高齢者医療特別会計予算について

○議長（奥田忠廣君）

日程第1、議案第8号、令和4年度大和村一般会計予算についてから、日程第8、議案第15号、令和4年度大和村後期高齢者医療特別会計予算について、以上の8件を一括議題といたします。

予算審査特別委員長に委員会の報告を求めます。

○予算審査特別委員長（前田清和君）

皆さん、おはようございます。ただいま議長の許可をいただきましたので、令和4年度予算審査特別委員会委員長報告をいたします。

去る3月3日の本会議において、本予算審査特別委員会に付託を受けました議案第8号、令和4年度大和村一般会計予算についてから、議案第15号、令和4年度大和村後期高齢者医療特別会計予算について、以上8件の当初予算議案について、審査内容と結果について報告いたします。

本村の令和4年度予算編成については、村長の施政方針にもあるように、第2期総合戦略として策定された大和村まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、四つの基本目標の達成に向け、七つの基本方針を定め、予算編成が行われております。

本委員会は、3月4日午前中に主な事業の現地調査を行い、名音小学校体育館改修工事、軽石漂着状況、防災行政無線設備更新事業、公営住宅長寿命化計画の説明を受けました。

また、3月16日と17日の2日間においては、村長、副村長、教育長及び関係職員の出席を求め、一般会計及び各特別会計予算案の審査を行いました。

審査内容について申し上げます。

津波警報による避難に対し、消防団員の活動に対し感謝とねぎらいの言葉があり、今後、要支援者等の避難に対する訓練も必要ではないかとの質疑があり、年3回の全体訓練の中で、年1回は今後取り入れたいとの答弁でした。

特産品開発について、本村に特化した商品、ストーリー性のある商品づくりはできないかとの質疑があり、まるごと体験協議会やパッケージを含んだ専門の業者への委託を計画しているとの答弁でした。

空き家解体処分費助成金制度について、周知方法や処分後の制限が厳しすぎるのではないかと質

疑があり、固定資産税の通知書の中にパンフレットを入れることや、ホームページ等で制度の通知を行うこと、制限については、今後、事業を行いながら内容を検討していくとの答弁でした。

重層的支援体制移行準備事業の内容について質疑があり、福祉関連の多岐に渡る分野の相談に対し、多角的に相談対応ができることで、よりスムーズな対応や相談者の負担軽減を図れるよう、社会福祉協議会と連携して行う事業であるとの答弁でした。

軽石除去について質疑があり、河川に対しては軽石回収機による実験を行ったり、集落への協力賃金を支払っての回収作業を続けていきたいとの答弁でした。

農業振興において、福元だいこん、福元いものブランド化について質疑があり、品質の向上、栽培方法などを農家と話し合いながら、他の地域に負けない商品生産に励みたいとの答弁がありました。

体験型観光農園やオーナー制度について質疑があり、福元地区のたんかんやシイタケの収穫体験を計画している。また、オーナー制度については管理費を募り、たんかんの収穫や品物を送る計画をしているとの答弁でした。

大棚名音線の未舗装道路について、境界にかからない部分について簡易な舗装はできないかとの質疑があり、地権者との話し合いを行っているが話が折り合わず、境界に触れないところの簡易舗装を行う考えはあるとの答弁でした。

GIGAスクールについて、タブレットの持ち帰りができないか質疑があり、セキュリティの関係で家庭でのインターネット接続ができない状況であり、3月補正で学校のインターネット環境の整備を行い、家庭への持ち帰りを可能とするよう対策を行うこととしているとの答弁でした。

次に、特別会計について、報告いたします。

最初に、簡易水道事業について、公営企業法適用について質疑があり、法律の改正により全市町村において簡易水道事業及び集落排水事業を非公営企業から公営企業に移行するよう通知があり、令和6年度事業開始を予定している。内容は、資産管理及び経営管理を行うことにより、目に見えた運営状況の把握ができるとの答弁でした。

大和診療所について、医療システムに関し、マイナンバーカード利用について質疑があり、システムは導入されたが、薬局との調整を行っているところであるとの答弁でした。

介護保険について、集団指導委託について質疑があり、以前のいきいき運動教室のことで、参加者を多くするため各集落での集まりや、老人クラブ活動を利用して事業を行いたいとの答弁がありました。

集落排水事業について、集落民への説明や通行者への配慮が足りないのではないかと質疑があり、誘導員の配置や集落内での看板設置を行っているが、今後は更なる配慮を行いたいとの答弁がありました。

最後に、大和の園について、集落長屋との関連性や管理について質疑があり、長期入所、短期入所、集落長屋など受け入れが増えることにより、利用者の選択も増え、集落長屋の管理については

検討中との答弁がありました。

以上、令和４年度各特別会計予算の質疑終了後に、一括して討論を行い、会計ごとに採決を行いました。

その結果、どの会計においても討論はなく、採決の結果、全会計共に全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上のとおり、予算審査特別委員会に付託を受けました令和４年度大和村一般会計予算を含む８件の予算については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、ここに報告いたします。

最後に、当委員会では委員長の予算審査報告と併せまして、議会の意見書を後日取りまとめて提出いたしますので、速やかに対処していただけますよう申し上げ、令和４年度予算特別委員会における委員長報告を終わります。

○議長（奥田忠廣君）

これで、委員長報告を終わります。

ただいま予算審査特別委員長から報告がありましたが、予算審査特別委員会は議長を除いて全ての議員が委員となっております。

したがって、議案第８号から議案第15号までの委員長報告に対する質疑は省略いたします。

これから、各議案の討論に入ります。

最初に、議案第８号、令和４年度大和村一般会計予算について、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第８号、令和４年度大和村一般会計予算についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第８号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（奥田忠廣君）

起立多数であります。

したがって、議案第８号、令和４年度大和村一般会計予算については、委員長の報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第９号、令和４年度大和村簡易水道事業特別会計予算についての討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第9号、令和4年度大和村簡易水道事業特別会計予算についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第9号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（奥田忠廣君）

起立多数であります。

したがって、議案第9号、令和4年度大和村簡易水道事業特別会計予算については、委員長の報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第10号、令和4年度大和村国民健康保険特別会計予算についての討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第10号、令和4年度大和村国民健康保険特別会計予算についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第10号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（奥田忠廣君）

起立多数。

したがって、議案第10号、令和4年度大和村国民健康保険特別会計予算については、委員長の報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第11号、令和4年度大和村大和診療所特別会計予算についての討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第11号、令和4年度大和村大和診療所特別会計予算についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第11号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（奥田忠廣君）

起立多数であります。

したがって、議案第11号、令和4年度大和村大和診療所特別会計予算については、委員長の報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第12号、令和4年度大和村介護保険特別会計予算についての討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第12号、令和4年度大和村介護保険特別会計予算についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第12号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（奥田忠廣君）

起立多数であります。

したがって、議案第12号、令和4年度大和村介護保険特別会計予算については、委員長の報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第13号、令和4年度大和村集落排水事業特別会計予算についての討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第13号、令和4年度大和村集落排水事業特別会計予算についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第13号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（奥田忠廣君）

起立多数であります。

したがって、議案第13号、令和4年度大和村集落排水事業特別会計予算については、委員長の報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第14号、令和4年度大和村大和の園特別会計予算についての討論を行います。
討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第14号、令和4年度大和村大和の園特別会計予算についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第14号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（奥田忠廣君）

起立多数であります。

したがって、議案第14号、令和4年度大和村大和の園特別会計予算については、委員長の報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第15号、令和4年度大和村後期高齢者医療特別会計予算についての討論を行います。
討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第15号、令和4年度大和村後期高齢者医療特別会計予算についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第15号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（奥田忠廣君）

起立多数であります。

したがって、議案第15号、令和4年度大和村後期高齢者医療特別会計予算については、委員長の報告のとおり原案可決されました。

次に、予算審査特別委員会の意見についてお諮りいたします。

本件を議会の意見として村長に提出したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、予算審査特別委員会の意見を議会の意見として村長に提出することに決定いたしました。

-----○-----

日程第9 同意第1号 大和村副村長の選任について同意を求める件

○議長（奥田忠廣君）

日程第9、同意第1号、大和村副村長の選任について同意を求める件を議題とします。

提案者に提案の理由並びに内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大和村副村長の選任について提案の理由を申し上げます。

このたび、令和4年3月31日をもって大和村副村長、泉 有智氏の任期が満了となります。つきましては、新たに仲新城長政氏を選任したいため、地方自治法第162条の規定に基づき、議会の同意を求めたく御提案申し上げます。

内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、同意くださいますようよろしくお願いいたします。

○総務課長（政村勇二君）

大和村副村長の選任について内容の説明を申し上げます。

同意を求めていますのは、住所、鹿児島県大島郡大和村大字思勝57番地、氏名、仲新城長政、生年月日、昭和32年10月2日生まれであります。学歴、職歴の概要はお配りいたしました資料のとおりであります。

御同意方よろしくお願い申し上げます。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

私が質疑をいたしますので、副議長と交代をいたします。

[議長交代]

○副議長（重信安男君）

質疑はありませんか。

○9番（奥田忠廣君）

村長、私はですね、議長は中立的な立場であるということがありますが、異例であります。議員必携の中にはね、議長の質疑は質疑討論は、ちゃんと許可されておりますので、質疑いたします。

私は同意第1号、大和村副村長の選任について、同意案に議員誰一人異議を唱えることなく、全会一致でこの人の賛成することにはできない。この人の役場勤務時を知っているだけに、できない。議会議員の全員の賛成だけは阻止しなければならないとの思いで、私は自席に戻って質疑をいたします。

まず村長、あなたはこの方の選任同意を求めた最大の理由は何ですか。

○村長（伊集院 幼君）

我々、副村長の人事に関しましては、やはり行政に精通した方ということと、私たちと一緒に村政運営に携わってもらうということが、今回の選任の理由でございます。

○9番（奥田忠廣君）

この同意を求める方、部下、職員を恫喝し、恫喝された事によってトラウマになり、職場復帰出来ずに辞職した職員がいる。これは村長も承知していますよね。私の知る範囲でも何人かいる。村長は承知しているはずですが、このようなことがあった事に対して、本人が役場職員当時注意したと言っていますが、効果がありましたか。心療内科に通院した職員が何人いたか把握していますか。

○村長（伊集院 幼君）

職員時代の勤務の在り方については、やっぱりその人の性格もあり、またやり方もある中で、厳しく部下を育成するために指導なされたものだと、そういうこともある中で、これは部下を思う気持であったことだろうと思いますけれども、我々も目指すものは村の発展のために職員としては頑張ってもら、しかし、これまでがやっぱり業務のそのやり方について、やはりままたならないというか、しっかり業務の在り方を部下に指導する中で、なかなか意思疎通が図れなかったということもあったようでございます。私たちも職員の育成は頭ごなしに言うんじゃないくて、やはりその人を見ながら、やはり我々も育成の在り方について勉強会もやったこともあります。今後は、そういう形でその本人も大分やり方も変わってきたということもありまして、我々もしっかり同僚としてやっていただける人材であるというふうに考えております。

○9番（奥田忠廣君）

行き過ぎがあったということで、注意したことがありますでしょう。その注意の効果があったのかということですよ、本人が。

○村長（伊集院 幼君）

これは成果はあったものだというふうに思っております。

○9番（奥田忠廣君）

村長、現在でもですね、このようなことがトラウマになっている職員がいる。この方が選任されてしまうとトラウマ感が増幅される職員もいると思うんです。私はトラウマというをちょっと調べてみましたけど、日本語では心的外傷、ことを指しますが、心的外傷とは心に傷を持ったことであり、大きな精神的ショックを感じ、恐怖によってできる心や肉体に受けたダメージによって引き

起こされる、これを心的外傷、つまり心の傷を意味する言葉ですが、このような職員が出て来るとは思いませんか。

○村長（伊集院 幼君）

それは私が先ほど申し上げましたように、職員の育成の在り方について、我々もここ数年、管理職に対する、そしてまた私自身も指導の在り方を変えていかなければならないということで学んできたつもりであります。職員も確かにメンタル的にもたないという職員もいましたけれども、我々もやり方によっては適材適所をしながら、職員の引き出し方をしていこうということで、ここ数年、大分変わってきているように、私は感じております。これは、私だけではなく、私の周りにいる管理職の皆さんも、職員もしっかり管理をしていく中では、ただ業務だけではなく、メンタル的な面についても仮にこの職員にこの業務があっているのかどうかということも、今は把握していかないといけない時代であるというふうに認識をしております、これまで我々がたたきあげで鍛えられたやり方では、なかなか持ちこたえきれないという現状も、我々も思いながら、しっかりとした村のために働いていただく人材育成に努めていきたいというふうに思っているところでございます。

○副議長（重信安男君）

これで質疑を終わります。

議長を交代いたします。

[議長交代]

○議長（奥田忠廣君）

これから、討論を行います。

私が討論を行いますので、副議長と交代をいたします。

[議長交代]

○副議長（重信安男君）

これから、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○9番（奥田忠廣君）

この、村長、同意選任者、ちまたで何と言われているか知っていますか。上にはごますり、下には恫喝すると言われていています。役場内で本人によるセクハラ問題や、心的外傷者、必ず出てくると思います。村長は大和村政史上初めて4期連続当選です。3期連続無投票当選したことに対して、村民全体の一任をとりつけたとの思い上がりでの選任ではありませんか。同意1号は、私は到底賛成することはできません。私たち議会議員はですね、伊集院村政の下請議会じゃないんですよ。また、そうあってはならないと私は思い、反対討論を終わります。

○副議長（重信安男君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○1 番（市田実孝君）

賛成討論をさせていただきます。昨日ですね、3時過ぎに反対討論があるということで、急きょ賛成討論をまとめさせていただきました。ここにおられる村長、副村長、更に課長の皆様、各課役場を代表してこの場に座っておられます。毎日お仕事大変でしょう。お疲れ様です。お一人お一人、人生、いろんな悩みや御苦労がোধありだと思います。皆様方が大和村の今を動かし、村長とともに村民のためにより住みよい村を目指し、村民をリードしていかれると私は思います。時には体調の悪いときもあるかもしれません。課長は部下がいる以上頑張る姿を部下に見せなければいけません。勤務において誰よりも熱意をもっていくことを強く求められています。皆様方と同様に伊集院村政を支え続けた仲新城さんが行政経験者で、すぐに村長がおっしゃるように即戦力になり得る方。今回、副村長として指名されております。本当に喜ばしいことだと私は思います。先ほど来、いろんな悩みで役場を辞められたとかいう話もありますが、公務員は自ら辞めなければ身分保障が守られております。企業は、日本の企業はそういったことは許しません。守られているから、自分の身分、人格は自分で守る。先輩であろうと、村長であろうと、公務員である以上、立ち向かう人格が必要なのだと、私は思います。先輩が辞めさせたという甘い考えは、今後、日本の社会では通用しなくなると、私は思います。現実に私が勤務した商工会でも、15年前から人事評価の時代に入りました。仕事を休む人、体調不良になる人、給料が減俸になります。そういう時代です。確か5・6年前に公共施設でも人事評価の時代が来るということを、私は聞いた覚えがあります。今、役場では人事評価は、今やっていないと私は思います。しかし、いずれはそういう時期が来るものだと、私は思います。今、全企業で辞職率、日本の辞職率は若者が職をすぐ離れる時代が多くなり、年々それは高まっております。人口減少に伴い、役場の職員も以前は90人、80人の時代がございました。今年は57人に正職員はなっております。その中で、一人一人が仕事も多分2倍、3倍と増えている中で悩みや心配事も多く、その中でここにおられる課長の皆様は、本当に頑張って来られて、課長に座られておるものと、私は思います。役場も緊縮財政が続き、先輩は40年間、役場の行政の中核で勤められ、大和村の行財政においても厳しい財政運営の中、健全財政運営に関わり財政をよく知っておられる方です。隣の島の何とか市長さんが、馬毛島反対で立候補しましたが、防衛省の予算獲得に今意見をはっきりしない状態となっているのを、皆様も御存知のとおりだと思います。やっぱり財政が伴わなければ、私たち議員も8人に減り、16人からですね、役場の職員も更に減っていくものと思います。やっぱり財政に関わった先輩、仲新城先輩、集落の後輩として、先輩が役場に入る前から思勝青年団でキトバレ踊から集落行事に率先して参加し、今日まで集落をまとめてまいりました。先輩が過去に仕事で悩んだりして、ひ弱になったり、体調を崩したりして休んだということを、私は聞いたことがありません。役場の役職が変わる中で、いろんな悩みや不安はあったと思いますが、ことに臨んで常に前向きで、積極的に歩んで来られております。精神的にも強いのでしょうか。そういったのを村長は見ておられてのことでしょう。役場の職員として、村政のため、村民のため、自分を厳しく、公僕と志を高く歩んで、後輩たちの見本と言える人物です。

各市町村の仲間をはじめ、友だちも多く、いろんな方とのつながりが人脈も多いことを私は知っております。先の産業課では道の駅構想に関わり、合同会社ひらとみ運営など、大和村の一番の関心事、産業振興に必死に努力された。先ほどの議会でも質問の猛威、今後の村政で自主防災組織の充実、青年活動の活発な集落の青年団組織の充実、津波警報による避難誘導で、集落の消防団員、青年の活躍がありました。地域の消防団の活躍、青年の活躍は今後も地域での中心であり、今も昔も変わらないと思います。先輩は若いころ、連合青年団長として、村長や左におる同僚の蔵議員も青年団長をなさった経緯がありますが、その先輩として地域の活性化のために、誰よりも損得抜きで、夜遅くまで村の行事に青年団活動に頑張っておられました。教育委員会において、長年、主事から課長として村の社会教育行政でも村民のリーダーとして精一杯努力されたことは、皆様の御存知のとおりだと思います。村民の集う場所があれば表彰すべき方だと、私は思います。生涯を村の発展のため、役場の中心で生真面目でただひたすら前を向き、困難をものともせず、地域のために頑張っており、常にバイタリティあふれる方が、今指名され、村長を支え大和村のために頑張れる機会があるのなら、機会をいただけたら微力ながら尽力したいとおっしゃっておられる、反対する動機がありますか。今の村の活性化の原力、動力である青年活動の後押しのためにも、若いころから地域のために、村政のために頑張っておられた先輩は最も適任であり、私は賛成いたします。

○副議長（重信安男君）

これで討論を終わります。

これから、同意第1号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○副議長（重信安男君）

起立多数です。

したがって、同意第1号、大和村副議長の選任について、同意を求める件は同意することに決定いたしました。

議長を交代いたします。

〔議長交代〕

〔「議長、6番、動議」と呼ぶ者あり〕

○6番（勝山浩平君）

休憩の動議についてですけど、先ほどの議長の反対討論、議長の中立性という立場でも問題がありますが、反対討論の内容に対しても問題があると感じました。特定の個人に対してごますり、セクハラ、恫喝、辞職、因果関係、明確な証拠を示さずに個人を誹謗することは慎まなければなりません。国会は免責特権があって、国会内での発言はどのような発言であっても許容されますが、私たちは地方議会、地方議会の中で特定の個人を誹謗して、名誉を傷つけることは、私たちは慎まな

ければなりません、このような場合は刑事責任、名誉棄損罪、侮辱罪に問われる可能性もあります。私たち大和村の議会、しかも本会議場の場において、法に抵触するような発言を容認することはできません。よって、全員協議会で反対討論の討論内容の取下げと、会議録からの削除を協議するために休憩の動議を提出いたします。

○議長（奥田忠廣君）

ただいま、勝山浩平君からの動議がありましたが、ただいまの動議について、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（奥田忠廣君）

起立多数であります。

全員協議会で協議をいたすことにいたします。

-----○-----

日程第10 議員派遣について

○議長（奥田忠廣君）

日程第10、議員派遣についてを議題といたします。

議員派遣については、お手元にお配りしましたとおり派遣することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については、お手元にお配りしましたとおり派遣することに決定いたしました。

なお、派遣議員及び日程に変更が生じた場合には、議長に一任していただきたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣に変更が生じた場合には、議長に一任することを決定いたしました。

-----○-----

日程第11 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（奥田忠廣君）

日程第11、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から、議会規則第75条の規定によって、お手元にお配りした本会議の会期日程など、議会の運営に関することについて、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

-----○-----

副村長挨拶

○議長（奥田忠廣君）

ここで、このたび退任されます泉 有智副村長より挨拶の申し出があります。

これを受けたいと思います。

○副村長（泉 有智君）

皆様、こんにちは。議長の許可をいただきましたので、高いところからではございますが、副村長退任にあたり、お礼の御挨拶を申し上げます。

私は昭和54年7月に大和村役場に奉職以来、職員として31年9カ月お世話になり、平成23年3月に伊集院村長の御推挙をいただき、そして議会の皆様方のありがたい選任御同意をいただき、平成23年4月から教育長を1期3年間、更には平成26年4月から副村長を2期8年間勤めさせていただき、通算で42年9カ月という長きにわたって大和村行政に関わらせていただきました。これまで、伊集院村長と連携を取らせていただきながら、補佐役として職務を遂行できましたのも、議会の皆様方をはじめ、村長、先輩後輩の職員の皆様、更には村民の皆様方の温かい御指導、御鞭撻のおかげさまでであると、心から感謝を申し上げます。

思い返しますと、これまでのことが走馬灯のように思い出されますが、最近のことで申し上げますと、教育長として中学校統合に伴う新設大和中学校の統合1年目から関わらせていただいたこと。また、自分が大和中学校1年のときに飼育が始まったアマミノクロウサギの研究飼育施設建設関係に、副村長という立場で再度関わらせていただいたことは、節目節目の巡り合わせを感じますと同時に、本当にありがたいことだと思っております。昨年7月26日に奄美が世界自然遺産に登録され、奄美は世界から注目されることとなりますが、その中でもこのアマミノクロウサギの施設が果たす役割は、ますます大きくなっていくものだと期待をしているところでございます。

私は3月31日をもって退任いたしますが、今後は一村民として、長い間お世話になりました大和村行政、大和村民の皆様方に恩返しができますよう取り組んでいきたいと意を新たにしているところであります。

長きにわたって行政職務に携わらせていただきましたことに対し、改めて深く感謝を申し上げますと同時に、大和村議会並びに議員の皆様方の今後ますますの御健勝、御活躍、そして我がふるさと大和村が、小さくとも光り輝き続ける大和村として、ますます発展しますように、更には村民の

皆様方の限らない御多幸を御祈念申し上げまして、まだまだ言葉は足りませんが、お礼の御挨拶とさせていただきますと思います。

長い間、本当にありがとうございました

[拍手]

○議長（奥田忠廣君）

これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

以上をもちまして、令和４年度第１回大和村議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前１１時０５分

地方自治法第123条第２項の規定により、ここに署名する。

大和村議会議長 奥 田 忠 廣

大和村議会議員 勝 山 浩 平

大和村議会議員 中 井 文 忠